

全国児童福祉主管課長会議 (内閣府)

平成 20 年 2 月 22 日

内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)
仕事と生活の調和推進室
少子・高齢化対策担当

目 次

1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び行動指針、 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略について	3
2. 地域における少子化対策の推進体制について	
① 1月22日全国都道府県財政課長等会議配布資料(②を含む)...	8
② 「総合的な少子化対策の推進について」 (平成20年1月22日付 3局長等連名通知)	10
③ 「総合的な少子化対策の推進体制の充実について(参考)」 (同日付課長等通知)	16
④ 「少子化対策連携促進サイト」の開設について	20
3. 仕事と生活の調和の推進について	
① 「「仕事と生活の調和推進室」のお知らせ及び各都道府県の 担当部署の御登録のお願いについて」(同日付参事官通知)	24
② 仕事と生活の調和推進会議(都道府県労働局主催)について	29
③ 仕事と生活の調和ポータルサイトの立ち上げについて	30
4. その他	
① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)連続シンポジウムの 開催について	34
② 平成20年度「家族・地域のきずな」フォーラム、官民連携 子育て支援推進フォーラムの共催について(依頼)	35
③ 企業参画型子育て支援事業(内閣府委託)について(お願い)	43
〔資料編〕	
○ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(本文)	47
○ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進と 少子化対策について(関連データ等)	65
○ 平成20年度少子化社会対策関係予算案のポイント	85
○ 社会保障国民会議(第1回)資料	93

(別冊) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章
仕事と生活の調和推進のための行動指針

1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び
行動指針、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に
ついて

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章及び行動指針、 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略のポイント

○ 重点戦略については、昨年2月に検討会議(議長:官房長官)を設けて検討開始。6月の中間報告を経て、12月に全体像をとりまとめた。

○ 仕事と生活の調和の実現については、7月以来官民トップ会議(議長:官房長官)を設けて検討開始。12月に憲章及び行動指針をとりまとめた(重点戦略にも反映)。

策定の視点

- (1) 少子化の背景には、結婚、出産・子育てに関する希望と現実の乖離が存在。
- (2) 働き続けることと結婚して子どもを持つことの「二者択一」を迫られている状況を解決する必要。
(人口減少に伴う労働力人口減少は経済成長面からも問題)

⇒ 「二者択一」構造解決のため、

- ① 働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現
- ② 多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援策の再構築を「車の両輪」として進めていく必要。

概要

(1) 仕事と生活の調和の実現

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現に向けた国民各層それぞれの取組を促すもの。

(2) 子育て支援策の再構築

- ① 仕事と生活の調和を進め、希望どおり結婚、出産・子育てができるよう、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等子育てを支える社会的基盤の整備が必要。
- ② ①のためには一定程度の効果的な財政投入が必要。財源は次世代の負担によって賄うことのないようその時点で手当が必要。

※家族政策関連支出(2003年度)は、我が国がGDP比0.75%であるのに対し、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン等では概ねGDP比2～3%を投入。

※フランスの家族関係支出を日本の人口規模に換算すると10.6兆円。(※日本は3.7兆円(2003年度))

※女性の就労希望等がすべてかなった場合の社会的コストの追加所要額は、1.5兆～2.4兆円。

今後の対応

(1) 平成20年度予算案に反映。

(2) 家庭的保育や一時預かり等の制度化、企業や自治体の次世代育成支援行動計画の策定及び取組の一層の推進等については、先行して取り組む。

⇒ 児童福祉法、次世代育成支援対策推進法の改正

(3) 更に、費用分担等を含む具体的な制度設計については、税制改正の動向を踏まえつつ引き続き議論。

※(2)、(3)については社会保障審議会に少子化対策特別部会を設けて審議。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

I 意義・緊要性

【従来】働き方の見直しは個々の企業の取組に依存→一部が先進的に取り組み、社会的広がりが欠如
 【今般】経済界、労働界、地方のトップで協議、合意 → 社会全体を動かす大きな契機に

【働き方の二極化等】

- 競争の激化、経済低迷や産業構造の変化 → 正社員以外が大幅に増加、正社員の労働時間の高止まり
- かつては専業主婦。現在は過半数が共働き世帯。
→働き方や子育て支援などの社会的基盤は従来のまま
→男女の固定的な役割分担意識が残存

【仕事と生活の間で問題を抱える人の増加】

- 正社員以外の働き方の増加→経済的に自立できない層
- 長時間労働→「心身の疲労」「家族の団らんを持っていない層」
- 働き方の選択肢の制約→仕事と子育ての両立が困難

【少子化対策や労働力確保が社会全体の課題に】

- 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因に
- 働き方の選択肢が限定。女性、高齢者等の多様な人材を活かせない

○個人の生き方や人生の段階に応じて多様な働き方の選択を可能にする必要

- 働き方の見直し、生産性の向上や競争力の強化に=「明日への投資」

II 「憲章」及び「行動指針」

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(国民的な取組の大きな方向性の提示)
 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針)を策定

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が可能な社会

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定

(代表例)

- 就業率(②、③にも関連)
 <女性(25~44才)>
 64.9% → 69~72%
 <高齢者(60~64才)>
 52.6% → 60~61%
 ○フリーターの数
 187万人 → 144.7万人以下
 (いずれも 現状 → 10年後)

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
 10.8% → 半減
- 年次有給休暇取得率
 46.6% → 完全取得

- 第1子出産前後の女性の継続就業率
 38.0% → 55%
- 育児休業取得率
 (女性) 72.3% → 80%
 (男性) 0.50% → 10%
- 男性の育児・家事関連時間
 (6歳未満児のいる家庭)
 60分/日 → 2.5時間/日

社会全体としての進捗状況を把握・評価し、政策に反映

関係者が果たすべき役割

企業と働く者

協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む

国・地方公共団体

国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策への積極的な取組、地域の実情に応じた展開

重点戦略（仕事と生活の調和に関する部分以外）

I 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの考え方

①親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- 就業希望者を育児休業と保育（あるいはその組合せ）で切れ目なくカバーできる体制、仕組みの構築
- そのための制度の弾力化（短時間勤務を含めた育児期の休業取得方法の弾力化、家庭的保育など保育サービスの提供手段の多様化）
- 保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行

②すべての子どもの健やかな育成を支える 対個人給付・サービス

- 一時預かりをすべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして再構築（一定のサービス水準の普遍化）
- 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施

③すべての子どもの健やかな育成の基盤となる 地域の取組

- 妊婦健診の望ましい受診回数確保のための支援の充実
- 各種地域子育て支援の面的な展開（全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の整備）
- 安全・安心な子どもの放課後の居場所の設置
- 家庭的な環境における養護の充実など、適切な養育を受けられる体制の整備

（社会的コストの試算）

効果的な財政投入の必要性

児童・家族関連社会支出額
（19年度推計）約4兆3,300億円
（GDP比0.83%、欧州諸国では2～3%）

※現在の費用構成は、国・地方公共団体の公費が約8割、企業・個人の保険料等が約2割



推計追加所要額 1.5～2.4兆円
希望者すべてが就業した場合や就業希望者すべてが預かりになった場合等を仮定した試算

※フランスの家族関係支出を日本の人口規模に換算すると約10.6兆円

- 上記の考え方に示した給付・サービスの充実、とりわけ仕事と家庭の両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付の実現に優先的に取り組む必要
- これは単なるコストではなく「未来への投資」として、効果的な財政投入が必要
- 諸外国と比較しても特に厳しい財政状況の下で、その費用を次世代の負担によって賄うことのないよう、必要な財源をその時点で手当てして行うことが必要

《具体的な制度設計の検討》

- 給付の性格や施策間の整合、連携を考慮しつつ、国・地方公共団体の公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組合せにより支える具体的な制度設計の検討について、直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき

《先行して取組むべき課題》

- 制度設計の検討とともに、家庭的保育の制度化や一時預かり事業等の法律的な位置づけの明確化、地方公共団体や事業主が策定する次世代育成支援の行動計画に基づく取組の推進のための制度的な対応、社会的養護体制の充実などの課題について20年度において先行実施すべき

II 利用者の視点に立った点検・評価とその反映

- 利用者の視点に立った点検・評価手法を構築
- 平成21年度までの現行のプラン（「子ども・子育て応援プラン」、地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画）の見直しに当たって、利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映（PDCAサイクルを確立）

III おわりに ～支援策が十分に効果を発揮するための国民の理解と意識改革～

- 施策の必要性和有効性について十分に国民に説明し、理解を浸透
- 自然に子育ての喜びや大切さを感じられるよう社会全体の意識改革のための国民運動

2. 地域における少子化対策の推進体制について

少子化対策の推進体制の整備(協力依頼)

政府は、少子化対策の推進のため、昨年末、仕事と生活の調和憲章・行動指針や「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、各般の施策を展開することとしております。都道府県、市町村におかれましても、ご趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

1 地方公共団体における少子化対策の推進体制の充実(別添)

仕事と生活の調和の実現と子育てを支える社会基盤の整備の二つの取組を「車の両輪」として、地域における少子化対策を推進していくため、以下点につきご協力をお願いします。

(1) 庁内の部局横断的な推進体制を設置

首長の下、関係部局から構成する少子化対策推進本部を設置する等、少子化対策を推進するための庁内体制の整備。

(2) 地域連絡協議会の設置等

地域における企業や、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、労働基準監督署、公共職業安定所、保健・医療、福祉、教育関係者等と恒常的に意見交換を行い、協働して取り組むための協議会の設置。

(3) 地方交付税措置の拡充

上記の取組を含め、平成 20 年度に、市町村の少子化対策事業に係る地方交付税措置を拡充する予定。

2 関連諸施策との連携

(1) 今般、内閣府に仕事と生活の調和推進室を設けましたので、お気軽にアクセスをお願いします。

また、厚生労働省においては、平成 20 年度予算案において、都道府県ごとに労働局が事務局となって、関係者からなる「仕事と生活の調和推進会議」を設けることとしており、追って連絡がありますので、その際には、都道府県にもご参画をお願いいたします。

(2) 内閣府では、本年度中に少子化対策連携促進サイトを立ち上げる予定であり、その中で、国と各地方公共団体の少子化対策推進本部を結び、相互に情報共有を図ることができるよう準備を行っています。促進サイトが開設された折には、ご連絡いたしますので、積極的に参加いただき、ご活用ください。

【参考】

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 / 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
⇒ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

お問い合わせ先

少子化対策担当

田中、時末まで

(電話) 03-3581-1403

※特に仕事と生活の調和関連に関しては

仕事と生活の調和推進室 能坂、清水まで

(電話) 03-3581-9268

地域における少子化対策の推進体制の充実

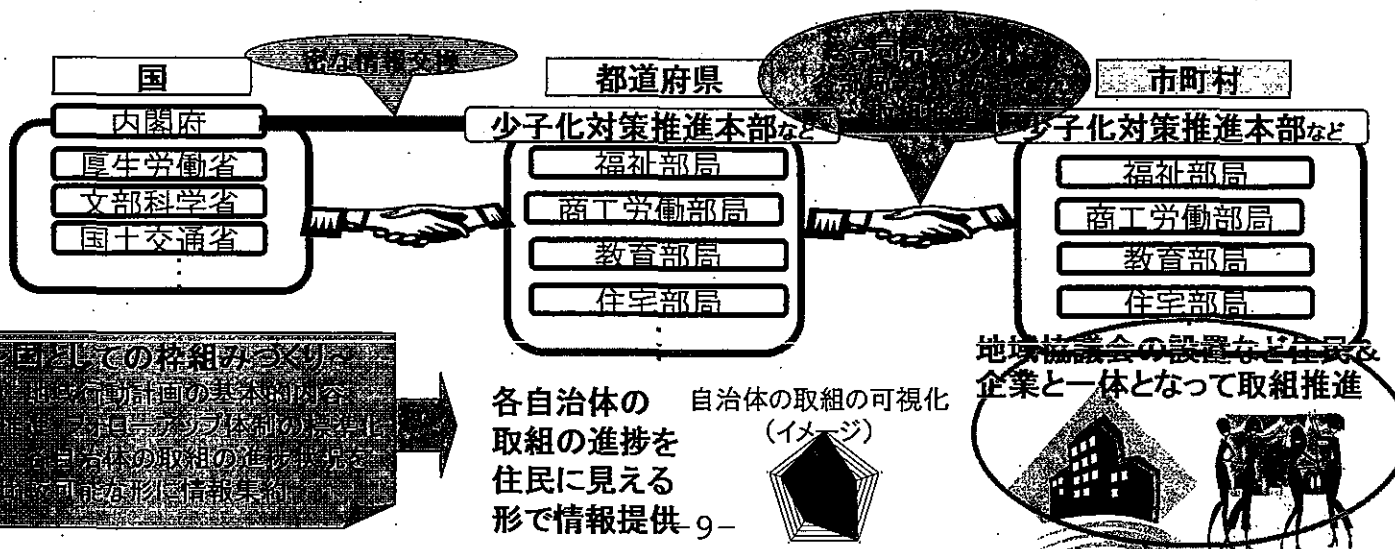
- 各自治体に少子化対策の「総合司令塔」を設置。国との間にネットワークを構築し、全国の実施状況等を把握するとともに、先進的取組等の密な情報交換を実施。
- 各自治体の行動計画の枠組みを見直し、PDCAサイクルを定着。
- こうした自治体の取組状況を、住民が目に見えるよう情報発信。

従来の体制

- 各自治体での少子化対策の「総合司令塔」の機能が不十分
→ 福祉・教育・住宅・商工労働など各部署の連携が不十分（縦割り）
- 国—都道府県—市町村を結ぶ横断的なネットワークがない
→ 全国の実施状況を十分把握できていない
優れた自治体の先進的取組の情報が全国へ伝播しない
- 各自治体の行動計画（次世代育成支援法の地域行動計画）の内容や、推進・フォローアップ体制がまちまち
→ 住民が各自治体の取組状況を比較しにくい
PDCAサイクルが未定着

今後の体制

- 「重点戦略」及び仕事を生活の調和の「憲章」の指針を踏まえ、各自治体の推進体制を強化
- 少子化対策の司令官として「推進本部」（文化を担う体制）を設置
地域の企業や民間団体等との協力を推進
- 国・都道府県等と各自治体の「推進本部」間に情報ネットワークを構築
インターネット等を活用して先進的取組等の情報を共有
- 各自治体の行動計画の枠組みを見直し、フォローアップ体制等を確立
PDCAサイクルの定着による取組の推進
- 行動計画に基づき自治体の取組の進捗状況を、指標に基づき定期的に情報集約
自治体の取組状況を住民が比較可能な形で情報提供
今後着手する各自治体の行動計画改定作業にも活用

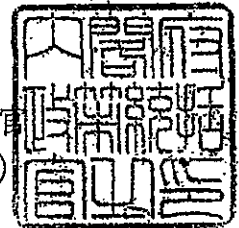




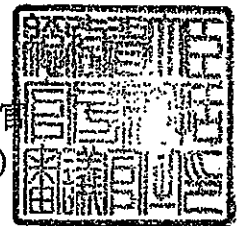
府政共生第47号
総行自第3号
雇児発第0122001号
平成20年1月22日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核都市市長
(次世代育成支援対策担当)

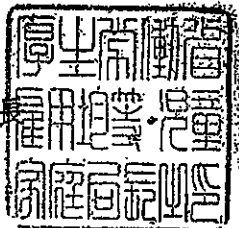
内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)



総務省大臣官房総括審議官
(政策企画担当)



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



総合的な少子化対策の推進について

我が国は、2005（平成17）年には、出生数、出生率ともに過去最低となり（出生数106万人、合計特殊出生率1.26）、また初めて死亡数が出生数を上回る人口減少社会が到来しました。

「日本の将来推計人口（平成18年12月中位推計）」（以下「新人口推計」という。）では、2055（平成67）年には、合計特殊出生率は1.26、総人口は9000万人を下回り、その4割が65歳以上の高齢者、1年間に生まれる子どもの数は50万人を下回る、といった厳しい見通しも示されているところです。このまま少子化が進行すると、単純な人口規模の縮小だけでなく、労働力人口が大きく減少することが予想され、我が国の経済社会に大きな影響を与えることが懸念されます。

第2次ベビーブーム世代（昭和46～49年生まれ）が30代半ばを迎えている今、子育て世代の年齢層の人口が大幅に減少する前に、急速な少子化に早急に対応していく必要があります。

こうした中、昨年12月18日「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）がとりまとめられたところです。重点戦略では、女性をはじめ、働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、国民の希望する結婚、出産・子育てを可能とするためには、妊娠・出産を機に女性の7割が離職しているという現状にみられるような就労と出産・子育てが二者択一となっている構造を解決する必要があるとし、仕事と生活の調和の推進と多様な働き方に対応した保育サービスの充実等子育てを支える社会的基盤の整備の二つの取組を「車の両輪」として施策を進めることが必要であるとしています。

また、特に仕事と生活の調和の実現については、政府、経済界、労働界のトップと地方の代表者、関係会議の有識者から構成される「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が設けられ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下、「憲章」、「行動指針」という。）がとりまとめられました。

政府は、今後、上記重点戦略及び憲章、行動指針を踏まえ、引き続き検討を進める（別紙参照）とともに各般の施策を展開していくこととしていますが、特に今回策定された憲章や行動指針に示された仕事と生活の調和の実現のための取組については、従来市区町村レベルの行政課題として必ずしも意識されてこなかったとの指摘もあることから、これまで以上に、保健福祉、教育、商工労働等の分野における担当部局が連携を図り、それぞれの地域における関係機関や企業などの関係者との協働体制のもとで、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しも含めた総合的な少子化対策の推進が求められるところです。

おりしも、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく現行の都道府県及び市町村行動計画が平成21年度をもって計画期間を終え、今後、次期計画の策定に向け、ニーズ調査の実施や現行計画の評価などの準備作業の開始が見込まれる時期にさしかかっているところです。

各地方公共団体、特に市区町村においては、こうした施策の動向を踏まえ、下記に示すような体制整備の構築が喫緊の行政課題であると考えられます。

貴職におかれては、政府の少子化対策への取組の趣旨をご理解いただき、地域における少子化対策の充実のための取組を進めていただきますようお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴管内市区町村に対しまして、この旨をご周知いただきますよう、併せてお願いします。

なお、平成20年度地方財政措置で、少子化対策への取組について、市区町村における体制整備も含め、総額において拡充の措置がなされることとされたほか、関係各省である文部科学省、経済産業省及び国土交通省に対しても、所管の関係各機関及び都道府県の各担当部署へ本通知の内容をご周知いただくようお願いしていることを申し添えます。

1 庁内の推進体制の整備

少子化対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して部局横断的に取り組んでいくことが効果的な対策を推進していく上で重要です。

このため、各地方公共団体の実情に応じて、例えば、首長の下、関係部局から構成する少子化対策推進本部を設置したり、これに準ずる体制を整備することにより、少子化対策を推進するための庁内体制を整備することが考えられます。

既に庁内体制を整備している地方公共団体におかれても、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの観点も含めた総合的な少子化対策の推進に向け、再度、構成部局等について点検を実施いただき、必要に応じて追加するなど、関係部局間の連携をより強化することが重要だと考えています。

なお、内閣府では、憲章等を推進する中核的な組織として、「仕事と生活の調和推進室」を設置いたしました（平成20年1月8日設置。詳しくは、「仕事と生活の調和推進室」の設置について（平成20年1月22日付内閣府仕事と生活の調和推進室参事官通知）をご参照ください。）、各都道府県におかれては、今後の国と都道府県の密接な連携のため、担当部署のご登録をしていただきますようお願いいたします。

2 地域の企業や民間団体等との協働の推進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の改革をはじめ、少子化対策は、地方公共団体のみならず、それぞれの地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、保健・医療・福祉関係者、教育関係者、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所、子育て支援活動を行うNPO等が、相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

このため、次世代育成支援対策地域協議会^(※1)を活用するなどにより、当該関係者等が意見交換を行い、協働して、仕事と生活の調和の実現のための働き方の改革や子育て支援などを推進するための協議の場を設けることが考えられます。

※1（参考）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（抄）

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

3 点検・評価等の施策への適切な反映

少子化対策においても、各種施策が利用者である国民にとって直面している困難や課題の解消に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、この結果を施策の企画立案プロセスに組み込んでいくことが重要だと考えています。

このため、このような利用者の視点に立った施策の点検・評価を実施し、これを毎年度の予算編成や事業実施、あるいは次期次世代育成支援のための行動計画策定に反映させていくといった、PDCA（PLAN-DO-CHECK-ACTION）サイクルを定着させる必要があると考えています。

さらに、これらの一連の過程が住民に開かれた形で行われるようにするための枠組みとして、地域の子育て支援事業の関係者や子育てに関する活動を行うNPO等が参画する場を設けることも考えられます。その際、上記1、2に掲げる体制、協議の場を活用することも考えられます。

4 住民にとってわかりやすい情報提供

地方公共団体から住民に対して情報提供する際には、住民にとって利用しやすいものとなるよう、子育て支援に関する情報提供等をできる限り集約して一元的に行うことが求められます。

また、地方公共団体の先進的な取組事例の紹介や地方公共団体間の取組状況が比較可能な形で住民にわかりやすく提供されることが重要であり、内閣府及び関係府省と地方公共団体の少子化対策推進本部との間における情報の共有化をさらに進めることが重要であると考えています。

内閣府では、仕事と生活の調和の推進など少子化対策に関する情報を集約し、国と地方が相互に情報共有を図ることができる「少子化対策連携促進サイト」を開設することを考えております。サイト開設後には、積極的にご参加、ご活用いただきますようお願いいたします。

※ なお、本通知に記述のある会議等の詳細については、内閣府の少子化対策ホームページに掲載されているので、ご参照願います。

(URL:<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>)

〈別紙〉

政府における今後の検討の方向性（重点戦略を踏まえた社会保障審議会における審議）について

今回の重点戦略においては、今後の課題として、

- (1) 国・地方公共団体・事業主・個人の負担の組み合わせによって支える包括的な次世代育成支援のための制度について、具体的な検討に早急に着手すべき
- (2) これと並行して、子育て支援サービスの基盤整備や、地域・事業主の取組促進に係る当面の課題に着手すべきとされたところです。

これを受けて、厚生労働省社会保障審議会に少子化対策特別部会が設けられ、審議を行うこととしたところです（社会的養護関係については、児童部会の社会的養護専門委員会において検討）。それぞれの部会の審議状況については、今後、適宜、各地方公共団体に情報提供することとしていますのでご承知おき願います。

子育て支援事業

少子化社会対策会議において決定された「新しい少子化対策について」及び「子どもと家族を応援する日本・重点戦略」等を踏まえ、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する、総合的な少子化対策事業に要する経費について、必要な地方交付税措置を講じる。

平成20年度事業費 730億円程度

1. 内容

- ・子育て支援事業について、従来からの財政措置を拡充し、地方公共団体の積極的な取組を支援

2 市町村において想定される取組事例

- (1) 児童虐待防止対策の推進
 - ・要保護児童対策協議会の機能強化
- (2) 妊産婦健診費用に対する助成
- (3) 地域における子育て力の強化
 - ・地域子育て支援ネットワークの構築
 - ・児童遊園等での外遊び機会の提供
 - ・マタニティマークの普及啓発
- (4) ファミリーフレンドリー企業の普及促進
 - ・企業に対する講習会の開催や事業所内保育所の設置促進
- (5) 少子化対策推進本部の設置
 - ・少子化対策の部局横断的な「推進本部」を設置

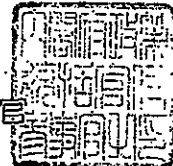
担当 調整課 中野、森田
(内線) 3352



府政共生第52号
雇児総発第0122001号
平成20年1月22日

都道府県
各 指定都市 次世代育成支援対策 主管部(局)長 殿
中核市

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
少子・高齢化対策担当参事官



厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



総合的な少子化対策の推進体制の充実について(参考)

総合的な少子化対策の推進については、内閣府政策統括官(共生社会担当)、総務省大臣官房総括審議官(政策企画担当)、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の連名による平成19年1月22日付け府政共生第47号、総行自第3号、雇児発第0122001号により、地域の少子化対策の充実のための取組を進めていただくようお願いしているところですが、取組に当たっての考え方を下記のとおり整理しましたので、御活用いただきますようお願いいたします。

記

1 庁内の推進体制の整備について

庁内の推進体制づくりの検討に当たって中心的な役割を果たすこととなる部局については、例えば、首長をトップとして少子化対策推進本部を設置する場合、本部長である首長の下、関係部局長から構成され、次世代育成支援担当部局長(次世代育成支援対策推進法(※)に基づく地域行動計画(以下、「地域行動計画」という。)の策定・推進において中核となって取組を進めている部局長)が、庁内の部局横断的な総合調整の役割を担う形が考えられます。

これに準ずる体制を整備する場合としては、例えば、次世代育成支援担当部局長をトップとして、関係部局長からなる少子化対策推進関係部局長連絡会議を設置するなどして定期的に関係部局が集まって検討する場を設けることなどが考えられます。

このほか、上記のような体制がとれない場合でも、次世代育成支援担当課長を中心に関係課室長横断的にプロジェクトチームを組織し、適宜、首長、担当部局長の指示・助言を得る形で少子化対策を推進する形なども考えられます。

これを整理すると以下のとおりです。

(新たな体制づくりの例)

- ① 首長をトップとし、次世代育成支援担当部局長をはじめ、関係部局長から構成（設置要綱等により新設）。
- ② 次世代育成支援担当部局長をトップとし、関係部局長から構成（設置要綱等により新設）。
- ③ 次世代育成支援担当課長を中心に関係課室長横断的にプロジェクトチームを組織し、適宜、首長、部局長の指示・助言を得る。

こうした体制については、多くの都道府県において既に整備され、また市区町村においても整備され始めているものと認識していますが、今後、さらに多くの地方公共団体において整備が進められることが期待されます。

地域における少子化対策の充実のため、各地方公共団体の実情に応じ最も効果的と考えられる体制整備となるようご検討を進められるようお願いします。

※ 次世代育成支援対策推進法の詳細については、以下をご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/hunya/kodomo/jisedai.html>

2 地域の企業や民間団体等との協働の推進について

(次世代育成支援対策地域協議会の設置・活用)

今回の重点戦略は、「仕事と生活の調和の実現」と「就労と子育ての両立支援」を「車の両輪」として取り組むことを掲げていますが、こうした取組は国レベルの取組はもとより、各地方公共団体レベルでの取組の充実が図られてはじめて国民運動としての実効性があるものと認識しており、これまで以上に関係者の連携を強化して取組を進めることが重要であると考えています。

そして、地域の企業や民間団体等との協働を図るためには、まずは地域の企業や民間団体等の方々に仕事と生活の調和の実現のための働き方の改革をはじめ、少子化対策を推進する当事者としての意識をより強く認識していただき、国民運動として少子化対策を推進していく必要があると考えています。

地域の関係者による協議の場としては、次世代育成支援対策推進法第21条に基づく次世代育成支援対策地域協議会の設置・活用などが効果的であると考えています。協議会の構成員として積極的に参画を促していただきたい関係者及び関係分野、地域の企業や民間団体等との協働のあり方として、以下の事例が考えられますのでご参照願います。

(関係機関・関係者)

- (イ) 福祉関係(社会福祉協議会、児童相談員、民生委員児童委員協議会、保育園、放課後児童クラブ等)
- (ロ) 保健関係(保健師、助産師、看護師、母子保健推進員)
- (ハ) 医療関係(医師会、歯科医師会、地域の病院等、学校医等)
- (ニ) 教育関係(小・中学校、幼稚園、PTA連合会等)
- (ホ) 企業関係(商工会議所、商工会、経営者協会、次世代育成支援対策推進センター、事業主等)
- (ヘ) 労働関係(労働者団体)
- (ト) NPO等(子育てに関する活動を行っている団体・ボランティア、コミュニティ活動などを普及する地域活動団体等)
- (チ) 住 民(子育て支援サービス利用者、子育て当事者、町内会等)
- (リ) 国の関係機関(都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所)
- (ヌ) そ の 他(報道関係者、まちづくり関係者、交通安全対策協議会等)

(協働のあり方の例)

- ① 地方公共団体の内部部局が主体となって地域の企業や民間団体と協働して取り組む形
- ② 児童相談所や保健所等の地方公共団体の出先機関が主体となって取り組む形
- ③ 企業関係者やNPO等の地域の子育て支援活動をしている者が主体となって運営している協議会等に、地方公共団体の担当職員が構成員又はオブザーバーとして参加する形

(国(「仕事と生活の調和推進会議」)との関係)

仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しの関連では、平成20年度政府予算案(厚生労働省)において、労使、地方公共団体、有識者等による「仕事と生活の調和推進会議」を都道府県ごとに設置し、働き方の見直しの観点から地域の特性を踏まえた提言の策定・公表及び仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例の収集・情報提供等の支援を行うこととしています。

この推進会議の事務局は都道府県労働局に設置する予定ですが、各地域の実情に応じて柔軟な対応をできるようにする予定であり、例えば、既存の協議会を都道府県労働局と合同開催し、仕事と生活の調和推進会議として活用する方法や、あるいは既存の協議会の下に、仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しに特化した議論を行う場として、この推進会議を活用する方法などが考えられますので、各都道府県の実情に応じた効果的な検討体制となるよう、都道府県労働局と密接な連携を図ることが重要であると考えています。

3 点検・評価等の施策への適切な反映について

一般的に、これまでの少子化対策についての点検・評価は、各種事業が計画どおりに進捗しているかどうかを量的に把握することが中心でしたが、今回の重点戦略では、少子化対策の効果的な推進を図るためには、利用者の視点に立った施策の点検・評価を行うことが重要であるとしています。

そのためには、地域行動計画の見直しなどに当たっては、プランの目標設定段階から利用者の視点に立った指標等を盛り込み、定期的にこれらに基づいた点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事業実施、中期的なプランの策定という一連の過程に反映させる、PDCA サイクルを確立することが必要だと考えられます。

利用者の視点に立った点検・評価を行うための具体的な取組としては、例えば次のような事例が考えられます。

(利用者側の視点の把握の仕方の例)

- ① 既存統計の改善・工夫を行い、例えば、女性の妊娠・出産後の継続就業率や出産を機に仕事を辞めた理由などについて把握する。
- ② 「安全」、「安心」、「気軽さ」、「楽しさ」、「満足」といった統計等によって把握することが難しい利用者の意識等について、グループインタビューや利用者意向調査を行うなどの方法によって把握する。
- ③ PDCA サイクルを住民に関かれた形で行うことで、点検・評価の結果がどのように改善に結びついたのかを明確にし、住民の意思を施策に反映しやすくする。

4 住民にとってわかりやすい情報提供について

既に多くの地方公共団体において、インターネットを活用して、住民にわかりやすく、利用しやすい形で子育て支援に関する情報の提供に努められているところです。

内閣府では、地方公共団体はもとより、関係民間団体やNPO法人等の情報も含めて、これを集約し、検索しやすい形で提供する総合的なサイトを開設することを検討しています。詳細については、追ってお知らせいたしますが、各地方公共団体が今後の取組を進めていく上でも有益なものとなるよう、工夫、改良を重ねていきたいと考えておりますので、サイトが創設された際にはよろしくご活用いただきますようお願いいたします。

「少子化対策連携促進サイト」の開設について

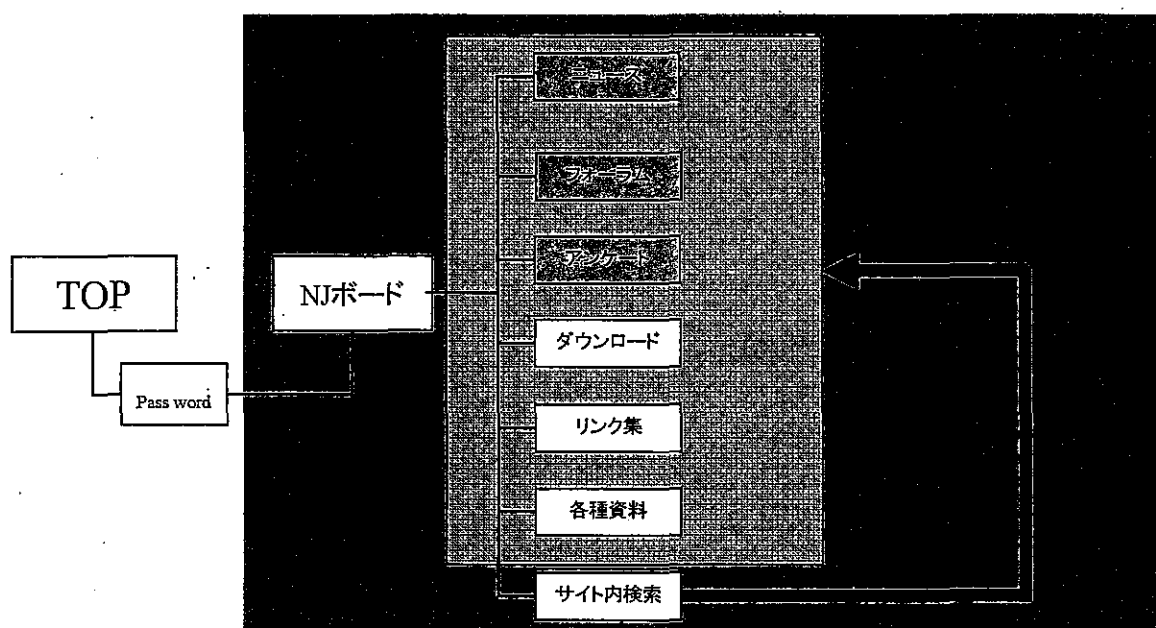
1 サイト開設の目的

各地方公共団体が、庁内の推進体制の整備や地域の企業や民間団体等と協働しながら、総合的な少子化対策を推進していくに当たり、国と地方公共団体、地方公共団体相互が関連情報、問題意識を共有していくことが可能となるよう、国、各地方公共団体が情報を提供しあったり、意見交換をすることができるようなサイトを創設します。

2 サイトの構造と機能(予定)

「少子化対策連携促進サイト」(以下「えぬじえー・ボード」という。)は、地方公共団体の少子化対策担当者が利用する電子掲示板型のサイトです。

えぬじえー・ボードの全体構造



ページのコーナーは、地方公共団体の担当者が随時投稿することにより実現するものであり、内閣府やサイトの管理者が情報を収集して更新するものではありません。(他のコーナーは、内閣府やサイトの管理者が運営します。)

- * 国、地方公共団体の少子化対策担当者が利用者となります(人事異動のときには後任に引き継ぐなど、自己責任で利用してください)。

各コーナーの概要は次のとおりです。これらのコーナーは、いずれも各地方公共団体の担当者が提供する情報、意見等に基づき運営されていくものです。各地方公共団体の積極的な活用をよろしくお願いします。

① ニュース

ニュースコーナーは、各地方公共団体が、それぞれ公表する少子化対策関連の情報を本ボードにも提供し、ニュースとして配信することで、他の地方公共団体の施策の参考とするものです。写真を添付することもできますので、地方公共団体の担当者が常に他の地方公共団体の情報を把握することができます。

例えば、次のような情報を掲載することが考えられます。

◆マスメディアにリリースした情報を掲載

各地方公共団体が、それぞれ新聞、雑誌等のマスメディアにリリースした少子化対策に関する施策の情報を掲載します。

◆広報誌の記事を掲載

各地方公共団体が、それぞれ発行している広報誌に掲載した少子化対策に関する施策の情報を掲載します。

「広報誌の記事」としての特性を活かし、メディアを使ったリリースに比べ、具体的な施策をじっくり読むことができる「特集記事」的なページを目指します。

◆イベント（行事）を掲載

地方公共団体主催の子育て支援の行事などを写真とともに紹介します。

② フォーラム

フォーラムコーナーでは、ある地方公共団体の担当者が自ら抱える課題の解決にあたり、他の地方公共団体の担当者に問いかけ、その回答（書き込み）を求めることで、問題解決に向けての意見交換等を行うコーナーです。

③ アンケート

アンケートコーナーでは、課題の解決のために各地方公共団体の少子化対策の担当者に向け、アンケート調査を行うことができます。

④ ダウンロード

内閣府が地方公共団体の担当者に通常のメールで資料を送信するとき、添付ファイルでは重くなる場合などには、ここに掲載します。

⑤ リンク集

リンク集コーナーでは、少子化対策に係わるサイトをリンク情報として提供します。

⑥ 各種資料

各種資料コーナーでは、このサイトの利用マニュアルやFAQなどのシステムに関する資料を掲載します。

⑦ サイト内検索

サイト内検索コーナーでは、ニュースやフォーラムなどのすべてのコーナーから検索することができます。このサイトに蓄えられたさまざまな情報が蓄積していくことにより、データベースの役割を担うことになります。

3 スケジュール

今後の主なスケジュールは次のとおりです。

期日	内容	備考
3月3日	テスト運用開始（ID等の登録を含む）	
3月21日	テスト運用終了	
4月16日	本運用開始	

4 アクセス

3月3日から3月21日までの間でテスト運用を行います。

期間中のURL（アクセス先）については、追ってご連絡いたしますが、こちらからの連絡はメールにより行いますので、お手数でも都道府県・指定都市・中核市のご担当者様（窓口の方）は、「テスト運用期間中のアクセス先（URL）希望」と明記の上、次のメールアドレス：daiki.tokisue@cao.go.jp までメールいただきますようお願いします。

本格運用の開始時期及び本サイトの操作方法や注意事項等の詳細な内容のご連絡についても、以降、登録いただきましたメールアドレスにてお送りいたしますので、ご承知おきください。

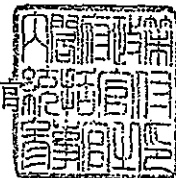
3. 仕事と生活の調和の推進について



平成20年1月22日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府 仕事と生活の調和推進室参事官



「仕事と生活の調和推進室」の設置のお知らせ及び
各都道府県の担当部署の御登録のお願いについて

先般、平成19年12月18日内閣府事務次官通知府政共生第1581号-4で通知したとおり、政府は、昨年末、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「憲章等」という。）並びに『子どもと家族を応援する日本』重点戦略を策定したところでありますが、今後は、これらに基づき、仕事と生活の調和の推進と多様な働き方に対応した保育サービスの充実等子育てを支える社会的基盤の整備を車の両輪として施策を進めていく必要があります。

特に、働き方の見直しについては、これまで労使の自主性に委ねられていたことから、社会的な広がりには欠けていましたが、今般、政労使の合意によって憲章が策定されたことは、社会全体を動かす契機となるものであり、今後は関係省庁、経済界、労働界、地方公共団体が密接に連携しながら憲章等に基づき仕事と生活の調和を推進する必要があります。

そこで、内閣府では、憲章等を推進する中核的な組織として、「仕事と生活の調和推進室」を設置いたしました（平成20年1月8日設置）。

「仕事と生活の調和推進室」は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）を室長とし、内閣府をはじめ総務省、厚生労働省、経済産業省の関係職員から構成されています。

「仕事と生活の調和推進室」は、憲章等に基づく、仕事と生活の調和の実現のために必要となる企画立案及び総合調整に関する事務を担当し、具体的には、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」の事務局、関係省庁、労使、地方公共団体など関係機関との連携・調整、政府を挙げて行う推進キャンペーン等の企画立案、調整、情報収集・整理、調査研究といった業務を行うこととしております。

なお、内閣府においては、同じく政策統括官（共生社会政策担当）を室長とする「少子化対策推進室」が従来より設置されておりますが、今回設置された「仕事と

生活の調和推進室」は、同じ政策統括官の下、「少子化対策推進室」と連動し、一体となって運営していくこととしています。

各都道府県におかれましては、「仕事と生活の調和推進室」との密接な連携をお願いするとともに、貴管内市区町村に対しまして、この旨をご周知いただきますよう、併せてお願いします。

また、重点戦略、憲章等を踏まえた地方公共団体における少子化対策の全庁的な推進体制の整備については、「総合的な少子化対策の推進について」（平成 20 年 1 月 22 日内閣府政策統括官、総務省大臣官房総括審議官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名）により通知したところですが、特に仕事と生活の調和の推進に関しては、今後、各都道府県と「仕事と生活の調和推進室」あるいは都道府県内の関係機関、関係団体等との連絡等が頻繁になることが想定されます。このため、全庁的な体制の整備と併せて、庁内において仕事と生活の調和の推進を担当する部署を登録していただきたく、よろしくお願いいたします（別紙に担当部局課名等を御記入の上、メール又はファックスにて御返送ください。当室において一覧表を作成し、各都道府県にフィードバックいたします。）。

なお、市町村においても、実情に応じて、仕事と生活の調和の推進を担当する部署を設け、これに積極的に取り組むことが考えられるところであり、そのような市町村におかれても是非、担当部署を登録していただきたくお願いします。

各都道府県におかれましては、今後、内閣府をはじめとする国の関係府省と協働して、憲章等に基づき仕事と生活の調和の推進に取り組んでいただきたく、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

内閣府 仕事と生活の調和推進室

参事官補佐 能坂正徳

室員 清水智哉

電 話：03-3581-9268

E-mail：

仕事と生活の調和推進室の設置について

平成 20 年 1 月 8 日、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」を立ち上げました。

仕事と生活の調和を実現するためには、企業、働く方、都道府県・市町村がパートナーとして密接に連携する必要があります。

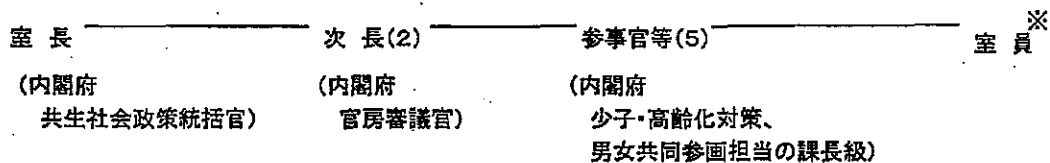
「仕事と生活の調和推進室」では、各主体の協働のネットワークを支える中核的組織として、次の業務を行います。

【業 務】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」に基づく、仕事と生活の調和の実現のために必要となる企画、立案及び総合調整に関する事務

- 「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」の庶務（事務局機能）
- 関係省庁、労使、地方公共団体など関係機関との連携・調整
- 政府を挙げて行う推進キャンペーン等の企画立案、調整
- 情報収集・整理、調査研究

【体 制】



※室員は、内閣府のほか、関係省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省）の職員により構成

【お問い合わせ】

内閣府 仕事と生活の調和推進室 電話 03-3581-9268

締切:19年1月31日

仕事と生活の調和推進に係る担当窓口登録票

1 都道府県・政令都市名

2 担当部局

3 担当課室名

4 担当者名【係名、役職等含む】

5 連絡先

●電話

●FAX

●メール

【問合先・送付先】

内閣府 仕事と生活の調和推進室 能坂（のうさか）、清水

住 所 〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館

電 話 03-5253-2111（代表）44185（内線） 03-3581-9268（直通）

FAX 03-3581-0992

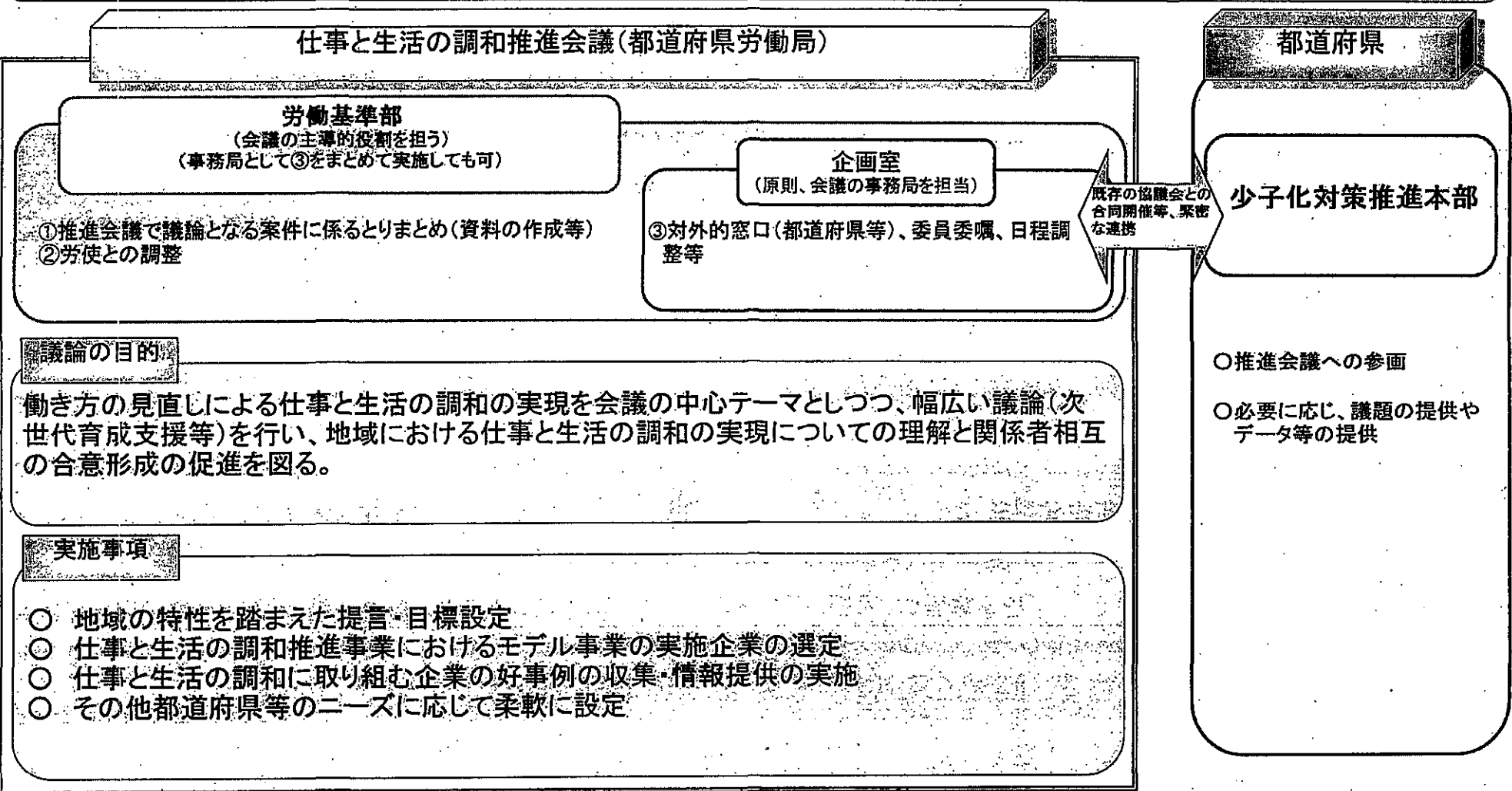
メール tomoya.shimizu@cao.go.jp

※「FAX」又は「メール」にてご送付下さい。

（メールの場合、上記の情報が記載してあれば様式は問いません。）

仕事と生活の調和推進会議について

地域における仕事と生活の調和の実現についての理解と関係者相互の合意形成の促進を図るため、都道府県ごとに、労使をはじめ、地方公共団体、学識経験者等の代表者による「仕事と生活の調和推進会議」を開催し、地域の特性を踏まえた提言の策定・公表、先進的な取組を行う企業の好事例の収集・情報提供等を行う。





平成 20 年 2 月 12 日
内 閣 府
仕事と生活の調和推進室

仕事と生活の調和ポータルサイトの立ち上げについて

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、国民の皆様全員に働き方や暮らし方について考えていただくための総合的な情報提供を行うため、「仕事と生活の調和ポータルサイト」を立ち上げました。

今後、順次内容の拡充を図っていきます。

1. URL

<http://www8.cao.go.jp/wlb/>

2. 構成

- 仕事と生活の調和とは
(定義や必要性、実現した社会の姿について解説)
- 政府の取組
(「官民トップ会議」の情報などを掲載)
- 地域の実践
(全国各地の実践を紹介)
- 企業の実践
(企業の好事例を紹介)
- 民間団体の取組
(民間団体の活動を掲載)
- 海外の実践
(諸外国の実践を紹介)
- イベント情報
(国、地方、民間団体が行うシンポジウムなどを紹介)
- 調査研究
- リンク集

3. 開設日

平成 20 年 2 月 12 日

本件問い合わせ先：

内閣府仕事と生活の調和推進室 佐藤、清水

電話：03-3581-9268（直通）

(別紙)

「仕事と生活の調和ポータルサイト」トップページ

仕事と生活の調和推進室 - Mozilla Firefox

http://www.cao.go.jp/whl/

仕事と生活の調和推進室	若年育成	食育推進	少子化対策	高齢社会対策	障害者施策	交通安全対策
犯罪被害者支援	自殺対策	バリアフリー化推進	共生社会全般・その他施策	共生社会政策トップページ > 仕事と生活の調和推進室		

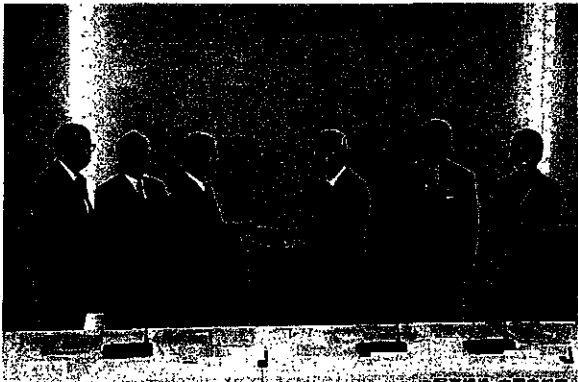
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて ～働き方を変える！日本を変える！～

[▶ご意見はこちら](#) [▶サイトマップ](#)

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」とは

仕事と生活の調和推進のための行動指針

▶仕事と生活の調和とは 「仕事と生活の調和」の定義や必要性、それが実現した社会の姿について解説しています。	▶政府の取組 「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」の情報や関係府省の取組を掲載しています。
▶地域の取組 地方公共団体などを中心に行われている全国各地の取組を紹介しています。	▶企業の取組 従業員の仕事と生活の調和に積極的に取り組んでいる企業の好事例を紹介しています。
▶民間団体の取組 仕事と生活の調和の調和に向けた民間団体の運動を掲載しています。	▶海外の取組 諸外国における仕事を生活の調和に関する取組を紹介しています。
▶イベント情報 国、地方、民間団体が行うシンポジウムなどを紹介しています。	▶調査研究 国、地方、民間調査機関が行った各種調査研究を掲載しています。
▶リンク集 関係機関・団体などへのリンク集です。	



写真提供：内閣広報室

【写真左から、高木寿隆氏（日本労働組合総連合会会長）、御手洗富士夫委員（日本経済団体連合会会長）、樋口其雄委員（慶應義塾大学経済学部教授）、福田康夫内閣総理大臣、町田信幸内閣府常務官、上川陽子内閣府特命担当大臣】（所載はすべて策定当時のもの）

トピックス

(K20-1) ◇ 仕事と生活の調和推進室の設置について

新着情報

(K20-2) ◇

[内閣府トップページ](#)

内閣府 仕事と生活の調和推進室 (c) Office for Work-Life Balance, Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved.

※ 内閣府トップページ (<http://www.cao.go.jp>) の「内閣府の政策」に「仕事と生活の調和」バナーを設けています。

4. そ の 他



内 閣 府
仕事と生活の調和推進室

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)連続シンポジウムの開催について

今年は、「仕事と生活の調和元年」です。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するためには、国民の皆様全員が働き方や暮らし方について考え、力を合わせて取り組んでいくことが必要です。

そこで、内閣府では、仕事と生活の調和に関わりの深いテーマで連続シンポジウムを開催し、「考えるきっかけ」と「取組の輪」をつないでいきます。

Vol. 001 済 ワーク・ライフ・バランス シンポジウム (2月16日(土)、東京都千代田区)
(男女共同参画社会に繋がる仕事と生活の調和の実現)

Vol. 002 子育てを支える「家族と地域のきずな」フォーラム (2月23日(土)、高知県高知市)
(ワーク・ライフ・バランス企業に関する分科会の実施 など)

Vol. 003 少子化対策を考える国際シンポジウム (3月13日(木)、東京都港区)
(諸外国(英国、ドイツ、韓国)、日本における仕事と生活の調和の取組 など)

Vol. 004 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて (3月17日(月)、東京都千代田区)
(仕事と生活の調和に向けた企業の克服課題 など)

上記のほか、(主催)(財)社会経済生産性本部、(共催)内閣府による「ワーク・ライフ・バランス実践セミナー～地域レベルでの連携と推進を目指して～」(2月26日(火))が行われます。

詳しくは、仕事と生活の調和ポータルサイト内のイベント情報でご覧になれます。

(<http://www8.cao.go.jp/wlb/index.html>)

本件問い合わせ先：

内閣府仕事と生活の調和推進室 佐藤、清水
電話：03-3581-9268 (直通)

「子育てを支える『家族・地域のきずな』フォーラム全国大会・地方大会」
並びに「官民連携子育て支援推進フォーラム全国リレーシンポジウム」
の共催について（依頼）

平素より少子化社会対策に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

内閣府では、生命を次代に伝え育んでいくことや家族の大切さについての理解を社会全体で深めていくため、「子育てを支える『家族・地域のきずな』フォーラム全国大会・地方大会」（別紙１）を、また、企業における仕事と育児の両立支援や働き方の見直しを進めるため、「官民連携子育て支援推進フォーラム全国リレーシンポジウム」（別紙２）を、本年度に引き続き来年度も地方公共団体等との共催でそれぞれ開催することとしています。

開催にあたりましては、各地方公共団体のご意向を十分反映させて実施したいと考えておりますので、共催に向けて御検討くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、標記事業の共催について御意見をお伺いいたしたく、御多忙中恐縮に存じますが、各アンケート用紙に御記入の上、３月１４日（金）までに御回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、開催地の選定にあたり、過去に類似のシンポジウム等を実施していない地方公共団体を優先することもありますので、あらかじめご留意ください。

■連絡先

（家族・地域のきずな）

櫻井、^{さかうえ}坂上

電話 03-3581-9721

FAX 03-3581-0992

（リレーシンポジウム）

中川、金山

電話 03-3581-1403

FAX 03-3581-0992

(別紙1)

平成20年度子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム
全国大会・地方大会の共催について

- 1 趣旨 少子高齢化が急速に進行している中で、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備や、社会全体で働き方の改革を進め、仕事と生活の調和の推進を図るなど、少子化対策をさらに効果的・総合的に推進していくことが求められているが、同時に、生命を次代に伝え育んでいくことや、家族の大切さ、家族を支える地域の力が国民に広く認識されることが必要である。

このため、本年度から「家族・地域のきずなを再生する国民運動」を展開していくこととし、地方公共団体、関係団体及び有識者等と連携し、家族や地域のきずなの重要性を呼びかけるための大会(子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム全国大会・地方大会)の開催や広報・啓発活動を実施し意識や行動の変革を促すこととする。

- 2 主 催 内閣府及び各開催地の都道府県等
(関係団体との共催等、弾力的な対応が可能です)

- 3 開催地 全国4箇所

- 4 大会のイメージ

全体大会(主催者挨拶、講演、パネルディスカッション等)、分科会等を行うとともに、家族で参加・体験し、多世代の人たちと触れ合えるコーナーを設け、家族連れなど多くの方々の参加を得て、家族や地域のきずなの素晴らしさを肌で感じてもらう。

○ 全体大会

主催者挨拶(少子化担当大臣、開催都道府県知事)

「家族・地域のきずな」作品コンクール表彰式(全国大会のみ)

講演・トーク

パネルディスカッション など

○ 分科会、取組事例発表 など

○ 親子ふれあいコーナー、ミニイベント、展示コーナー など

※ 今年度実施の4大会概要は別添のとおりです。

本国民運動 HP [<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kizuna/index.html>]も御覧ください。

- 5 その他

- ・ 開催経費は、内閣府で負担します。
- ・ 各事業の運営につきましては外部の事業者に委託しますが、開催に当たりご協力をお願いします。

(別添)

全国大会(富山) 11月18日(日)開催	茨城大会 11月23日(祝)開催	静岡大会 2月2日(土)開催	高知大会 2月23日(土)開催
■全体大会 オープニング 主催者挨拶 ・上川大臣 ・富山県知事 作品コンクール表彰式 基調講演(有識者) トーク パネルトーク	■全体大会 オープニング 主催者挨拶 ・上川大臣 ・茨城県知事 (開催県表彰事業) 基調講演(有識者) 講演	■全体大会 オープニング 主催者挨拶 ・上川大臣 ・静岡県知事 講演 創作劇 (家族の大切さを伝える)	■全体大会 オープニング 主催者挨拶 ・上川大臣 ・高知県知事 (開催県表彰事業等) 講演(有識者) トーク パネルトーク
●分科会 ①情報化が子どもに与える影響 ②伝えよう、親心 ～親として、企業人として～	●分科会 ①夢のある家庭や子育てができる社会を築く ②伝統文化を復活させて子どもを育てよう	●分科会 ①子育てを支える地域の力	●分科会 ①親父の地ナジが始まります ②農でひろがる地域のきずな ③ワーク・ライフ・バランス企業を目指して
●イベント・展示等 ・親子おすし教室 ・親子郷土料理教室 ・おもしろ科学実験教室 ・移動子どもみらい館 ・展示コーナー など	●イベント・展示等 ・地域親コーナー ・おはなし広場 ・おもちゃで遊ぼう ・育児相談コーナー ・展示コーナー など	●イベント・展示等 ・親子交流広場 ・子どものプログラム ・親子料理教室 ・展示コーナー など	●イベント・展示等 ・親子で食育料理教室 ・親子科学教室 ・まちの保健室・育児相談会 ・展示コーナー など
※その他 ・開催県関連事業	※その他 ・食育・地産地消 PR コーナー	※その他(関連イベント) ・食の県民大交流大会(食育関連)	※その他

(別紙2)

「官民連携子育て支援推進フォーラム全国リレーシンポジウム」の開催について

1 趣旨

少子化の流れを変えるためには、企業や地域における子育て支援の一層の推進を図ることが重要である。働き方の見直しや仕事と家庭・子育ての両立を促進するため、企業経営者、勤労者を含む社会全体の意識改革を図る官民一体となった国民的な運動を展開するため、シンポジウムを開催し意識や行動の変革を促すこととする。

2 主催

内閣府及び各開催地の自治体等

3 後援（予定）

日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、全国知事会 等

4 開催地

全国6か所

5 内容

○ 分科会（事例研究会）（10：30～12：00）

分科会1 企業における子育て支援の取組について

分科会2 地域における子育て支援について

○ シンポジウム（13：15～16：30）

13：15 開会/主催者あいさつ（内閣府・開催自治体）

13：25 基調講演（有識者等 所要1時間）

14：25 休憩

14：40 パネルディスカッション（所要1時間50分）

パネリスト

内閣府、開催県知事、経済界代表（大企業）、経済界代表（中小企業）、労働組合関係者（連合）

コーディネーター 有識者

16：30 閉会

6 その他

① 平成19年度の開催実績は、「平成19年度官民連携子育て支援推進フォーラム全国リレーシンポジウム開催実績」（別添）のとおりです。

② 開催経費は、内閣府で負担します。

③ 各事業の運営につきましては外部の事業者に委託しますが、開催に当たり御協力をお願いいたします。

(別添)

平成19年度官民連携子育て支援推進フォーラム全国リレーシンポジウム開催実績

愛知県シンポジウム 9月18日(火)開催	熊本県シンポジウム 10月16日(火)開催	石川県シンポジウム 11月5日(月)開催
■分科会1 (事例紹介発表者) ・野田龍弘 カゴメ㈱人事総務部長 ・宮内さち子 ㈱アドバ取締役 (コーディネーター) ・吉田良生 朝日大学教授 ■分科会2 (事例紹介発表者) ・丸山政子 NPO 法人まめっこ理事長 ・岩田修治 柳原通商店街振興組合理事長 (コーディネーター) ・林陽子 中部学院大学短期大学部教授	■分科会1 (事例紹介発表者) ・芹川哲朗 ㈱イノス代表取締役 ・吉村正信 トレジャーオブテクノロジー㈱常務取締役 (コーディネーター) ・荒井勝彦 熊本学園大学経済学部教授 ■分科会2 (事例紹介発表者) ・釼羽逸朗 健軍商店街振興組合理事長 ・島田真由美 植木町山東子育て支援委員会 かちやりばんこ代表 (コーディネーター) ・伊藤良高 熊本学園大学社会福祉学部教授	■分科会1 (事例紹介発表者) ・杉本仁史 ㈱富士通北陸システムズ経営管理部 担当課長 ・竹田徹 のと共栄信用金庫常務理事 (コーディネーター) ・名古屋功 金沢大学教授 ■分科会2 (事例紹介発表者) ・長戸英明 社会福祉法人吉竹福祉会理事長 ・谷内迪子 (財)いしかわ子育て支援財団専務理事 (コーディネーター) ・西村真実子 石川県立看護大学教授
■シンポジウム 基調講演 ・パク・ジョアン・スックチャ アパシヨナータInc. ワーク/ライフ・コンサルタント パネルディスカッション (パネリスト) ・神田真秋 愛知県知事 ・神野進 連合愛知会長 ・岡部弘 愛知県経営者協会会長 (コメンテーター) ・パク・ジョアン・スックチャ (コーディネーター) ・鹿嶋敬 実践女子大学教授	■シンポジウム 基調講演 ・江上節子 早稲田大学代大学院客員教授 パネルディスカッション (パネリスト) ・河瀬和典 連合熊本会長 ・瀬谷義子 熊本県知事 ・宮村宜司 熊本県工業連合会会長 ・森正臣 熊本県経営者協会副会長 (コーディネーター) ・江上 節子	■シンポジウム 基調講演 ・萩原なつ子 立教大学准教授 パネルディスカッション (パネリスト) ・泉崎富子 (有)オフィスベっぴん代表取締役社長 ・川淵尚志 連合石川会長 ・谷本正憲 石川県知事 ・村田武 金沢信用金庫理事長 ・輪島藤夫 (株)PFU 代表取締役社長 (コーディネーター) ・萩原なつ子

広島県シンポジウム 1月21日(月)開催	岩手県シンポジウム 2月8日(金)開催	埼玉県シンポジウム2月14日(木)開催
■分科会1 (事例紹介発表者) ・梶原啓子 株式会社ププレひまわり専務取締役 ・細川匡 デリカウイング株式会社代表取締役社長 (コーディネーター) ・川瀬啓子 安田女子大学教授 ■分科会2 (事例紹介発表者) ・三好久美子 ラーニングネットふくやま副代表 ・若狭利康 広島市中央部商店街振興組合 連合会青年部会長 (コーディネーター) ・薬真寺満里子 広島市ボランティア情報センター 所長	■分科会1 (事例紹介発表者) ・佐々木栄子 (株)平金商店経理部部長 ・林崎一美 (株)ミズサワセミコンダクタ総務部長 (コーディネーター) ・藤澤攻 盛岡大学教授 ■分科会2 (事例紹介発表者) ・阿部利幸 盛岡大通商店街共同組合事務局長 ・両川いずみ NPO 法人いわて子育てネット副理事長 (コーディネーター) ・亀井千枝子 岩手県県南広域振興局保険福祉環 境部管理課長	■分科会1 (事例紹介発表者) ・岩崎辰哉 武州ガス株式会社社長室人事グルー プマネージャー ・小松君恵 株式会社コマーム代表取締役 ・根岸公江 生活協同組合さいたまコープ参加と ネットワーク推進室企画担当 (コーディネーター) ・渥美由喜 富士通総研主任研究員 ■分科会2 (事例紹介発表者) ・西川正 NPO 法人市民活動情報センター・ ハンズオン埼玉常務理事 ・坂本純子 NPO 法人新座子育てネットワーク代表理事 ・渡辺新一 埼玉トヨペット株式会社総務部副部長 (コーディネーター) ・西郷泰之 大正大学人間学部教授
■シンポジウム 基調講演 ・パク・ジョアン・スックチャ アパシヨナータInc. ワーク/ライフ・コンサルタント パネルディスカッション (パネリスト) ・さとうみどり 株式会社ハー・ストーリー共同立ち上げ 人 ・城納一昭 広島県副知事 ・宮地稔 連合広島会長 ・山本一隆 広島経済同友会代表幹事 (コーディネーター) ・パク・ジョアン・スックチャ	■シンポジウム 基調講演 ・萩原なつ子 立教大学准教授 パネルディスカッション (パネリスト) ・砂金文昭連合岩手会長 ・菅 野 寛 岩手県経営者協会副会長 ・達増拓也 岩手県知事 (コーディネーター) ・鹿嶋敬 実践女子大学教授	■シンポジウム 基調講演 ・パク・ジョアン・スックチャ アパシヨナータInc. ワーク/ライフ・コンサルタント パネルディスカッション (パネリスト) ・上田清司 埼玉県知事 ・片山修三 連合埼玉会長 ・利根忠博 埼玉県経営者協会会長 (コーディネーター) ・萩原なつ子 立教大学准教授

[別紙]

FAX 送付先 03-3581-0992

少子・高齢化対策第1担当 櫻井あて

平成20年度子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム全国大会・地方大会の共催について

自治体名 _____

1 内閣府との共催について、該当するものに○印を御記入ください。

ア 共催を希望する。

イ 共催を希望しない。

[アの場合]

(1) 希望する開催時期がありましたら記入してください。

(2) 開催に当たり、ご意見、ご要望等がありましたら記入してください。

2 本国民運動について、ご意見、ご要望等がありましたら記入してください。

3 本件連絡先

担当者名 _____

電話 _____ FAX _____

[別紙]

FAX 送付先 03-3581-0992

少子・高齢化対策第1担当 中川あて

平成19年度官民連携子育て推進フォーラム全国リレーシンポジウムの共催について

自治体名 _____

1. 内閣府との共催について、該当するものに○印を御記入ください。

ア 共催を希望する。

イ 共催を希望しない。

[アの場合]

(1) 希望する開催時期がありましたら記入してください。

(2) 開催に当たり、ご意見、ご要望等がありましたら記入してください。

2 本事業について、ご意見、ご要望等がありましたら記入してください。

3 本件連絡先

担当者名 _____

電話 _____ FAX _____

企業参画型子育て支援事業調査研究（内閣府委託）について（お願い）

最近、地方公共団体の単独事業として、子育て家庭がそれぞれの地域の商店街などで割引等のサービスが受けられる事業が広がっていますが、現在、内閣府では、各地で行われているこうした事業の実態調査や分析を行い、その効果影響等について検証することを目的に、下記のとおり委託調査を実施しています（「企業参画型子育て支援事業（パスポート事業等）」）。

すでに本調査への依頼が委託先である（株）ノルド社会環境研究所から届いているかと思いますが、その趣旨をご理解の上、下記調査をはじめとする情報収集へご協力いただけますようよろしくお願い致します。

記

1. 調査の概要

（1）取組事例の調査

47 都道府県に対してアンケート調査を行い、取組事例を収集し、分類・整理。（現在、既に調査をお願いしているものです。）

（2）取組事例の現地調査

特色のある事例、他の地域で活用される可能性が高い事例等を対象に現地調査（地方公共団体、協賛店舗、施設等へのヒアリング調査（訪問インタビュー））を実施。

（3）住民アンケート調査

4つの地域で、取組事例に関する地域住民の意識調査に関するアンケート調査を実施。

（4）スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------------|
| （1）取組事例調査 | 2／14より順次実施（〆切2／27（水）） |
| （2）〃 現地調査 | 2／20より開始 |
| （3）住民アンケート調査 | 2／25より開始 |

2. 報告書等

最終的な調査は、上記1の調査に加え、フランスにおける大家族カードの調査結果も盛り込んで作成します。

作成された報告書については、各都道府県をはじめご協力いただきました各地方公共団体等へ配布させていただきます。

〔 資 料 編 〕

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(本文)・・・47
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
と少子化対策について(関連データ等)65
- 平成 20 年度少子化社会対策関係予算案のポイント
.....85
- 社会保障国民会議(第 1 回)資料93

(別冊) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章
仕事と生活の調和推進のための行動指針

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議とりまとめ)

平成 19 年 12 月

1 重点戦略策定の視点

(人口構造の変化と社会経済への影響)

- 「日本の将来推計人口(平成 18 年 12 月推計)」は、我が国では、今後一層少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しを示している。人口減少社会は単純な人口規模の縮小ではなく、高齢者数の増加と生産年齢人口の減少という「人口構造の変化」を伴うものであり、我が国の経済社会に大きな影響を与えることが懸念される。
- また、労働力人口は、若者や女性、高齢者の労働市場参加が進まず、現状の労働力率のままで推移した場合、総人口の減少を上回る速度で減少する見通しである。この場合、2030 年までに労働力人口は 1,000 万人以上減少することが見込まれ、2030 年以降も生産年齢人口の減少速度の加速により、さらに急速な労働力人口の減少が予想される。

(結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離)

- 他方、新人口推計の前提となっている今後の結婚や出産の動向(生涯未婚率 23.6%、夫婦完結出生児数 1.69 人、2055 年の合計特殊出生率は 1.26。)と、国民の希望する結婚や出産(約 9 割が結婚を希望、希望子ども数 2 人以上)には大きな乖離が存在する。
- この乖離を生み出している要因は、各種の調査や研究が示唆するところによれば、
 - (結婚) 経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通しや安定性
 - (出産) 子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保度合い
 - (特に第 2 子以降) 夫婦間の家事・育児の分担度合い、育児不安の度合い
 - (特に第 3 子以降) 教育費の負担感(ただし 1970 年代以降生まれの世代では 1 人目、2 人目からについても負担感が強く意識される傾向)などがあげられる。
- 国民の希望する結婚や出産・子育てが実現したと仮定して出生率を計算すると、1.75 程度となる。結婚や出産は言うまでもなく個人の決定に委ねられるものであるが、国民の希望の実現を妨げる社会的な要因が存在し、それが将来の社会経済に大きな影響を及ぼすことを考えると、この乖離を生み出している要因を除去し、国民の希望が実現できる社会経済環境を整備することは、我が国にとって不可欠な政策課題である。

(今後の人口構造の変化を展望した二つの課題)

- 以上の点を考慮すると、我が国経済社会が今後とも持続的に発展していくためには、

- ① 今後生まれる子どもたちが労働市場に参加することが可能となるまでの間(2030年頃まで)における労働力人口の減少を緩和するために、「若者、女性、高齢者等の労働市場参加」を実現すること
- ② 2030年以降に予想されるより急速な生産年齢人口及び労働力人口の減少を緩和するためにも、「国民の希望する結婚や出産・子育て」をできる限り早く実現することの二つを同時に成し遂げることが不可欠である。

(「車の両輪」となる二つの取組み — 「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」)

- しかしながら、今日なお、妊娠・出産を機にそれまで就労していた女性の7割が離職することにみられるように、とりわけ女性にとっては、就労と出産・子育ては二者択一の状況となっており、この状況を抜本的に変えない限り、これらの二つの課題の同時達成は不可能である。
- 女性をはじめ働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、国民の希望する結婚・出産・子育てを可能にするためには、
 - ・ 「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とともに、
 - ・ その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠である。
- 今日、第2次ベビーブーム世代(昭和46～49年生まれ)が30代半ばを迎え、子育て世代の年齢層の人口は既に減少に転じている。また、就労と出産・子育ての二者択一状況が続いた場合には、結婚や出産・子育てに関して、国民が希望を持つことさえ難しくなり、希望水準自体の低下も危惧される。
- 子育て世代の年齢層の人口が大幅に減少する前に、あるいは、結婚や出産・子育てに関する国民の希望水準が低下し、それが一層の少子化を招くという悪循環に陥らないうちに、これら「車の両輪」となる二つの取組みを、できる限り速やかに軌道に乗せることが緊要である。この努力が、我が国の社会経済を持続可能で確かなものとするにつながり、また、そうした社会経済の確かな発展の見通しが、家庭を築き子どもを生み育てる国民の希望と安心につながるものとする。
- もとより少子化対策の外延は広範にわたり、産科・小児科医の確保、奨学金や就学前教育費の保護者負担の軽減については、他の会議等でも検討が進められている。また、重点戦略策定に向けた議論の過程においては、職住近接などの住環境の問題、子育て家庭が移動しやすい交通の問題等についても課題として指摘された。

このように少子化対策として取り組むべき様々な課題がある中で、人口減少、とりわけ労働力人口の急速な減少に対応し、我が国の経済社会の持続的な発展を図るには、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消という点に戦略的な対応が必要との認識から、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」及びその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」について重点的に検討を行い、本重点戦略をとりまとめた。

2 仕事と生活の調和の推進

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に沿って、個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本であるが、我が国の社会を持続可能で確かなものとするに関わるものであることから、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行う。

(「憲章」及び「行動指針」の策定)

○ 仕事と生活の調和の推進に関しては、19年12月に

- ・ 国民的な取組の大きな方向性を示すものとして、仕事と生活の調和の必要性、仕事と生活の調和が実現した場合の社会の姿とその実現に向けた関係者が果たすべき役割を示した「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」
- ・ 企業や働く者、国民の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

を策定した。

(仕事と生活の調和が実現した社会の姿)

○ 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「憲章」に明示されているように、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

○ より具体的には、

- ① 就労による経済的自立が可能な社会 — 経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 — 働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会 — 性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている

社会を目指すべきである。

(関係者が果たすべき役割)

○ 仕事と生活の調和の実現のため、それぞれの関係者が「憲章」に明示された以下のよう
な果たすべき役割に沿って、「行動指針」に定める具体的取組を推進する。

- ・ 企業と働く者 — 協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革
とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。
- ・ 国民 — 一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で
積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働
き方に配慮する。
- ・ 国 — 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなも
のとする上で不可欠であることから、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの
構築や環境整備などの促進、支援策に積極的に取り組む。
- ・ 地方公共団体 — 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、
その推進に際しては、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図る。

(数値目標の設定と進捗状況の把握・評価、政策への反映)

○ 仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体
の目標として、取組が進んだ場合に達成される水準として①～③について 10 年後の数
値目標(及び中間的な目標値として 5 年後の数値目標)を設定するとともに、数値目標
を含む関連指標を合成して実現度指標を作成する。これらにより、仕事と生活の調和し
た社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図る。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会 — 就業率(②、③にも関わる)、時間当たり
労働生産性の伸び率(②、③にも関わる)、フリーターの数
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 — 労働時間等の課題について
労使が話し合いの機会を設けている割合、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合、
年次有給休暇取得率、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会 — テレワーカー比率、短時間勤務を選択
できる事業所の割合(短時間正社員制度等)、自己啓発を行っている労働者の割合、
第 1 子出産前後の女性の継続就業率、保育等の子育てサービスを提供している割合、
男女の育児休業取得率、6 歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間

※ (参考)「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で設定された数値目標

3 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

今後の人口構造の変化に対応して、仕事と生活の調和を推進し、かつ、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに早急かつ戦略的な対応が必要であることにかんがみ、

- ・ 次世代育成支援に関連する給付・サービス、とりわけ仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付を体系的かつ普遍的に提供し、
- ・ 必要な費用についてはこれを次世代の負担とすることなく、給付の性格や施策間の整合、連携を考慮しつつ、国、地方公共団体の公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組合せにより支える

具体的な制度設計の検討について、直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進める。

(現行の給付・サービスの制度的な課題)

- 現行の次世代育成支援に関連する給付・サービス全体を通じた制度的な課題としては、医療保険、雇用保険、児童福祉、母子保健等の各制度において、それぞれの制度の考え方に基づいて給付内容や費用負担の方法等が定められ、どのような支援ニーズに対して、どのような給付が保障されるか体系立った制度となっていないこと、欧州諸国に比べて現金給付、現物給付を通じて家族政策全体の財政的な規模が小さく、家族政策を支える負担についての明確な国民的合意も形成されているとは言い難い状況であることなどがあげられる。

- 欧州諸国の経験に照らせば、現金給付、現物給付のバランスをとった家族政策の充実が必要であるが、

- ・ 今後、我が国が急速な人口減少、労働力人口の減少に直面する中で、誰もが意欲と能力に応じて働くことのできる環境整備を進め、就業率の向上を図ることが必要であり、
- ・ また、出生率の回復したフランスなどでは、近年、保育サービスの充実など仕事と家庭の両立支援を軸とした家族政策が展開されている

ことにかんがみると、とりわけ現物給付の充実を図り、女性をはじめ働く意欲を持つすべての人の労働市場参加と国民の希望する結婚・出産・子育てを可能にする社会的基盤を構築することが喫緊の課題である。

(新たな枠組みの構築の必要性)

- 仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える社会的な基盤を構築するためには、以下のような考え方で給付・サービスを再構築するとともに、国全体として、このような給付・サービスが全国どの地域でも体系的に整備され、す

すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築するとともに、それぞれの地域においては、地域の実情を踏まえて、給付・サービスの整備に積極的に取り組んでいく必要がある。

① 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- ・ 出産前から 3 歳未満の時期 — この時期の支援への重点的な取組、就業希望者を育児休業と保育、あるいはその組合せでカバーできる体制・仕組みの構築、それぞれの制度における弾力化による多様な選択を支える切れ目のない支援
- ・ 3 歳から小学校就学前の時期の支援 — 認定こども園と短時間勤務の普及・促進
- ・ 学齢期の放課後対策 — 全小学校区での「放課後子どもプラン」の実施による空白地区の解消、対象児童の増加に対応した 1 学校区当たりのクラブ数の増加による保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行と適正な環境の確保

② すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- ・ すべての子育て家庭に対する一時預かり制度の再構築 — すべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして機能するよう事業を再構築し、一定水準のサービス利用を普遍化
- ・ 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施 — 子育て世帯の支援ニーズに対応し、現金給付と税制を通じて総合的に経済的支援を実施

③ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- ・ 妊婦健診の支援の充実 — 望ましい受診回数を確保するための支援の充実
- ・ 各種の地域子育て支援の面的な展開と当事者主体の取組の重視 — 全市町村で生後 4 か月までの全戸訪問を実施、小学校区すべてに地域子育て支援拠点を面的に整備
- ・ 安全・安心な子どもの居場所の設置 — 全小学校区における放課後子ども教室の実施（「放課後子どもプラン」）
- ・ 家庭的な環境における養護の充実など適切な養育を受けられる体制の整備 — 家庭的な環境における養護の充実、施設機能の見直し など

（現物給付を優先した家族政策の充実と効果的な財政投入の必要性）

- 現在、OECD の社会支出の「家族」部門に準拠して、我が国の児童・家族関係の社会支出額を推計すると、およそ 4 兆 3,300 億円（GDP の 0.83%に相当）となっている。
- 次世代育成支援に関する給付・サービスは多岐にわたるが、今後の人口構造の変化に対応して、仕事と生活の調和を推進し、かつ、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに早急かつ戦略的な対応が必要であることにかんがみると、先述した考え方に示した給付・サービスの充実、とりわけ仕事と子育ての両立や家庭における子育てを

支える社会的基盤となる現物給付の実現に優先的に取り組む必要があり、これを支える効果的な財政投入が必要である。

※（参考）本重点戦略の策定に向けた議論の過程で示された社会的コストの推計

（次世代育成支援の社会的コストは「未来への投資」）

- 次世代育成支援の社会的コストは、これを単に社会的コストの増加としてとらえるのではなく、このコストを負担することにより、仕事と出産・子育ての両立が可能になることによる女性の労働市場参加の実現や、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を通じた将来の労働力人口の減少の緩和により大きなベネフィットが生まれるものであり、「未来への投資」と認識すべきものである。
- 逆に、今、この社会的コストを負担しなければ、持続的な経済発展を支える労働力の確保ができず、結果的には国民経済の成長の制約という形で、将来、より大きな社会的なコストを負担することになるほか、例えば、育児の孤立化がさらに進み、児童虐待のリスクが増加するなど、より大きな問題につながることも懸念される。
- 経済財政運営の見通しや社会保障の給付と負担の見通し、公的年金の財政検証などでは、女性の労働市場参加が実現することを前提として組み込んでいるが、その一方で、女性の労働市場参加と国民の希望する結婚・出産・子育ての実現を支えるための次世代育成支援の社会的コストの負担は各種の見通しには組み込まれていない。
- 女性の労働市場参加の実現を前提に、今後の経済財政運営や社会保障を考えていくのであれば、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向けた取組とあわせて、社会全体でこの次世代育成支援のためのコストを負担していくことが必要であり、女性の労働市場参加と未来の社会の担い手となる子どもの健やかな育成の基盤を整えることは、まさに「未来への投資」である。

（具体的な制度設計の検討）

- 現行の次世代育成支援制度の費用は、国、地方公共団体の公費、企業の拠出金、労使折半の保険料により賄われており、現行の費用負担の構成は、おおむね公費 8 に対して労使の保険料等が 2 の割合となっている。

※（参考）現行の次世代育成支援の給付・サービスの費用構成

- 今後、少子化対策の給付の充実に当たっては、諸外国と比較しても特に厳しい財政状況の下で、その費用を次世代の負担によって賄うことのないよう、必要な財源をその時点で手当てして行うことが必要である。
- 以下に示すポイントも考慮して、
 - ・ 仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスを体系的かつ普遍的に提供し、

- ・ 必要な費用についてはこれを次世代の負担とすることなく、給付の性格や施策間の整合、連携を考慮しつつ、国、地方公共団体の公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組合せにより支える

具体的な制度設計の検討について、直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべきである。

《制度設計に当たって考慮すべきポイント》

- ： 子どもの健やかな育成の観点から一定のサービスの質を担保すること
- ： 子育て家庭の支援ニーズに対応して、現金給付と現物給付を適切に組み合わせ、きめ細かな対応を図ること
- ： 事業主の取組と地方公共団体の取組を連結し、切れ目のない一体的な支援を実現すること
- ： 現在の子育てをめぐる状況下では現金給付より現物給付の方が緊急性が高く、また、実施や普及に時間がかかることを考慮すること
- ： 国が示す基本的な考え方の下、地方公共団体が地域の実情に応じて責任を持って事業を展開できるよう配慮すること
- ： 子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれらの主体の協働を図ること
- ： 関連する諸制度(税制等)との関係も総合的に考慮すること
- ： 虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含すること

(具体的な制度設計の検討とともに先行して実施すべき課題)

○ 包括的な次世代育成支援を図る制度設計の検討とともに、平成 21 年度までの現行の「子ども・子育て応援プラン」及び地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画の見直しも視野に入れ、

- ・ 一定の質の確保された保育サービスの量的な拡大を可能にする提供手段の多様化のための家庭的保育の制度化、
- ・ 一時預かり事業や地域子育て支援事業の法律的な位置付けの明確化、
- ・ 地方公共団体や事業主が策定する次世代育成支援のための行動計画に基づく取組の推進のための制度的な対応
- ・ 家庭的養護の充実や社会的養護体制の計画的整備など社会的養護体制の充実などの課題について、20 年度において先行して実施すべきである。

4 利用者の視点に立った点検・評価とその反映

利用者の視点に立った点検・評価手法を構築するとともに、それを施策の改善につなげていくため、平成 21 年度までの現行のプラン*の見直しに当たって、利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検・評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映させる PDCA サイクルを確立する。

※「子ども・子育て応援プラン」及び地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画

(点検・評価の現状と今後の在り方)

- これまでの少子化対策の評価は、プランに掲げられた施策が計画どおり進捗しているかどうかを把握することが中心であり、利用者の視点に立脚した恒常的かつ持続的な点検・評価は行われてこなかった。
- 少子化対策の推進の実効性を担保するためには、以下のような利用者の視点に立った点検・評価の導入を図る必要がある。
 - ① 結婚や出産・子育てに対する希望の実現度
妊娠・出産後の継続就業率を政策目標に関わる指標として導入するなど、結婚や出産・子育ての各ステージにおいて国民の希望がどの程度実現したかという点に着目した点検・評価
 - ② 利用者の多様性
利用者の多様性といった観点も考慮に入れ、幅広い層の利用者の声を聞くよう努めるなど、利用者の多様性に即した、きめ細かな点検・評価
 - ③ 地域差
地域によるニーズの違いを前提にしつつ、利用者がそれぞれの生活圏で真に必要なサービスを受けられているかという視点に立った点検・評価
 - ④ 支援策相互の連携
利用者が出産、子育て、あるいは子どもの成長の各ステージに応じて各支援策のメニューに容易にアクセスでき、これらを切れ目なく選択することができるかといった点に着目した点検・評価
 - ⑤ 質と量の評価
サービスの量が確保されているかはもちろんサービスの質が十分に確保されているかという点にも着目した点検・評価
 - ⑥ 支援策の周知と利用しやすさ
支援策の存在が十分に知られているか、利用者が気軽に利用できる状態になっているか等、制度の運用面に着目した点検・評価

○ 具体的には、以下のとおり、利用者の視点に立った点検・評価を導入する。

- ・ 結婚や出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素（経済的基盤、継続就業見通し、夫婦間の家事・育児分担等）に各種施策を対応させて施策体系を整理するとともに、現行プランの見直しに向け利用者の視点に立った新たな指標を導入する。
- ・ そのために、既存統計の改善・工夫、利用者意向調査等の実施等、点検・評価手法の充実を図るとともに、これを実際の施策の改善につなげていくために、プランの目標を設定する段階から利用者の視点に立った指標等を盛り込み、定期的にこれらに基づいた点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事業実施、中期的なプランの策定という一連の過程に反映させる、PDCA サイクルの定着が重要である。

○ 利用者の視点に立った点検・評価の導入は、実施可能なものから着手し、より良い方法へ漸進させていくという柔軟な姿勢が必要であり、進捗状況を見守るための枠組みを設け、フォローアップを行うことが必要である。

おわりに ～ 支援策が十分に効果を発揮するための国民の理解と意識改革 ～

- 次世代育成支援に係る施策の必要性やその効果について、一般に、また、施策の対象となる子育て世代においてさえも疑問視する声がある。各種の施策の効果的な展開に努めるとともに、将来に向けた「未来への投資」としての施策の必要性和有効性について、十分に国民に説明し、理解の浸透を図ることが必要である。
- さらに、各種施策が効果を発揮するには、施策の着実な実施とあわせて、生命を次代に伝え育んでいくことや、家族の大切さ、家族を支える地域の力が、これから子どもを生育していく若い世代や子どもたち自身に受け継がれ、自然に子育ての喜びや大切さを感じることができるよう、社会全体の意識改革のための国民運動を展開していく必要がある。

(参考)「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で設定された数値目標

	数値目標設定指標	現状	目標値	
			5年後(2012年)	10年後(2017年)
Ⅰ 就労による経済的自立が可能な社会	① 就業率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	25～34歳 男性 90.3%	93～94%	93～94%
		25～44歳 女性 64.9%	67～70%	69～72%
		60～64歳 男女計 52.6%	56～57%	60～61%
		65～69歳 男女計 34.6%	37%	38～39%
Ⅱ 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会	② 時間当たり労働生産性の伸び率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	1.6% (1996年～2005年度の10年間平均)	2.4%(5割増) (2011年度)	—
	③ フリーターの数	187万人 (平成15年にピークの217万人)	ピーク時の3/4に減少 (162.8万人以下)	ピーク時の2/3に減少 (144.7万人以下)
	④ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5%	60%	全ての企業で実施
	⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%	2割減	半減
Ⅲ 多様な働き方・生き方が選択できる社会	⑥ 年次有給休暇取得率	46.6%	60%	完全取得
	⑦ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合	23.5%	50%	80%
	⑧ テレワーカー比率	10.4%	20% (2010年まで)	—
	⑨ 短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	(参考) 8.6%以下	10%	25%
	⑩ 自己啓発を行っている労働者の割合	46.2%(正社員) 23.4%(非正社員)	60%(正社員) 40%(非正社員)	70%(正社員) 50%(非正社員)
	⑪ 第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	45%	55%
	⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス(3歳未満児) 20.3%	29%	38%
		放課後児童クラブ(小学1年～3年) 19.0%	40%	60%
	⑬ 男女の育児休業取得率	女性: 72.3% 男性: 0.50%	女性: 80% 男性: 5%	女性: 80% 男性: 10%
	⑭ 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1日当たり 60分	1時間45分	2時間30分

指標（現状値）の算定方法等

- ③ フリーターの数
【総務省「労働力調査（詳細結果）」（平成18年平均）】15歳から34歳までで、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計
- ④ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合
【厚生労働省「平成19年労働時間等の設定の改善を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」】企業規模30人以上の農林漁業を除く全業種から無作為に抽出した企業における、「労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会」を「設けている」と回答した企業の割合
注）労働時間等設定改善委員会での話し合い以外にも、例えば、プロジェクトチームの組織化、労働組合との定期協議の実施、労使懇談会の開催等が含まれる。
- ⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
【総務省「労働力調査（平成18年）」】非農林業雇用者（休業者を除く）総数に占める週間就業時間（年平均結果）が60時間以上の者の割合
- ⑥ 年次有給休暇取得率
【厚生労働省「就労条件総合調査」（平成19年）】企業規模30人以上の企業における、全取得日数／全付与日数（繰越日数を含まない）
注）10年後の目標値としての「完全取得」とは、労働者が自ら希望する留保分を考慮したものである。
- ⑦ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合
【厚生労働省「労働者健康状況調査」（平成14年）】10人以上規模事業所における「心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる」と回答した事業所割合
注）「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の取組内容としては、「相談（カウンセリング）の実施」、「定期健康診断における問診」、「職場環境の改善」のほか、「労働者に対する教育研修、情報提供」、「労働者の日常的に接する管理監督者に対する教育研修、情報提供」、「事業所内の産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する教育研修、情報提供」なども含まれる。
- ⑧ テレワーカー比率
【国土交通省「テレワーク実態調査」（平成17年度）】就業者人口（総務省「就業構造基本調査」（平成14年）の有業者総数）に占めるテレワーカー（注）の割合
注）テレワーク実態調査におけるテレワーカーの定義
○以下のA、B、C、D、の4つの条件をすべて満たす人
A. ふだん収入を伴う仕事を行っている
B. 仕事で電子メールなどのIT（ネットワーク）を使用している
C. IT を利用する仕事場所が複数ある、又は1ヶ所だけの場合は自分の所属する部署のある場所以外である
D. 自分の所属する部署以外で仕事を行う時間が、1週間あたり8時間以上である
- ⑨ 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）
「短時間正社員」の定義：フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い正社員をいい、①フルタイム正社員が育児・介護に加え、地域活動、自己啓発その他何らかの理由により短時間・短日勤務を一定期間行う場合と、②正社員の所定労働時間を恒常的に短くする場合の双方を含む。
「短時間勤務を選択できる事業所の割合」としては、短時間正社員制度を就業規則に明文化している場合に加え、そのような働き方が選択できる状態になっている場合も含まれるように調査を実施する予定。
（参考）人事院「平成17年民間企業の勤務条件制度等調査の結果について」によれば、100人以上の企業における育児・介護以外の事由を認める短時間勤務制がある企業数割合は8.6%以下 → 自己啓発（1.9%）、地域活動（1.6%）、高齢者の退職準備（1.7%）、その他の事由（2.3%）（以上複数回答）、事由を問わず認める（1.1%）
- ⑩ 自己啓発を行っている労働者の割合
【厚生労働省「職業能力開発基本調査」（平成18年度）】従業員規模30人以上の企業から無作為に抽出した事業所の従業員における「自己啓発を行った」と回答した者の割合
注）職業能力開発基本調査における用語の定義
正社員：常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人という。
非正社員：常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外の人という（嘱託、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人など）。
自己啓発：労働者が職業生活を継続するために、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動（職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ、健康増進等のためのものは含まない）。
- ⑪ 第1子出産前後の女性の継続就業率
【国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（平成17年）】2000年から2004年の間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠前に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合
- ⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合－保育サービス（3歳未満児）－
【厚生労働省「福祉行政報告例」（平成19年4月）、総務省「人口推計年報」（平成18年）】保育所利用児童数／3歳未満人口
保育等の子育てサービスを提供している割合－放課後児童クラブ（小学1年～小学3年）－
【文部科学省「学校基本調査」（平成19年）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調査（平成19年）】放課後児童クラブ登録児童数／小学校1～3年生の就学児童数
注）保育等の子育てサービスを提供している割合は、他の目標の進捗状況によって目標の達成が左右される。
- ⑬ 男女の育児休業取得率
【厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）】5人以上規模事業所における2004年4月1日から2005年3月31日までの1年間の出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者（2005年10月1日までに育児休業を開始した者）の割合
- ⑭ 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間
【総務省「社会生活基本調査」（平成18年）】6歳未満の子どもをもつ男性の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計の時間

(参考) フランスの家族関係支出(2003)の日本の人口規模への換算

・フランスの家族関係社会支出を機械的に日本の人口に当てはめて算出したもの。

・()内の円表示の金額は、為替レートの変動を受けることに留意が必要。

※ 為替レートは、1ユーロ=149円 (平成19年1~6月の裁定外国為替相場)

	フランス(2003)			日本の人口規模に換算(2005)		(参考) 日本の家族関係 社会支出(2003)
	家族関係 社会支出 ①	支出の対象となる 年齢階級人口 ②	1人当たり家族関係 社会支出 ③=①÷②	支出の対象となる 年齢階級人口 ④	家族関係 社会支出 ③×④	
家族手当 (Family Allowance)	17,569百万ユーロ (2兆6,178億円)	20歳未満 1,566万人 [25.4%]	1,122ユーロ (16.7万円)	20歳未満 2,418万人 [18.9%]	(4.0兆円程度)	9,242億円 ⇒《H19予算》 1.6兆円程度
出産・育児休業 (Maternity and parental leave)	5,382百万ユーロ (8,019億円)	3歳未満 239万人 [3.9%]	2,250ユーロ (33.5万円)	3歳未満 328万人 [2.6%]	(1.1兆円程度)	5,755億円
保育・就学前教育 (Day care / home-help services)	18,782百万ユーロ (2兆7,985億円)	6歳未満 467万人 [7.6%]	4,022ユーロ (59.9万円)	6歳未満 679万人 [5.3%]	(4.1兆円程度)	1兆6,276億円
その他	6,131百万ユーロ (9,135億円)	20歳未満 1,566万人[25.4%]	391ユーロ (5.8万円)	20歳未満 2,418万人 [18.9%]	(1.4兆円程度)	5,576億円
家族関係社会支出計 《対GDP比》	47,864百万ユーロ (7兆1,317億円) 《3.02%》	—	—	—	(10.6兆円程度)	3兆6,849億円 《0.75%》

参考指標

	総人口(2003) ①	GDP(2003) ②	1人当たりGDP ②÷①
日本	1億2,769万人	493.7兆円	387万円
フランス	6,173万人	1兆5,852億ユーロ (236.2兆円)	2.57万ユーロ (383万円)

(資料) OECD : Social Expenditure Database 2007

Eurostat : Demographic statistics

(日本のGDPは国民経済計算(内閣府)、人口は平成17年国勢調査(総務省)、平成15年10月1日現在人口推計(総務省))

(参考)仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計

児童・家族関連社会支出額(19年度推計)
約4兆3,300億円
(対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円
(Ⅰ 約1兆800億円~2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

○ 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)

- ・第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
- ・0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
- ・スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計

○ 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援

- ・放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0%→60%)

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

○ 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援

- ・未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

○ 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進

- ・望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実
- ・全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
- ・全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備
- ・全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

- ※ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数でみると、平成19年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。
- ※ 児童手当については、別途機械的に試算。

○ 支給額、支給対象年齢について各種の前提をおいた児童手当給付額の機械的試算

(支給対象年齢の児童に対する支給率をおおむね90%として試算)

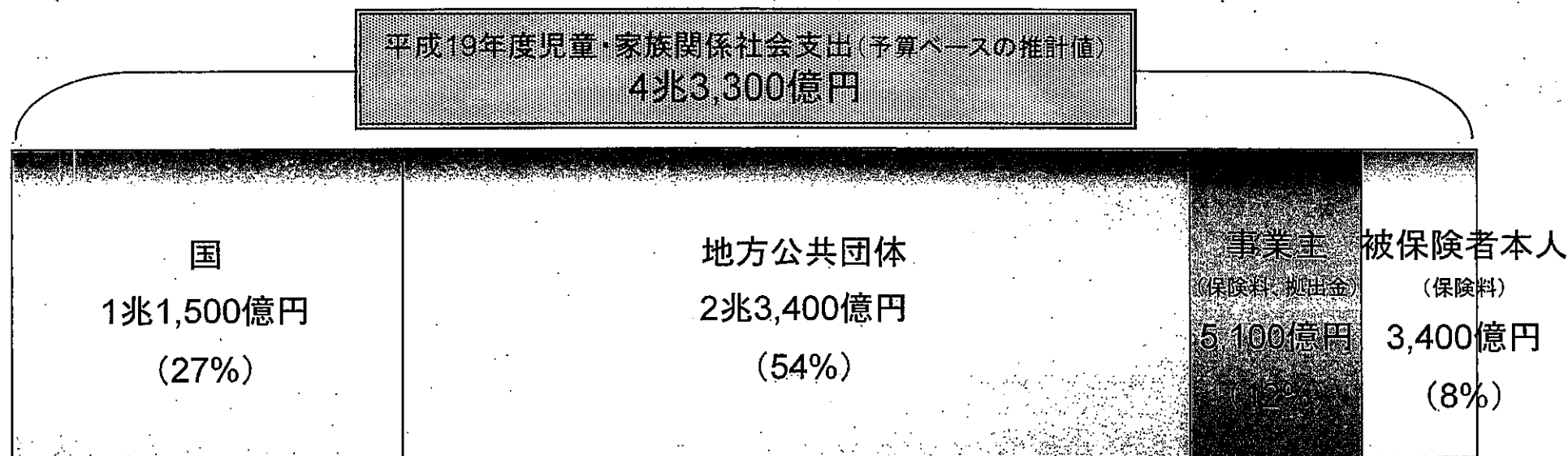
		支 給 額			
		現行 (第1子、第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 3歳未満児 一律10,000円)	一律1万円	一律2万円	一律3万円
支給対象年齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆500億円	1兆5,400億円 《+4,900億円》	3兆800億円 《+2兆300億円》	4兆6,200億円 《+3兆5,700億円》
	中学校卒業まで	1兆2,700億円 《+2,200億円》	1兆9,300億円 《+8,800億円》	3兆8,500億円 《+2兆8,000億円》	5兆7,800億円 《+4兆7,300億円》

(参考 — 支給対象年齢の児童全員に支給した場合)

支給対象年齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆1,600億円 《+1,100億円》	1兆7,100億円 《+6,600億円》	3兆4,200億円 《+2兆3,700億円》	5兆1,400億円 《+4兆900億円》
	中学校卒業まで	1兆4,000億円 《+3,500億円》	2兆1,500億円 《+1兆1,000億円》	4兆2,900億円 《+3兆2,400億円》	6兆4,400億円 《+5兆3,900億円》

(参考) 現行の次世代育成支援の給付・サービスの費用構成

- 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したもの。したがって、「推計所要額」に関して、直接この負担割合が適用されるものではない。
- 今後、少子化対策のための給付の充実に当たっては、次世代の負担によって賄うことがないよう必要な財源をその時点で手当てして行うことが必要。また、費用負担の在り方については、給付の性格や施策間の整合・連携を考慮した負担のあり方の検討が必要である。



「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議構成員名簿

(少子化社会対策会議委員)

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(少子化対策)

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

(有識者)

いけだ 池田	もりお 守男	株式会社資生堂相談役(日本経済団体連合会少子化対策委員会 委員長、日本商工会議所特別顧問)
いわぶち 岩渕	かつよし 勝好	東北福祉大学教授、産業経済新聞客員論説委員
きよはら 清原	けいこ 慶子	三鷹市長
こが 古賀	のぶあき 伸明	日本労働組合総連合会事務局長
さとう 佐藤	ひろき 博樹	東京大学社会科学研究所教授
ひぐち 樋口	よしお 美雄	慶應義塾大学商学部教授
よしかわ 吉川	ひろし 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

〔有識者については五十音順・敬称略〕

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) の推進と少子化対策について

関 連 デ ー タ 等

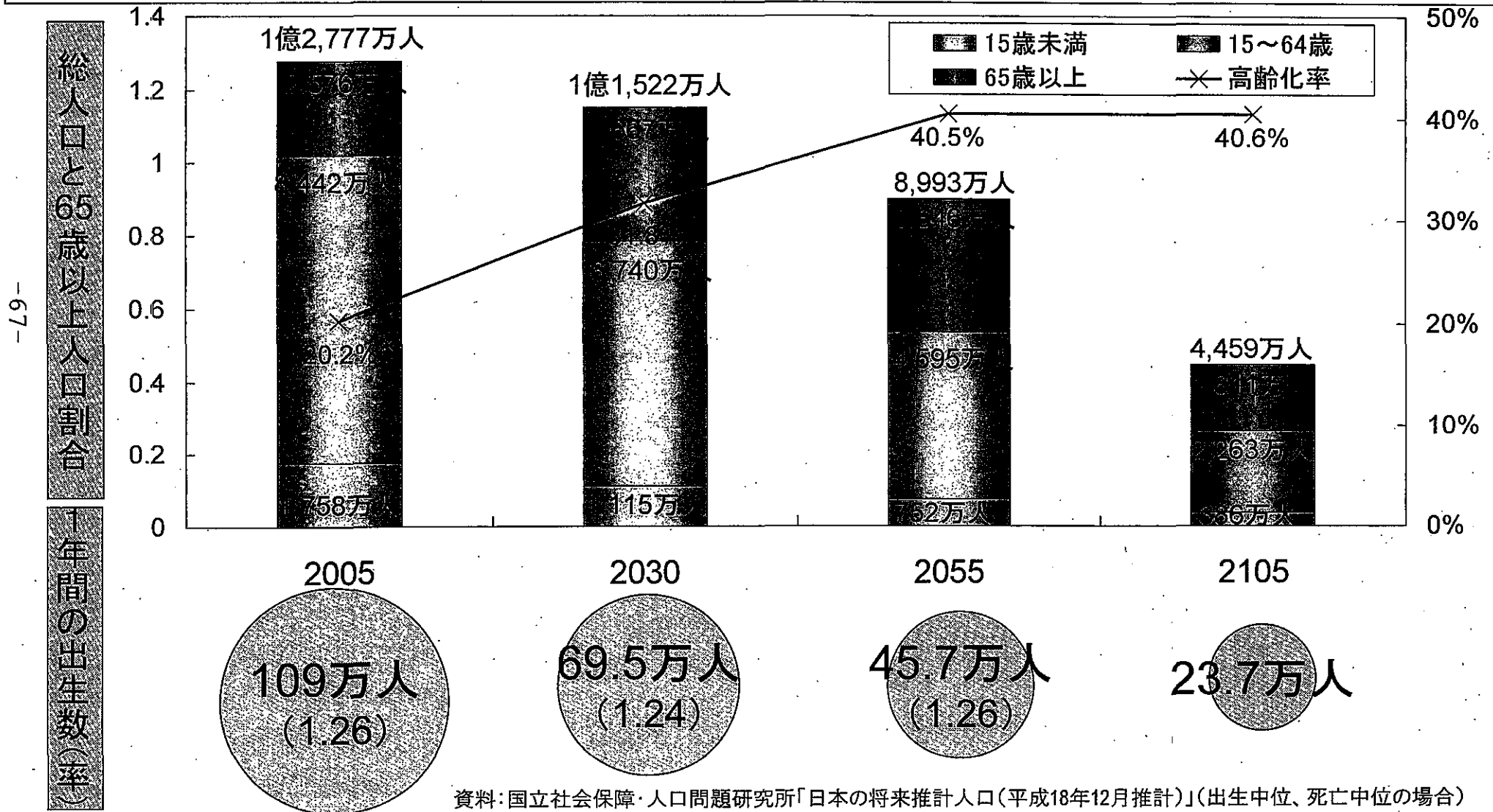
「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 参考資料

1. 今後の我が国の人口構造の急速な変化 … 2
2. 結婚や出産・子育てをめぐる国民の希望と現実との乖離 … 3
3. 就業と結婚・出産・子育ての「二者択一」状況 … 5
4. 若年者等における正社員以外の増加 … 7
5. 労働時間の二極化、共働き世帯の増加 … 8
6. 労働市場参加が進まない場合の労働力の推移 … 9
7. 労働市場参加実現、国民の希望する結婚・出産・子育ての実現のベネフィット(平成15年度「年次経済財政報告」シミュレーションより) … 10
8. 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年) … 11
9. 各種の家族政策(現金給付と現物給付)のバランスをとった充実の必要性 … 12
10. フランスの家族関係支出(2003)の日本の人口規模への換算 … 13
11. 仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計 … 14
12. 次世代育成支援の社会的コストの推計(給付の種類及び現金給付・現物給付別類) … 17
13. 現行の次世代育成支援の給付・サービスの費用構成 … 18
14. 家族関係社会支出と財源構成(推計)の国際比較(2003年度(日本は2007年度予算ベース)、対GDP比) … 19

1 今後の我が国の人口構造の急速な変化

～日本の将来推計人口(平成18年12月推計)～

- 我が国の合計特殊出生率は、2005年に1.26と過去最低を更新。人口減少が始まった。
- 新人口推計(中位)によれば、2055年に産まれる子ども数は現在の約4割、高齢化率は現在の2倍(40.5%)、生産年齢人口(15～64歳)も現在の2分の1近くに急激に減少する。



2 結婚や出産・子育てをめぐる国民の希望と現実との乖離～急速な少子化を招いている社会的な要因～

- 将来推計人口（平成18年中位推計）において想定されている日本の将来像と、実際の国民の希望とは大きく乖離。
- この乖離を生み出している要因としては、雇用の安定性や継続性、仕事と生活の調和の度合い、育児不安などが指摘されており、出産・子育てと働き方をめぐる問題に起因するところが多い。

希望を反映した人口試算の仮定

$$\text{合計特殊出生率} = \left(1 - \frac{\text{生涯未婚率}}{\text{未婚率}}\right) \times \text{夫婦完結出生児数} \times \text{離死別等の影響}$$

新人口推計
 （平成18年12月推計）
 $= (1 - 23.6\%) \times 1.69\text{人} \times 0.97 \sim 0.98\text{程度} \cdots \underline{1.26} \text{ (2055年)}$

2055年以降生まれ世代の仮定値(中位)
 ※ 参照コーホート(1990年生)では、23.5%、1.70
 2055年頃の影響度(中位)

仮定出生率
 国民の結婚・出生に関する希望が実現した場合の合計特殊出生率
 $= (1 - \frac{10\%}{\text{未婚率}}) \times \frac{2.0\text{人}}{\text{夫婦完結出生児数}} \times 0.96 \sim 0.97\text{程度} \cdots \underline{1.75\text{程度}}$

10%未満
 2.0人以上
 2040年頃の影響度(中位)

結婚に関する国民の希望

「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者の割合

男性	87.0%
女性	90.0%

出典: 2005出生動向基本調査(独身者調査)

既婚者の割合

男性	27.2%
女性	36.0%

出典: 平成17年国勢調査

注: 18～34歳の者の数値

同世代人口の中の「既婚者及び結婚意欲のある未婚者」の割合

男性	90.7%
女性	93.9%

注: 配偶関係不詳を按分して算出

→ 国民の9割以上が結婚を希望

子供に関する国民の希望

「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者の希望子供数

男性	2.07人
女性	2.10人

注: 18～34歳の者の数値
出典: 2005出生動向基本調査(独身者調査)

夫婦の理想子供数、予定子供数

理想子供数	2.40人
予定子供数	2.15人

注: 34歳以下の者の数値
出典: 2005出生動向基本調査(夫婦調査)

→ 国民が希望する子供数は平均2人以上

結婚や出生行動に影響を及ぼしていると示唆される要素の整理

(各種調査・研究結果から示唆される要素を可能な限り整理したもの)

《結婚》 ← 経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通し・安定性

- 経済的基盤: 収入が低く雇用が不安定な男性 → 未婚率 高
- 出産後の継続就業の見通し: 非正規雇用の女性 } → 未婚率 高
- 育休が利用できない職場の女性
- 保育所待機児童が多い地域の女性

《出産(第1子～)》 ← 子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と家庭の調和

- 出産後の継続就業の見通し: 育休利用可能 → 出産確率 高
- 仕事と家庭生活との調和: 長時間労働 → 出産確率 低
- ※ 働き方+家事・育児の分担+保育所利用 → 相互に組み合わせられることで
継続就業効果 高

《出産(特に第2子～)》 ← 夫婦間の家事・育児の分担

- 男性の家事・育児分担: 男性の分担度が高い → 女性の出産意欲 高
- 女性継続就業割合 高
- 家事・育児分担 少
- ※ 夫の労働時間が長い

《出産(特に第2子～)》 ← 育児不安

- 育児不安: 育児不安の程度が高い → 出産意欲 減
- ※ 家庭内・地域からのサポート: } → 育児不安 低
- 配偶者の育児分担への満足度が高い
- 保育所・幼稚園からのサポートが高い

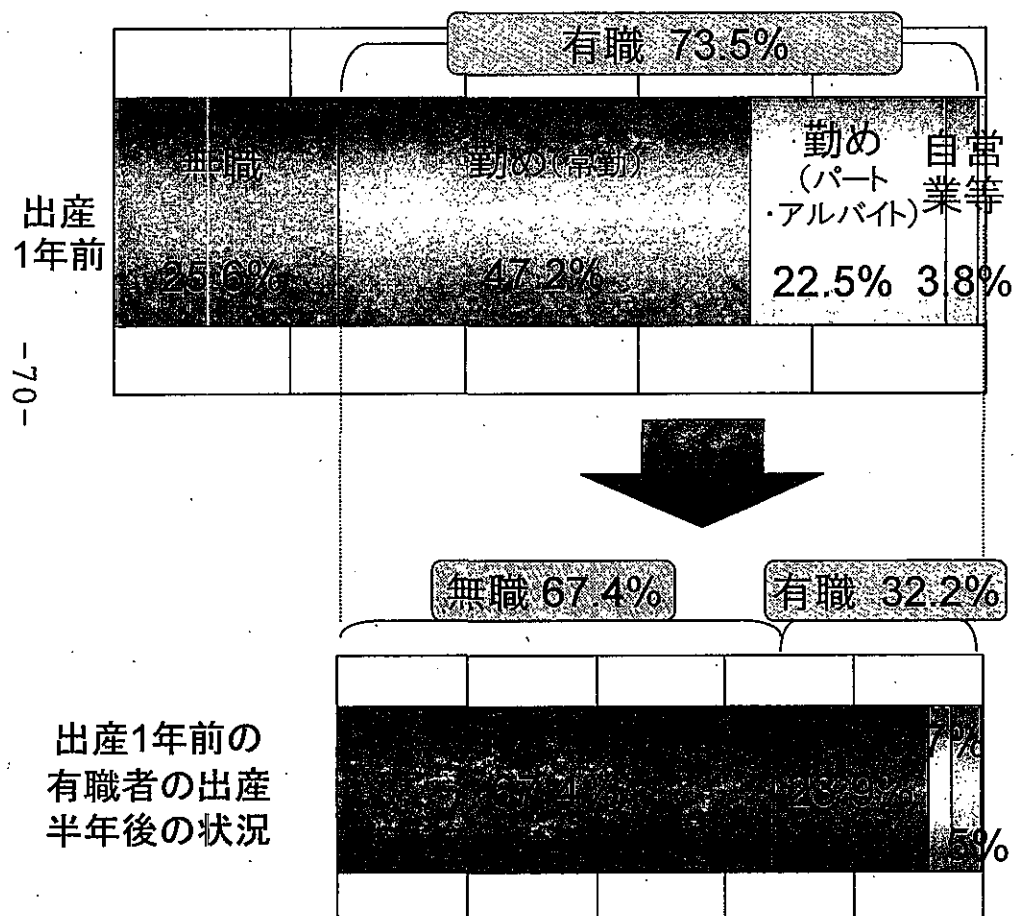
《出産(特に第3子～)》 ← 教育費の負担感

- 教育費の負担感: → 3人目以降から割合が高い
- ※ 1970年代生まれ以降 → 1人目・2人目でも負担感が高い

3 就業と結婚・出産・子育ての「二者択一」状況

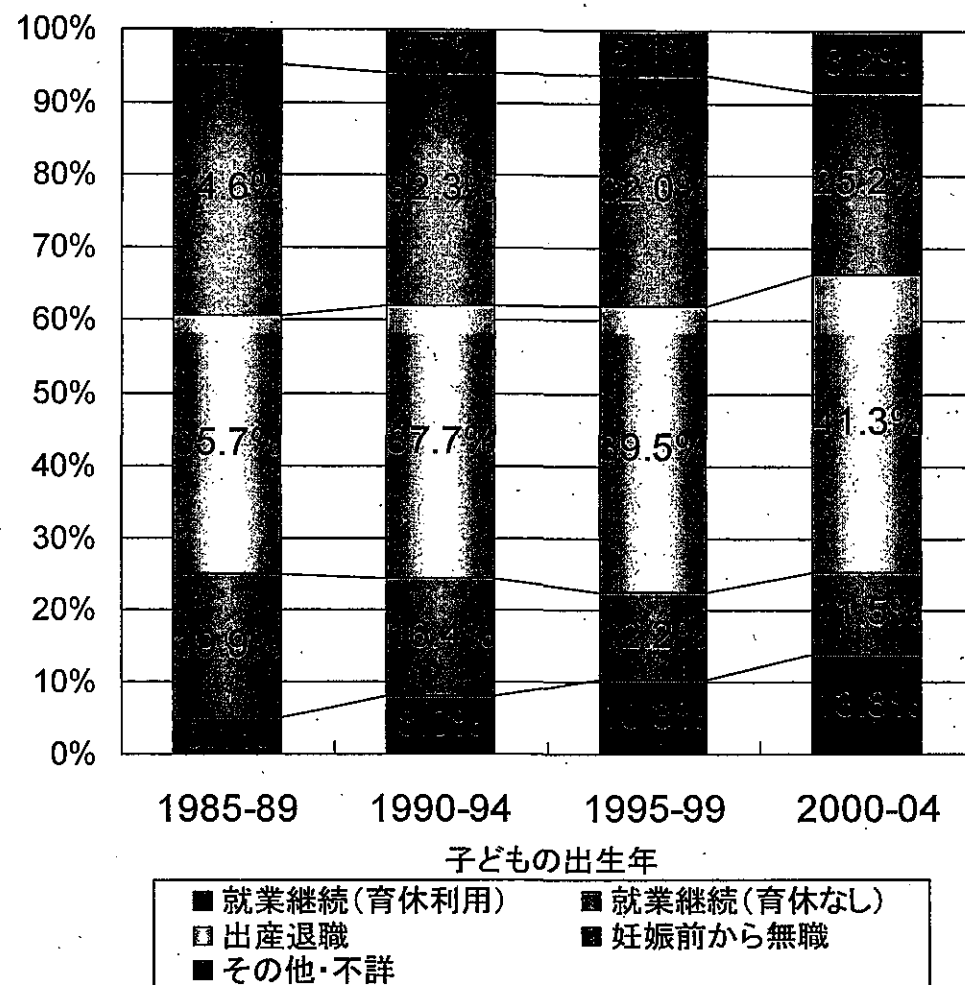
○ 出産前に仕事をしていた女性の約7割が出産を機に退職しており、育児休業制度の利用は増えているものの、出産前後で就労継続している女性の割合は、この20年間ほとんど変化がない。

○第1子出産前後の女性の就業状況の変化



(資料)厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査結果」(平成14年)

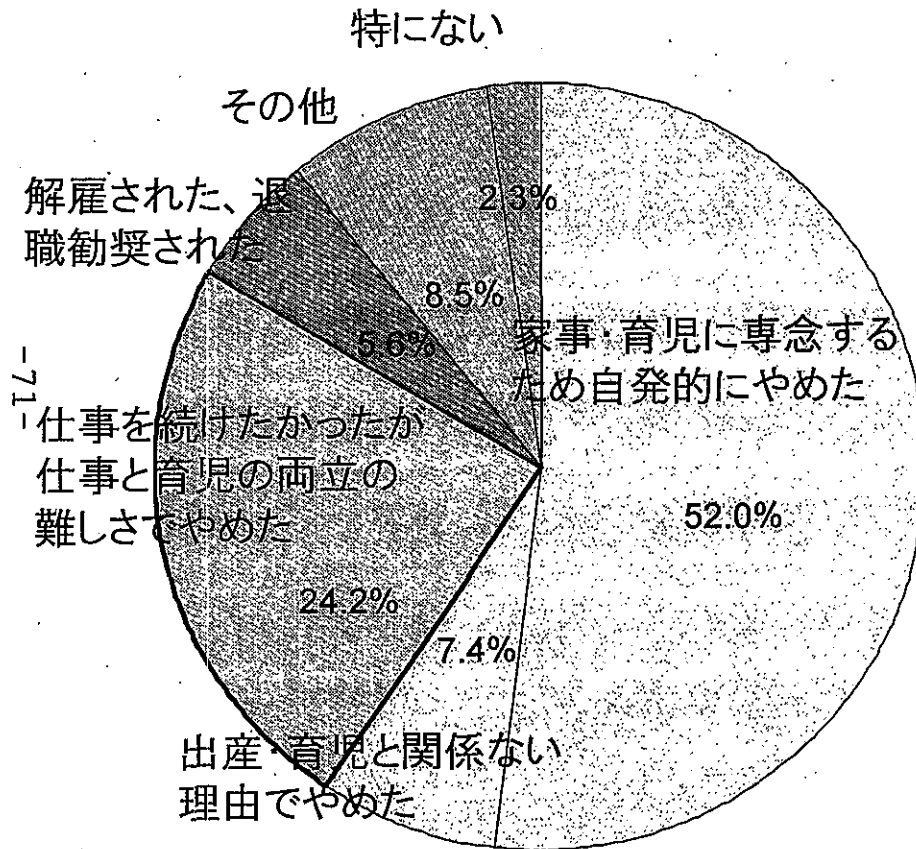
○子どもの出生年別、第1子出産前後の妻の就業経歴



(資料)国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査(夫婦調査)」

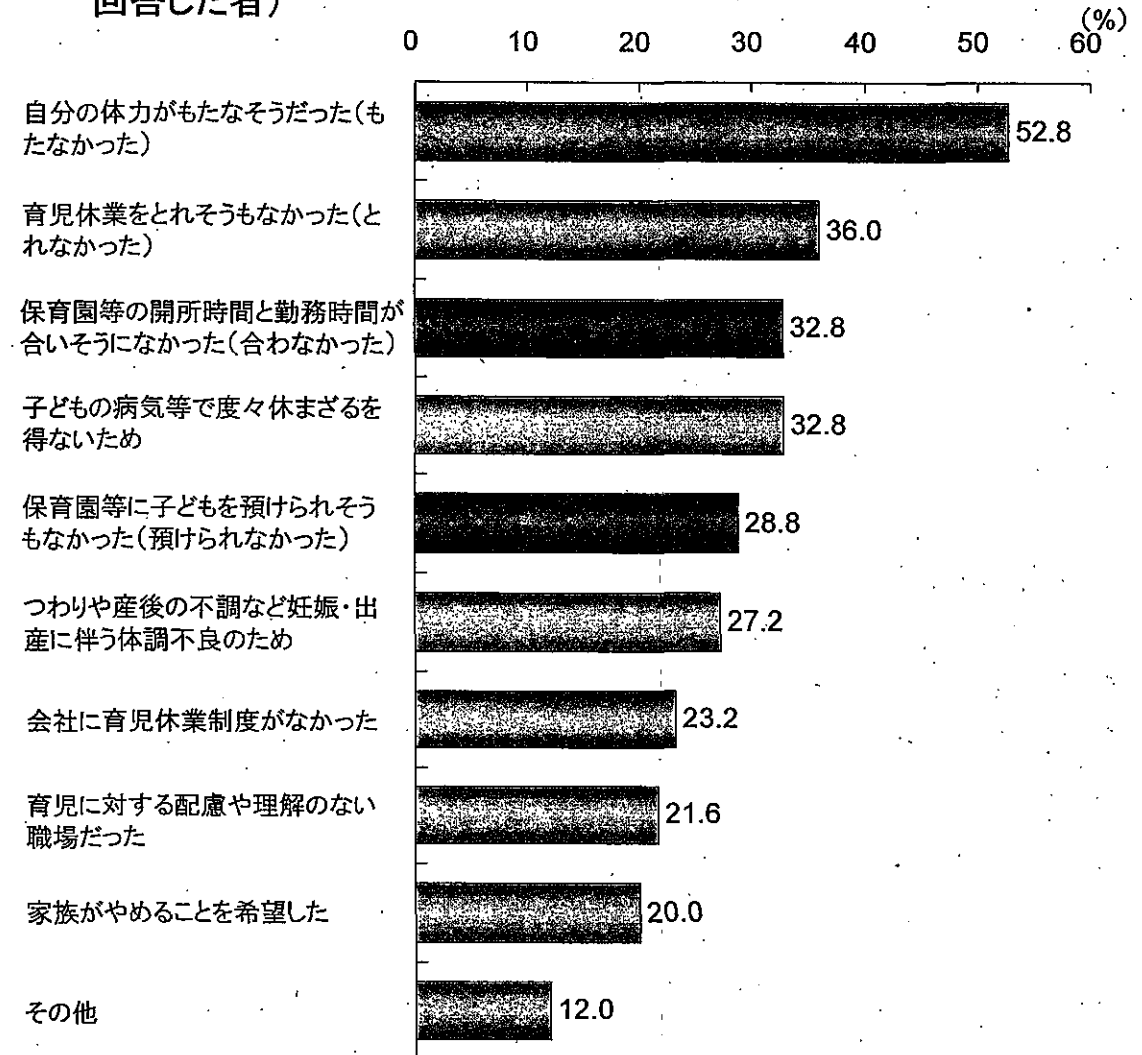
仕事をやめた理由

○「出産1年前には雇用者で現在は無職」で
就学前の子供がいる女性が仕事をやめた
理由



○両立が難しかった具体的理由

(「仕事を続けたかったが仕事と育児の両立の難しさでやめた」と回答した者)

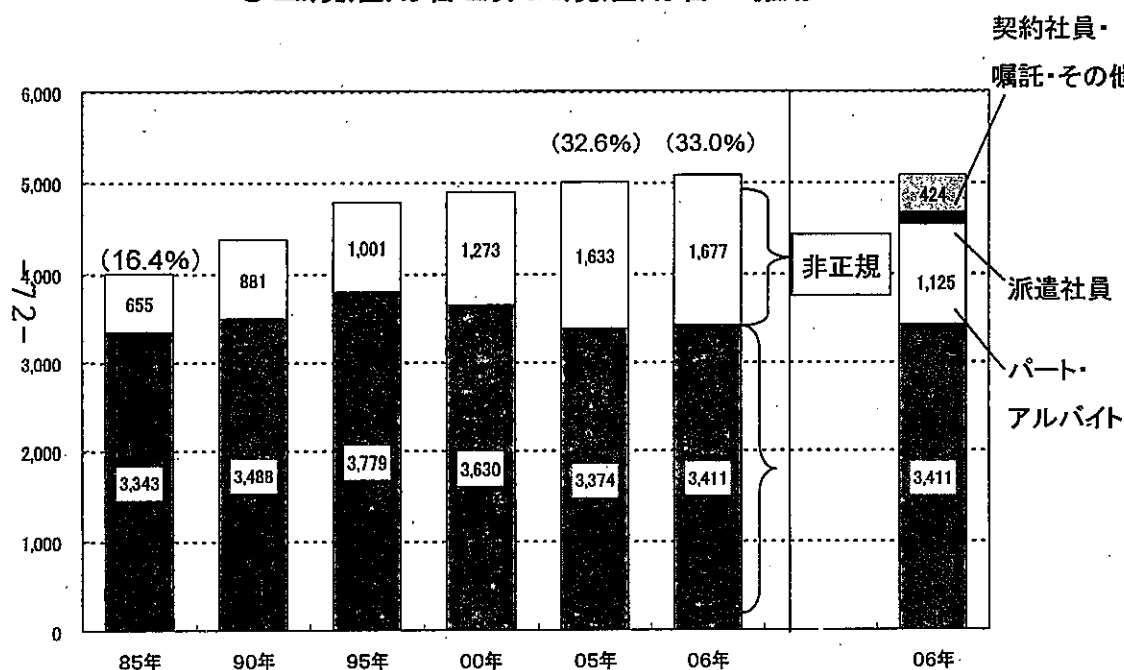


(資料)日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(平成15年)

4 若年者等における正社員以外の増加

- 近年、正規雇用者数は減少傾向にある一方、非正規雇用者は一貫して増加（概ね3人に1人）
- 男性では、非典型雇用の方が正社員に比べ、結婚している確率が低い。

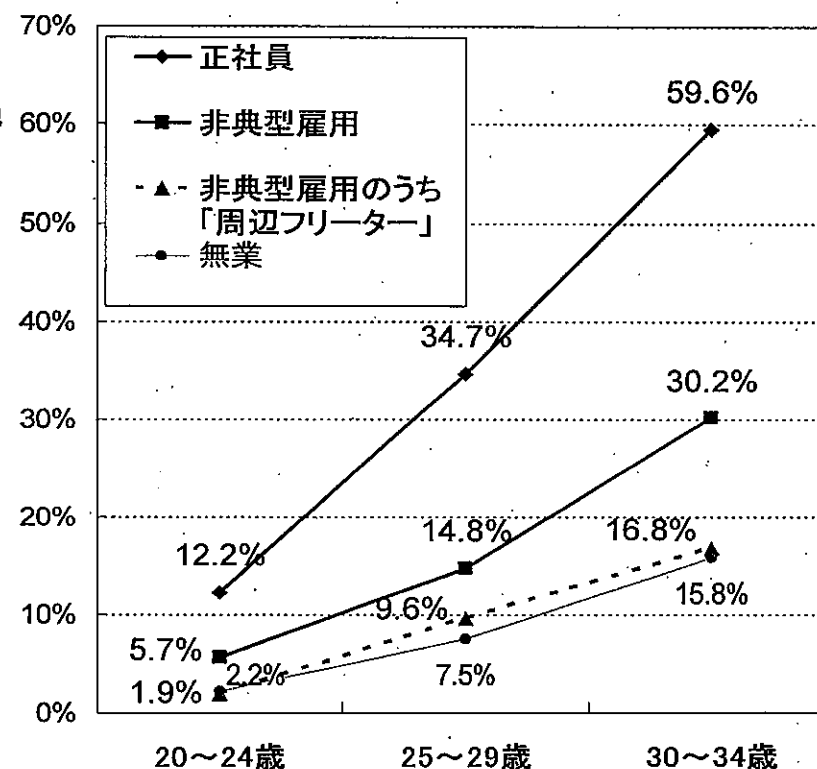
○ 正規雇用者と非正規雇用者の推移



(注) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

(資料) 2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。

就労形態別配偶者のいる割合(男性)



(注) 「周辺フリーター」: 「アルバイト」または「パート」のうち、学生でも主婦でもなく、かつ、年間就業日数が99日以下または週労働時間が21時間以下の者

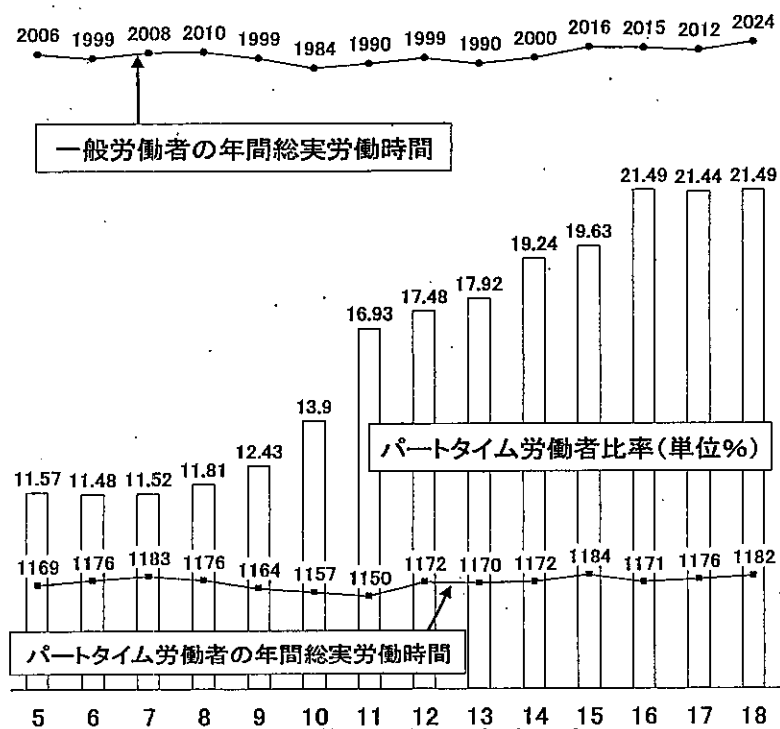
(資料) 労働政策研究・研修機構「若者就業支援の現状と課題」(2005年)

5 労働時間の二極化、共働き世帯数の増加

- 近年、全労働者平均では労働時間は減少してきたが、これは主にパートタイム労働者の比率が増えたことが要因であり、一般労働者及びパートタイム労働者ともに労働時間は横ばいの状況。
- 近年、共働き世帯が増加し、雇用者世帯の過半数を占めている。

○就業形態別年間総実労働時間及び
パートタイム労働者比率の推移

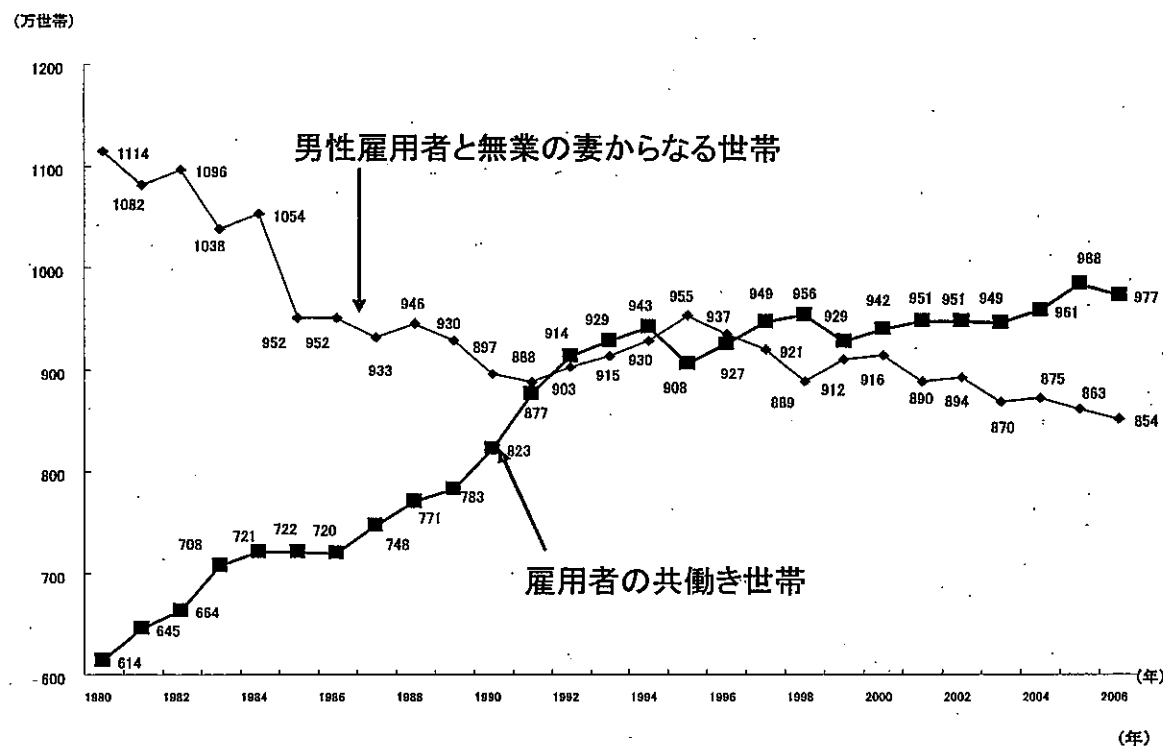
-73-



(資料) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 事業所規模30人以上

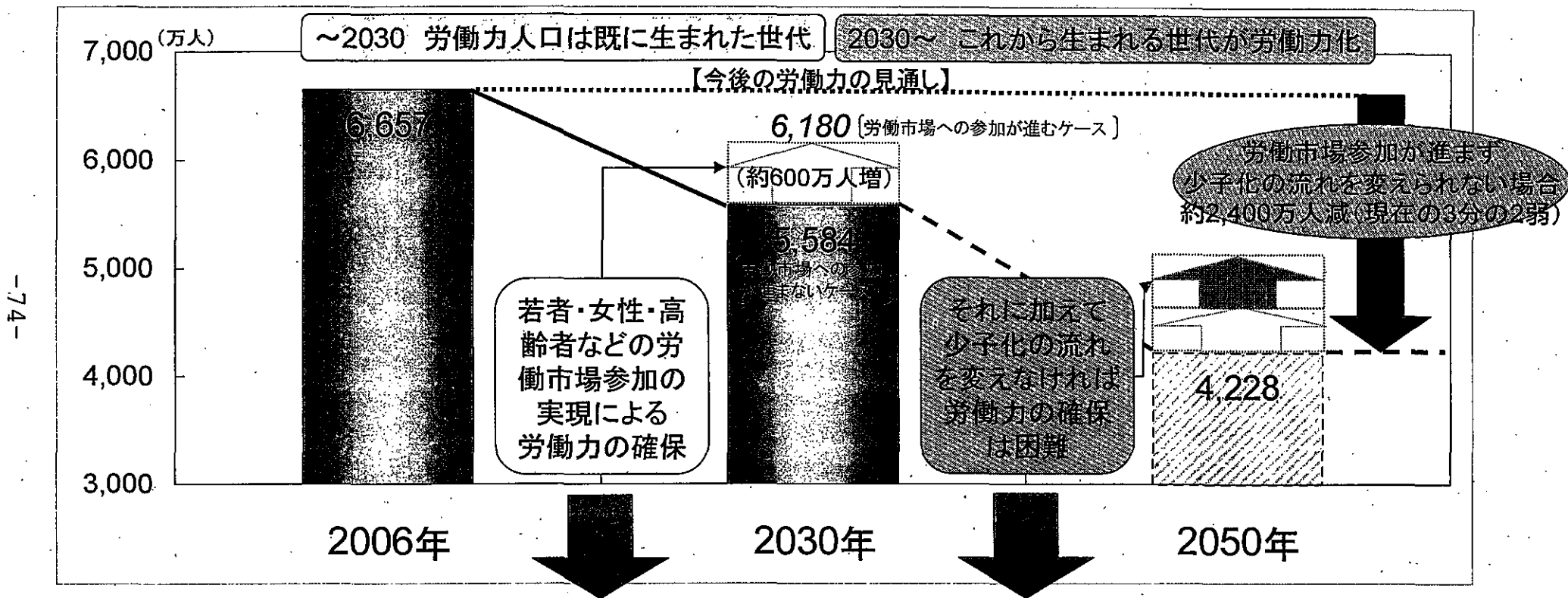
○共働き等世帯数の推移



(資料) 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月、ただし、昭和55年から昭和57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。

6 労働市場参加が進まない場合の労働力の推移

- 「就業」と「結婚や出産・子育て」の「二者択一構造」が解決されないなど労働市場への参加が進まない場合、日本の労働力人口は今後大きく減少(特に、2030年以降の減少は急速)。
- 若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現と、希望する結婚や出産・子育ての実現を同時に達成できなければ、中長期的な経済発展を支える労働力の確保は困難に。その鍵は「二者択一構造」の解決。



この2つの要請を同時に達成する必要 → 「二者択一構造」の解決が不可欠

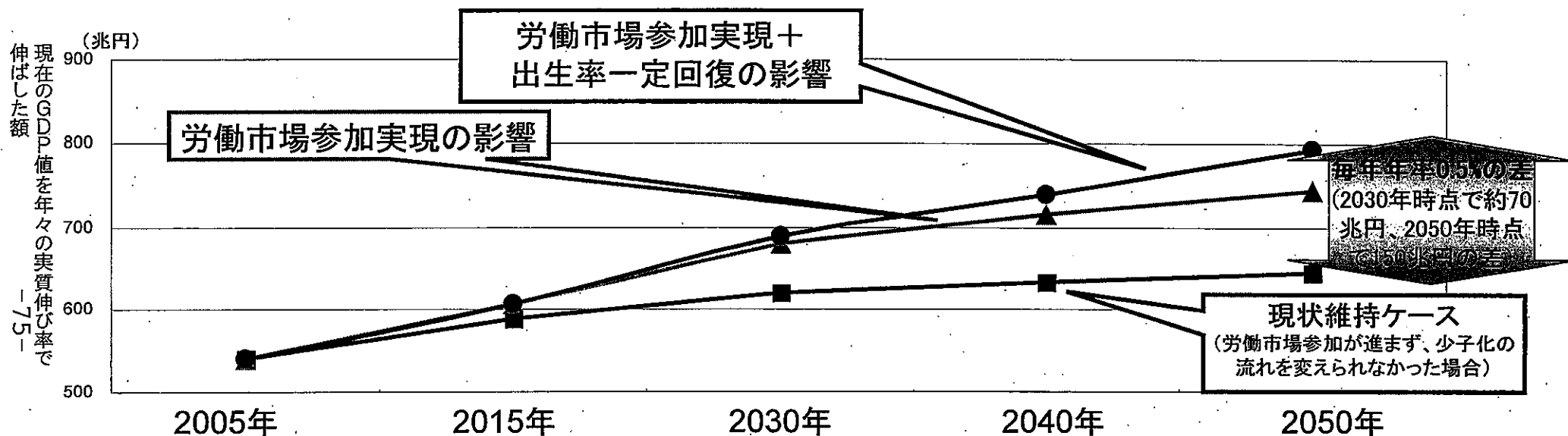
- ①「結婚・出産」のために「就業」を断念すれば、女性の労働市場参加が実現せず、中期的(～2030年頃)な労働力人口減少の要因となり、
- ②「就業」のために「結婚・出産」を断念すれば、生産年齢人口の急激な縮小により、長期的(2030年頃以降)な労働力確保が困難に。

(注)2030年までの労働力人口は雇用政策研究会推計の労働市場参加が進まないケース(平成19年11月第7回研究会資料より)。ただし、2050年の労働力人口は、2030年以降の性・年齢階級別労働力率が変わらないと仮定して、平成18年将来推計人口(中位推計)に基づき、厚生労働省社会保障担当参事官室において推計。9

7 労働市場参加実現、国民の希望する結婚・出産・子育ての 実現のベネフィット(平成15年度「年次経済財政報告」シミュレーションより)

○「二者択一構造」が解決されるなどにより、労働市場参加の実現が進み、さらに出生率が向上した場合、2050年までを通じて、実質GDP成長率を0.5%程度押し上げる効果があると推計されている。

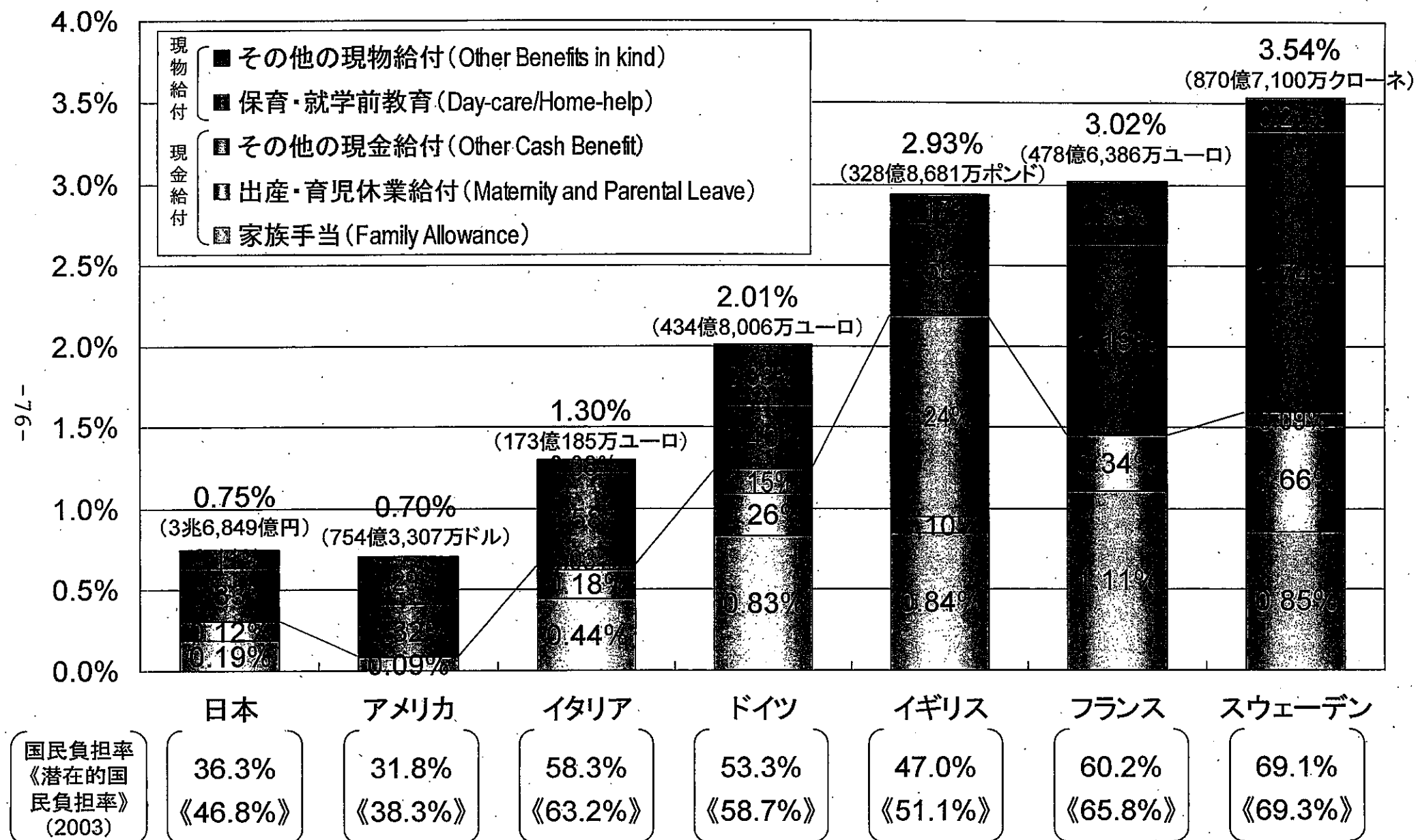
(※「年次経済財政報告」(2003年10月内閣府)第3章第2節「高齢化・人口減少の下での経済成長の展望」－3 マクロ経済モデルによる経済成長シミュレーション)に準拠)



	現状維持ケース	労働市場参加実現	労働市場参加実現＋出生率一定回復
人 口	将来推計人口(国立社会保障人口問題研究所2002年)における中位推計(2050年の合計特殊出生率1.39)を前提。(※なお2006年の将来推計人口の中位推計では1.26。)	同 左	将来推計人口(国立社会保障人口問題研究所2002年)における高位推計(2050年の合計特殊出生率1.63)を前提。(※なお2006年の同推計では1.55。また結婚・出産に対する国民の希望が実現した場合の出生率は1.75)
労働力率	高齢男性と女性の労働力率については、モデルが内生的に決定。他の男性については、2001年度の労働力率の水準で一定で推移すると仮定。	労働力調査(総務省)における男女別年齢階層別労働力率に「就業希望者」を加えたものを「潜在的労働力率」とし、これが2050年にかけて徐々に実現していくと仮定。	同 左
全要素生産性上昇率	実績データをもとにモデルが算出した値(0.8%)で一定と仮定。	同 左	同 左
実質GDP伸び率の推計	2010年代:0.3 / 2020年代:0.4 2030年代:0.2 / 2040年代:0.2	2010年代:0.8 / 2020年代:0.8 2030年代:0.5 / 2040年代:0.4	2010年代:0.8 / 2020年代:0.9 2030年代:0.7 / 2040年代:0.7

【「年次経済財政報告」(2003年)において、内閣府経済社会総合研究所の「社会保障モデル」をもとに、内閣府政策統括官においてシミュレーションを行った結果に準拠して作成】10

8 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)



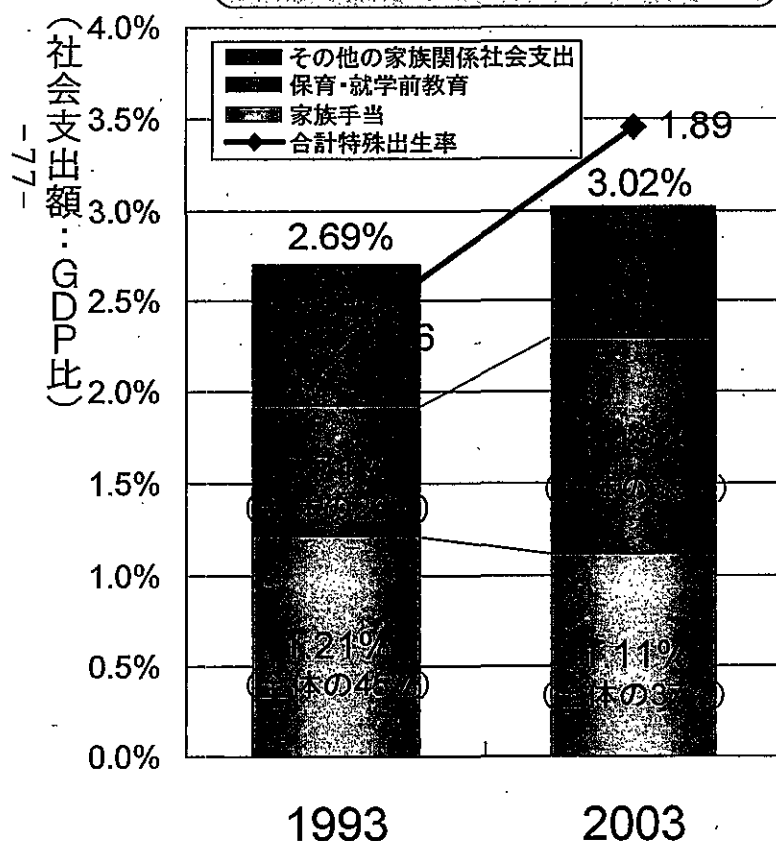
(資料) OECD : Social Expenditure Database 2007 (日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算(長期時系列)」による。

9 各種の家族政策(現金給付と現物給付)のバランスをとった充実の必要性

- 出生率の回復したフランスでは、かつては経済的支援(家族手当)中心であったが、1990年代以降、保育サービスの充実など仕事と家庭の両立支援を図る方向へ政策転換
- 逆に、ドイツでは経済的支援中心の政策が続き、出生率が低迷。近年、両立支援の充実に大きく方向転換

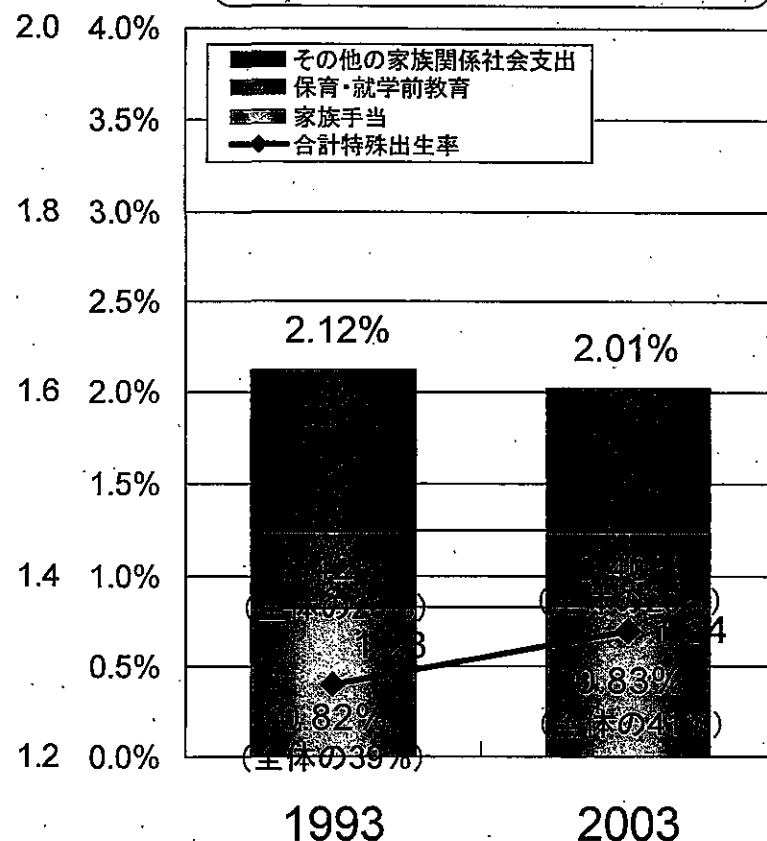
フランス

10年間で保育・就学前教育に係る支出をGDP比で1.7倍に増加



ドイツ

経済的支援中心の家族政策が継続



※ただし、近年ドイツも両立支援の充実に大きく方針転換

(現在約28.5万人分の3歳未満児の保育定員を、年間16億2千万ユーロ(約1,000億円)の整備費を投じて、2013年までに約3倍の約75万人分にする方針を本年3月に合意)

10 フランスの家族関係支出(2003)の日本の人口規模への換算

・フランスの家族関係社会支出を機械的に日本の人口に当てはめて算出したもの。

・()内の円表示の金額は、為替レートの変動を受けることに留意が必要。

※ 為替レートは、1ユーロ=149円 (平成19年1~6月の裁定外国為替相場)

	フランス(2003)			日本の人口規模に換算(2005)		(参考) 日本の家族関係 社会支出(2003)
	家族関係 社会支出 ①	支出の対象となる 年齢階級人口 ②	1人当たり家族関 係社会支出 ③=①÷②	支出の対象となる 年齢階級人口 ④	家族関係 社会支出 ③×④	
家族手当 (Family Allowance)	17,569百万ユーロ (2兆6,178億円)	20歳未満 1,566万人 [25.4%]	1,122ユーロ (16.7万円)	20歳未満 2,418万人 [18.9%]	(4.0兆円程度)	9,242億円 ⇒《H19予算》 1.6兆円程度
出産・育児休業 (Maternity and parental leave)	5,382百万ユーロ (8,019億円)	3歳未満 239万人 [3.9%]	2,250ユーロ (33.5万円)	3歳未満 328万人 [2.6%]	(1.1兆円程度)	5,755億円
保育・就学前教育 (Day care / home-help services)	18,782百万ユーロ (2兆7,985億円)	6歳未満 467万人 [7.6%]	4,022ユーロ (59.9万円)	6歳未満 679万人 [5.3%]	(4.1兆円程度)	1兆6,276億円
その他	6,131百万ユーロ (9,135億円)	20歳未満 1,566万人[25.4%]	391ユーロ (5.8万円)	20歳未満 2,418万人 [18.9%]	(1.4兆円程度)	5,576億円
家族関係社会支出計 《対GDP比》	47,864百万ユーロ (7兆1,317億円) 《3.02%》	—	—	—	(10.6兆円程度)	3兆6,849億円 《0.75%》

参考指標

	総人口(2003) ①	GDP(2003) ②	1人当たりGDP ②÷①
日本	1億2,769万人	493.7兆円	387万円
フランス	6,173万人	1兆5,852億ユーロ (236.2兆円)	2.57万ユーロ (383万円)

(資料) OECD : Social Expenditure Database 2007

Eurostat : Demographic statistics

(日本のGDPは国民経済計算(内閣府)、人口は平成17年国勢調査(総務省)、平成15年10月1日現在人口推計(総務省))

11 仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計

児童・家族関連社会支出額(19年度推計)
約4兆3,300億円
(対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円
(Ⅰ 約1兆800億円~2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

○ 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)

- ・ 第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
- ・ 0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
- ・ スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計

○ 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援

- ・ 放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0% → 60%)

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

○ 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援

- ・ 未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

○ 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進

- ・ 望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実
- ・ 全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
- ・ 全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備
- ・ 全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

- ※ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数でみると、平成19年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。
- ※ 児童手当については、別途機械的に試算。

○ 支給額、支給対象年齢について各種の前提をおいた児童手当給付額の機械的試算

(支給対象年齢の児童に対する支給率をおおむね90%として試算)

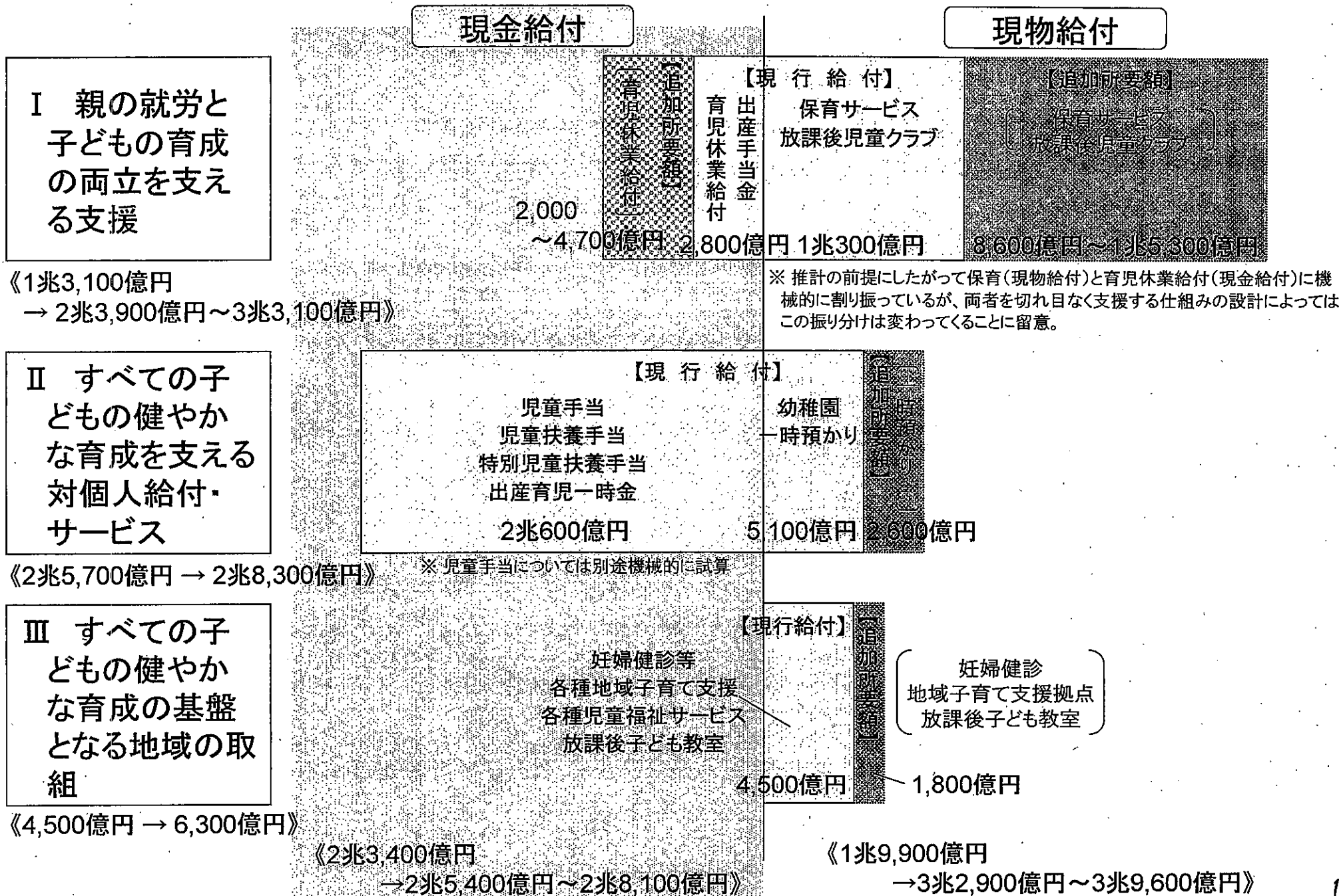
		支 給 額			
		現行 (第1子、第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 3歳未満児 一律10,000円)	一律1万円	一律2万円	一律3万円
支給対象年齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆500億円	1兆5,400億円 《+4,900億円》	3兆800億円 《+2兆300億円》	4兆6,200億円 《+3兆5,700億円》
	中学校卒業まで	1兆2,700億円 《+2,200億円》	1兆9,300億円 《+8,800億円》	3兆8,500億円 《+2兆8,000億円》	5兆7,800億円 《+4兆7,300億円》

(参考 — 支給対象年齢の児童全員に支給した場合)

支給対象年齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆1,600億円 《+1,100億円》	1兆7,100億円 《+6,600億円》	3兆4,200億円 《+2兆3,700億円》	5兆1,400億円 《+4兆900億円》
	中学校卒業まで	1兆4,000億円 《+3,500億円》	2兆1,500億円 《+1兆1,000億円》	4兆2,900億円 《+3兆2,400億円》	6兆4,400億円 《+5兆3,900億円》

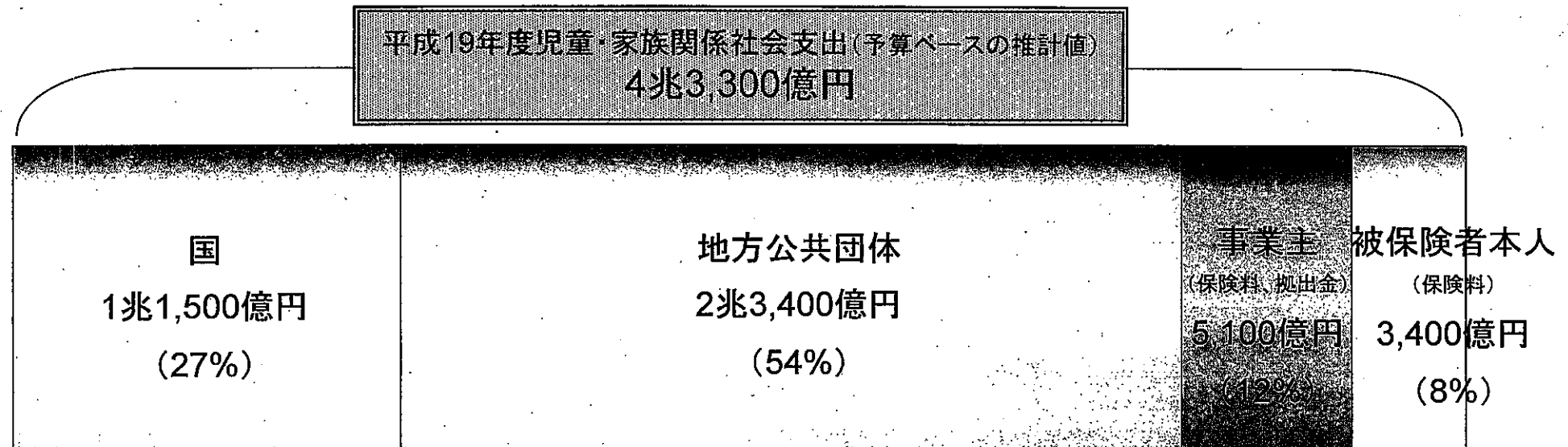
12 次世代育成支援の社会的コストの推計（給付の種類及び現金給付・現物給付別分類）

-82-

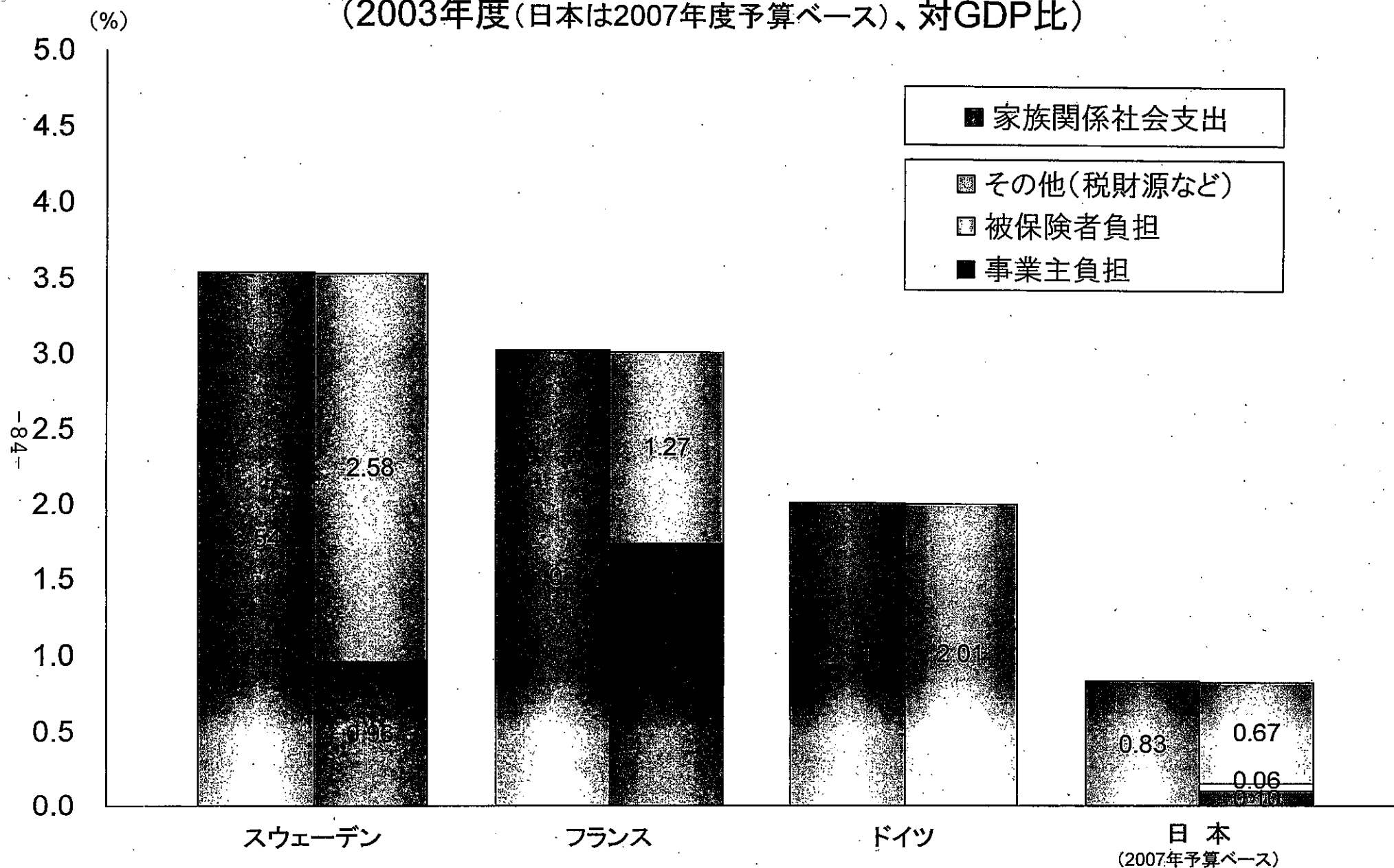


13 現行の次世代育成支援の給付・サービスの費用構成

- 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したもの。したがって、「推計所要額」に関して、直接この負担割合が適用されるものではない。
- 今後、少子化対策のための給付の充実に当たっては、次世代の負担によって賄うことがないよう必要な財源をその時点で手当てして行うことが必要。また、費用負担の在り方については、給付の性格や施策間の整合・連携を考慮した負担のあり方の検討が必要である。



14 家族関係社会支出と財源構成(推計)の国際比較 (2003年度(日本は2007年度予算ベース)、対GDP比)



平成20年度少子化社会対策関係予算のポイント

平成20年度少子化社会対策関係予算のポイント(概要)

○平成20年度少子化社会対策関係予算案の総額は1兆5,714億円(前年度比3.5%増)

○平成19年12月にとりまとめた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、並びに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の内容を反映

(1) 子育て支援策

※()内はH19予算額

I 新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

- ①産科・小児科医療の確保等母子保健医療の充実 278億円(256億円)
- 産科医療機関への財政的支援、周産期医療体制の整備
 - 産科医療補償制度創設後における一定の支援等、医療リスクに対する支援体制整備の準備
 - 小児救急支援事業、小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保や小児救急電話相談事業など小児救急医療体制の確保等
- ②生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
- ③子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化
- ②、③は、次世代育成支援対策交付金(375億円)の内数

II 未就学期(小学校入学前まで)

- ④地域における子育て支援拠点の拡充 101億円(84億円)
- 平成20年度では、およそ7,000か所の整備を図る。 ※6,138か所(H19)→7,025か所(H20)
- ⑤待機児童ゼロ作戦の推進や多様な保育サービスの提供など保育サービスの充実 3,905億円(3,716億円)
- 保育所の受入れ児童数の拡大、延長保育等の保護者のニーズに応じた保育サービスの推進、地域の保育資源(事業所内託児施設)を活用した取組、家庭的保育事業(保育ママ)の充実
- ⑥事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進 40億円(23億円)
- ⑦子どもの事故防止対策の推進 1.2億円(1.5億円)
- ⑧就学前教育費負担の軽減 192億円(185億円)

III 小学生期

- ⑨全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進
- 放課後子ども教室 78億円(68億円)、放課後児童クラブ 187億円(158億円)
- 放課後子ども教室は平成20年度は全国15,000か所の小学校区、放課後児童クラブは必要なすべての小学校区(20,000か所)において実施。
- ⑩地域における家庭教育支援基盤形成の促進 12億円(新規)
- ⑪学校や登下校時の安全対策 17億円(17億円)

IV 中学生・高校生・大学生期

- ⑫奨学金の充実 1,309億円(1,224億円)
- 121.9万人(前年度比7.5万人増)の学生等に奨学金の貸与

V 特に支援を必要とする家庭の子育て支援

- ⑬社会的養護体制の拡充 799億円(776億円)
- ⑭子どもの心の診療拠点病院の整備 48億円の内数(新規)
- ⑮発達障害等支援・特別支援教育の総合的な推進 5億円(新規)
- ⑯発達障害教育情報センターによる情報提供 運営費交付金(12億円)の内数(新規)

(2) 働き方の改革による仕事と生活の調和の実現

- ①仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運の醸成 10億円(新規)
- 業界トップクラス企業による先進的モデル事業の展開 2億円(新規)
 - 労使、地方公共団体、有識者等による「仕事と生活の調和推進会議」を都道府県ごとに設置 8.3億円(新規)
- ②仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の促進 15億円(16億円)
- 労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する新たな助成措置の創設
- ③パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進 10億円(8.8億円)
- ④マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化 19億円(20億円)
- ⑤フリーター・常用雇用化プラン等の推進や、若者等のチャレンジ支援等 333億円の内数
- ⑥テレワークの普及促進 1.4億円(1.1億円)
- ⑦働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動 0.4億円(0.5億円)

(3) 社会全体の意識改革のための国民運動の推進

- 少子化社会対策の総合的な推進 2.6億円(2.4億円)
- 仕事と生活の調和を推進するための取組と従業員意識に関する調査、少子化対策における利用者満足度調査に関する調査研究
 - 家族・地域のきずなを再生する国民運動の展開

(4) 地域における少子化対策の推進

- 地域における少子化対策の推進体制の充実 地方財政措置
- 少子化対策推進のため、各地方公共団体(特に市町村)に少子化対策推進本部や少子化対策の総合窓口を設置するなど、全国ベースで体制整備を促進

(5) その他の重要な施策

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定に伴う税制上の所要の措置
- 社会的養護体制の見直しに関する児童福祉法等の改正に伴う税制上の所要の措置
- 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の創設
- 事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置
- 家族用住宅・三世代同居・近居の支援
- 自然や人とのふれあいによる豊かな人間性の育成

平成20年度少子化社会対策関係予算案のポイント

1. 平成20年度予算案の総額 1兆5,714億円

※ 計数については、整理上、変動がありうる。

- 歳出・歳入一体改革の厳しい歳出削減が求められる中、少子化社会対策関係予算については、平成19年度(1兆5,176億円)と比べて538億円(約3.5%)の増。
- 19年12月、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、並びに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略をとりまとめ。
- これらの内容を20年度予算案に反映させるとともに、重点戦略において先行して取り組むべき課題とされた、家庭的保育や一時預かり等の制度化、企業や自治体の次世代育成支援行動計画の策定及び取組の一層の推進等について制度改正の検討を進めるとともに、費用分担等を含む包括的な次世代育成支援の枠組みの具体的な制度設計については、税制改正の動向を踏まえつつ、引き続き議論。

2. 予算案のポイント

※ () 内は平成19年度予算額

〔1〕子育て支援策

I 妊娠・出産・乳幼児期

①産科・小児科医療の確保等母子保健医療の充実【厚生労働省】

278億円 (256億円)

- ・産科医療機関が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を行うとともに周産期医療体制の整備を進める。
- ・産科医療補償制度創設後における一定の支援等、医療リスクに対する支援体制の整備のための準備を図る。
- ・小児救急支援事業、小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保や小児救急電話相談事業など小児救急医療体制の確保に取り組む。
- ・健やかな妊娠・出産等をサポートする先駆的な取組を推進する。
- ・様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、子どもの心の診療拠点病院の整備を図る。

②生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進【厚生労働省】

次世代育成支援対策交付金(375億円)の内数

- ・生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「生後4か月までの全戸訪問事業」(こんにちは赤ちゃん事業)の全国展開に向け、推進を図る。

③子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化

【厚生労働省】次世代育成支援対策交付金(375億円)の内数

- ・ 市町村において、関係機関が連携し児童虐待等の対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

Ⅱ 未就学期

④地域における子育て支援拠点の拡充【厚生労働省】 101億円(84億円)

- ・ 地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進する。
すべての中学校区での実施を目指し、平成20年度では、およそ7,000か所の整備を図る。
※ 6,138か所(19年度) → 7,025か所(20年度)

⑤待機児童ゼロ作戦の推進や多様な保育サービスの提供など保育サービスの充実【厚生労働省】 3,905億円(3,716億円)

- ・ 保育所の受入れ児童数を拡大する。
- ・ 延長保育、病児・病後児保育、一時保育、特定保育等、保護者のニーズに応じた保育サービスを推進する。
- ・ 地域の保育資源(事業所内託児施設)を活用した取組を進める。
- ・ 家庭的保育事業(保育ママ)の充実を図る。

⑥事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進【厚生労働省】 40億円(23億円)

- ・ 従業員のために事業所内託児施設を設置、運営又は増築等を行う事業主に対する助成措置の対象企業数を拡充する。

⑦子どもの事故防止対策の推進【経済産業省】 1.2億円(1.5億円)

- ・ 子どもの事故の未然防止に向けて、病院や保護者等から事故情報の収集を行い、有識者による分析等を実施(安全知識循環型社会構築事業)。また、子どもの安全の向上や健やかな成長につながる製品や活動を表彰(19年度からキッズデザイン賞表彰開始)。

⑧就学前教育費負担の軽減【文部科学省】 192億円(185億円)

- ・ 幼稚園に通う園児の保護者に対する経済的負担の軽減等を目的とした「幼稚園就園奨励費補助」について、第2子以降の優遇措置に係る適用条件の一層の緩和等を図る。

Ⅲ 小学生期

⑨全小中学校区における「放課後子どもプラン」の推進

放課後子ども教室【文部科学省】	78億円(68億円)
放課後児童クラブ【厚生労働省】	187億円(158億円)

- ・ 各市町村において、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を着実に推進し、原則としてすべての小中学校区で放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保する。

※ 放課後子ども教室は、平成20年度は全国15,000か所の小中学校区において実施

※ 放課後児童クラブは、必要なすべての小中学校区において実施(20,000か所)

⑩地域における家庭教育支援基盤形成の促進【文部科学省】 12億円（新規）

- ・ 身近な地域において子育てサポーターリーダー等で構成する「家庭教育支援チーム」を創設し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進する。

⑪学校や登下校時の安全対策【文部科学省】 17億円(17億円)

IV 中学生、高校生、大学生期

⑫奨学金事業の充実【文部科学省】 1,309億円（1,224億円）

- ・ 大学等における無利子及び有利子奨学金の貸与人員の増員等により、121.9万人(前年度比7.5万人増)の学生等に奨学金の貸与

(参考) 事業費総額

9,305億円（8,503億円）

V 特に支援を必要とする家庭の子育て支援

⑬社会的養護体制の拡充【厚生労働省】 799億円（776億円）

- ・ 社会的養護体制の見直しの一環として、里親手当・里親支援体制の充実、児童養護施設等における小規模ケアの推進や看護師の配置など施設ケアの充実を図るとともに、施設を退所した児童等の就業・生活支援などを行うことにより地域生活を支援するモデル事業を実施する。

⑭子どもの心の診療拠点病院の整備【厚生労働省】 48億円の内数(新規)

- ・ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、子どもの心の診療拠点病院の整備を図る(再掲)。

⑮発達障害等支援・特別支援教育の総合的な推進【文部科学省】 5億円(新規)

- ・ 発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、医師や大学教員等の外部専門家による巡回指導、各種教員研修、厚生労働省との連携による一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施。

⑯発達障害教育情報センターによる情報提供【文部科学省】
運営費交付金(12億円)の内数(新規)

- ・ 発達障害児の教育的支援のために、外部専門家や教材等の情報提供を行うとともに、教員研修用講義コンテンツの配信、先端技術やICTを活用した支援機器の使用に関する研究等を行うセンターを独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に設置する。

〔2〕働き方の改革による仕事と生活の調和の実現

①仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運の醸成【厚生労働省】10億円

- ・ 業界トップクラス企業による先進的モデル事業の展開 2億円(新規)
「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」の議論を踏まえ、我が国を代表する社会的影響力のある企業(業界トップクラス企業)を選定し、企業自らが作成したアクションプログラムに基づく仕事と生活の調和の実現のための取組を支援し、取組実績の周知等を行う。
- ・ 「仕事と生活の調和推進会議」の開催を通じた地域ごとの取組の推進 8.3億円(新規)
労使、地方公共団体、有識者等による「仕事と生活の調和推進会議」を都道府県ごとに設置し、地域の特性を踏まえた提言の策定・公表及び仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例の収集・情報提供等の支援を行う。

②仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の促進【厚生労働省】 15億円(16億円)

- ・ 労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する新たな助成措置を創設する。

③パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進 【厚生労働省】10億円(8.8億円)

- ・ 改正パートタイム労働法に基づく均衡待遇確保を図るため、均衡待遇推進コンサルタントの配置を通じた事業主へのアドバイス、先進事例の収集・提供や助成金の支給による事業主支援の充実
- ・ 短時間正社員制度の導入促進

④マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化【厚生労働省】 19億円(20億円)

⑤フリーター常用雇用化プラン等の推進や、若者等のチャレンジ支援等 【厚生労働省】333億円の内数

- ・ 年長フリーターに対する常用就職支援等の実施
- ・ 地域若者サポートステーションの発展・強化
- ・ 「若者自立塾」事業の推進

⑥テレワークの普及促進【厚生労働省】 1.4億円(1億円)

- ・ テレワークの普及促進を図るため、セミナーを開催するとともに、テレワーク相談センターを拡充し、相談体制を整備
- ・ テレワークを含めた在宅就業者の適正化を推進するため、在宅就業の実態把握を行い、必要な施策を検討

⑦働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動【内閣府】 0.4億円(0.5億円)

- ・ 企業における子育て支援や働き方の見直しについて職場の意識改革を図る官民が一体となった国民運動を推進

[3]社会全体の意識改革のための国民運動の推進

○少子化社会対策の総合的な推進【内閣府】 2.6億円（2.4億円）

- ・ 仕事と生活の調和を推進するための取組と従業員意識に関する調査、少子化対策における利用者満足度調査に関する調査研究
 - ・ 家族・地域のきずなを再生する国民運動の展開
- ※「官民一体子育て支援推進運動」(再掲)を含む

[4]地域における少子化対策の推進

○地域における少子化対策の推進体制の充実【内閣府、厚生労働省】
地方財政措置

- ・ 少子化対策推進のため、各地方公共団体(特に市町村)に少子化対策推進本部や少子化対策の総合窓口を設置するなど、全国ベースで体制整備を促進

[5]その他の重要な施策

○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定に伴う税制上の所要の措置【厚生労働省】

○社会的養護体制の見直しに関する児童福祉法等の改正に伴う税制上の所要の措置【厚生労働省】

○周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の創設【厚生労働省】

○事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置【内閣府、経済産業省】

- ・ 企業が設置する事業所内託児施設に対して、一定の要件に該当する場合に、割増償却を行う制度を平成19年度より継続実施

○家族用住宅・三世帯同居・近居の支援【国土交通省】

- ・ 地域優良賃貸住宅制度において、子育て世帯等に適した住宅確保の支援として、整備費助成等により良質な賃貸住宅の供給を促進
- ・ 子供の成長等に応じ間取り変更等が可能な耐久性・可変性に優れた住宅の取得を支援するため、住宅金融支援機構の行う証券化支援事業の枠組みを活用し金利引き下げする優良住宅取得支援制度を実施

○自然や人とのふれあいによる豊かな人間性の育成

- ・ 農山漁村における農林漁業体験活動や自然体験活動を行う機会の提供
【総務省、文部科学省、農林水産省】
- ・ こどもエコクラブを通じた、身近な地域社会での自主的な環境活動を行う機会の提供
【環境省】

社会保障国民会議(第1回)資料

社会保障国民会議(第1回)

平成 20 年 1 月 29 日(火)
17 時 15 分～18 時 15 分
官 邸 大 会 議 室

議 事 次 第

1. 開会

2. 内閣総理大臣挨拶

3. 議事

(1) 意見交換

(2) 今後の検討体制について

(3) 今後のスケジュールについて

4. 閉会

社会保障国民会議の開催について

平成 20 年 1 月 25 日
閣 議 決 定

1. 趣旨

将来にわたって国民に信頼される社会保障制度に裏打ちされた、すべての人が安心して暮らし、本当の意味での豊かさを実感できる社会をつくっていくために取り組んでいくことが必要であるという観点から、有識者の参加を得つつ、社会保障のあるべき姿と、その中で、政府にどのような役割を期待し、どのような負担を分かち合うかを、国民が具体的に思い描くことができるような議論を行うため、社会保障国民会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3. 分科会

会議は、必要に応じ、分科会を開催することができる。分科会の構成員は、座長が指名する。

4. その他

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

社会保障国民会議 名簿

大森 彌	NPO 法人地域77政策ネットワーク代表理事、東京大学名誉教授
奥田 碩	トヨタ自動車株式会社取締役相談役
小田與之彦	社団法人日本青年会議所会頭
唐澤 祥人	社団法人日本医師会会長
神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授
塩川正十郎	東洋大学総長
清家 篤	慶應義塾大学商学部教授
高木 剛	日本労働組合総連合会会長
竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
中田 清	社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
樋口 恵子	NPO 法人高齢社会をよくする女性の会理事長
南 砂	読売新聞東京本社編集委員
山田 啓二	京都府知事
吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

社会保障国民会議運営要領

1. 会議は、非公開とする。
2. 事務局は、会議における審議の内容等を、会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。
3. 事務局が、審議の内容等を公表する際は、会議において配付された資料も原則として併せて公表する。
4. 会議の議事要旨については、これを速やかに作成し、公表する。

社会保障国民会議の今後の検討体制について(案)

以下のように分科会を設置し検討を進めてはどうか。

- ① 所得確保・保障〔雇用・年金〕
- ② サービス保障〔医療・介護・福祉〕
- ③ 持続可能な社会の構築〔少子化・仕事と生活の調和〕

※ 委員は、それぞれ10名程度とする。

社会保障国民会議(第1回)

参 考 資 料

※ 国民会議における議論に資するため、事務局において整理したもの

(各制度についての説明は概略を示したものであり、数字や金額は概算である。)

我が国の社会保障制度の基本的な考え方

- 国民生活は国民一人ひとりが自らの責任と努力によって営むことが基本(自助)。
- 同時に、個人の責任や自助努力のみでは対応できない生活上のリスク(病気やけが、老齢や障害、失業など)に対して、国民が相互に連帯して支え合うことによって安心した生活を保障(共助)
- 加えて、自助や共助によってもなお生活に困窮する者に対して、生活保護制度により健康で文化的な最低限度の生活を保障(公助)

1 自立した生活の経済的基盤となる所得の保障

- ・ 自立した生活を営む経済的基盤を確立するための雇用の確保(雇用政策、労働市場政策)
- ・ 雇用の確保を基盤に、失業や老齢・障害等による稼得能力の喪失に対して所得を保障(雇用保険、年金保険)
- ・ 自助や共助によってもなお生活に困窮するときの「最後のよりどころ」として健康で文化的な最低限度の生活を保障(生活保護)

2 地域生活や家庭生活を支える社会サービスの保障

- ・ 住み慣れた家庭や地域で、人間としての尊厳をもって、生涯を通じて健やかで自立した生活を送れるよう、病気や負傷に対して医療サービス、要介護状態に対して介護サービス、障害に対して自立支援のためのサービスなどの社会サービスを生活圏域で保障
- ・ そのための人的・物的な基盤(サービス提供基盤)を整備するとともに、国民共同で必要な費用を負担

3 持続可能な社会の担い手となる次世代の育成を支える給付・サービスの保障

- ・ 仕事と生活の調和の実現を進めつつ、
- ・ 親の就労と子どもの健やかな育成の両立を支援し、また、すべての子どもの健やかな育成と子どもを持つ全ての家庭の子育てを支援する給付・サービスを保障
- ・ これにより、将来にわたって持続可能な社会の担い手となる次世代の育成を支援

現在の社会保障の給付の水準(マクロでみた場合とミクロでみた場合)

【マクロでみた社会保障給付の現状】

社会保障給付費 平成17年度(実績) 87.9兆円 (対国民所得比 23.9%)

年金 46.3兆円(53%)

《対国民所得比 12.6%》

医療 28.1兆円(32%)

《対国民所得比 7.6%》

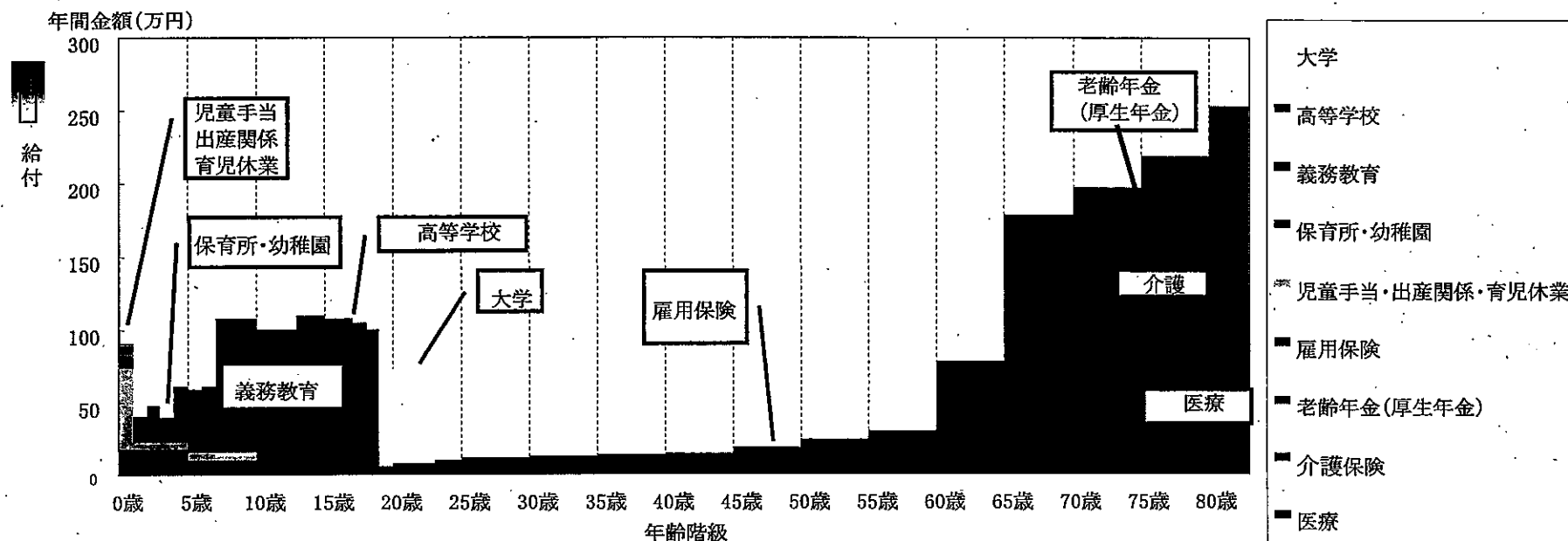
福祉その他

13.5兆円(15%)

《対国民所得比 3.7%》

〔うち介護5.9兆円(7%)
《対国民所得比 1.6%》〕

【1人の生涯から見た社会保障給付の姿】



(注)平成11年版厚生白書記載のデータを平成15年度の実績等をもとに修正し、1人の生涯から見た社会保障給付の姿のイメージとして示したもの

・なお、全年齢を通じた国民1人当たりの社会保障給付費の平均は、68.8万円(平成17年度)。

所得保障

☆ 万が一、失業したときのために



雇用保険（失業等給付）

雇用保険の被保険者の方が、倒産、解雇、自己都合等により離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくために支給されるもの。

（例）勤続20年の40歳の会社員（月給36万円）が、会社倒産により失業し、求職活動した場合月額約18万円（過去の月給の50%相当）の給付を、約9か月にわたり、受けることができる

☆ 老齢等により、所得確保が難しくなったときのために



年金

老齢の方、障害を負った方等の、所得の喪失又は低下を、一生涯保障するもの。

・サラリーマンの方なら……

（例）平均的な収入（36万円）で40年間就業したサラリーマンの夫婦

厚生年金

月額232,592円

（平成19年度）

※ 夫婦の基礎年金部分を合わせ、計算

※ 将来的にも所得代替率50%を維持

物価、賃金の上昇を考慮せず、ともに85歳まで生きたとすると、生涯の年金総額は約5,600万円となる。

・40年間保険料を納付した自営業者の方なら……

老齢基礎年金

月額 66,008円

（平成19年度）

・子供の時から重い障害があったり、働き盛りの時に事故で重い障害が残ってしまった場合……

障害基礎年金（1級）

月額 82,508円

※ これに加え、サラリーマンの場合は、報酬比例年金を給付
（平成19年度）

・高齢者世帯の平均収入（約302万円）の約7割（約212万円）は公的年金等がカバー

社会サービスの保障

☆ 病気になったり、ケガをしたときのために ……➡

医療サービス

○サービスの提供体制

・全国の平均的な姿(人口10万人の市に置き換えてみると…)

	人口10万人当たり	1人の医師等が対応する人数
医師数	約220人	1人の医師で、455人の国民
看護職員数	約980人	1人の看護職員で、102人の国民
病床数	約1,300床	1病床で、77人の国民



○医療費

- ・ 外来や入院で医療サービスを受けた場合も、原則7割が医療保険によりカバーされる。
さらに、医療費の自己負担額が高額となった場合の高額療養費制度もある。

(例1) 入院の場合 ※ 現役世代で、高額療養費の対象となる場合。

- ・ 胃がんの手術のため30日間入院
→ 医療費合計 約158万円 (うち約148万円は医療保険から給付)
- ・ 肺炎の治療のため、病院の療養病床に30日間入院
→ 医療費合計 約44万円(うち約35万円は医療保険から給付)

(例2) 風邪をひいて、外来にかかった場合

→ 医療費合計 約10,600円 (うち約7,400円は医療保険から給付)

- ・ 日本人の生涯医療費は約2,300万円(その半分は70歳以上で支出)。
- ・ 日本の国民医療費の約86%は、医療保険等によって給付されている。

○サービスの提供体制

・全国の平均的な姿(人口10万人・高齢化率20%の市に置き換えてみると・・・)

高齢者2万人、要介護高齢者3,000人(うち要介護3～5の中程度の者が1,000人以上)に対して

	高齢者2万人当たり	1人のホームヘルパー、1定員が対応する人数
ホームヘルパー	132人	ホームヘルパー1人で、要介護高齢者20.5人
グループホーム	定員91人	グループホーム1定員で、要介護高齢者29.7人
施設サービス	定員614人	施設1定員で、要介護高齢者(中程度)1.9人



○介護給付費

・在宅や施設で介護サービスを受けた場合も、原則9割が介護保険によりカバーされる。

さらに介護費用の自己負担が高額となった場合の高額介護サービス費制度もある。

(例1) 在宅で訪問介護等を利用する要介護3のお年寄りの場合

→ 最大約27万円分のサービスの利用が可能(うち最大約24万円は介護保険から給付)

(例2) 特別養護老人ホームに入所する要介護5のお年寄りの場合

→ 平均的な1人当たり費用額は約29万円(うち約26万円は介護保険から給付)

☆ 子育て支援が必要になったときのために



子育て支援サービス

○サービスの提供体制

- ・ 保育所数(22,848か所)： 定員数 210.5万人(平成19年度)
※ 3歳未満児の約2割(5人に1人)、3歳以上児の約4割(5人に2人)が保育所を利用
- ・ 放課後児童クラブ数(16,685か所)(平成19年度) 登録児童数：約75万人
※ 小学校3年生までの子供の約2割が利用
- ・ 地域の子育て支援の拠点数 4,130か所(中学校区の約4割に設置)(平成18年度)



○子育て支援に関する給付

・子どもが生まれたとき

1 出産児につき35万円の出産育児一時金が健康保険等から給付(分娩の費用等に充当)

・子育てのために休業したとき

子どもが1歳になるまで休業前賃金の50%(※)が雇用保険から育児休業給付として給付
(保育所 に入れない場合等は1歳半まで) ※ 平成21年度末までの暫定措置

・働くために保育所を利用したとき (例えば横浜市で2歳の子どもの保育所に預けると・・・)

保育にかかる費用月約10万円のうち、約7万円を公費で負担 ※ 家計の状況等により異なる。

・小学校までの子どもを育てているとき

第1子、第2子は月額5,000円、第3子以降は月額10,000円の児童手当が給付
(3歳未満についてはすべて月額10,000円)(高所得の方を除く全体の9割の方に給付)



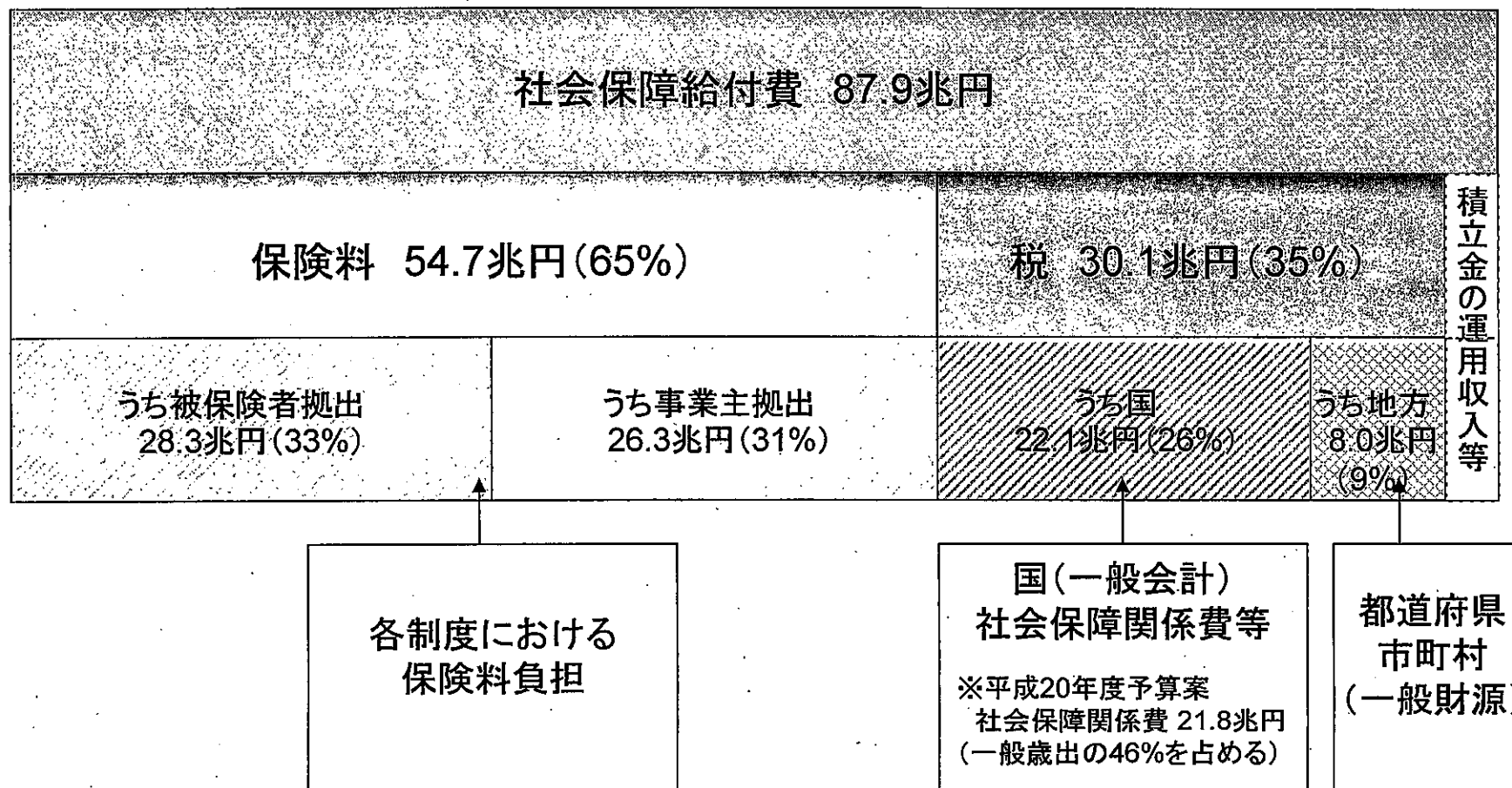
社会保障の給付を支える国民の拠出・負担

(マクロでみた場合とミクロでみた場合)

【マクロでみた社会保障給付を支える国民の拠出・負担】

社会保障の給付を支える国民の拠出・負担 平成17年度(実績) 84.8兆円

※ 社会保障給付の財源としてはこの他に資産収入などがある



【ミクロでみた社会保障給付を支える国民の拠出・負担】

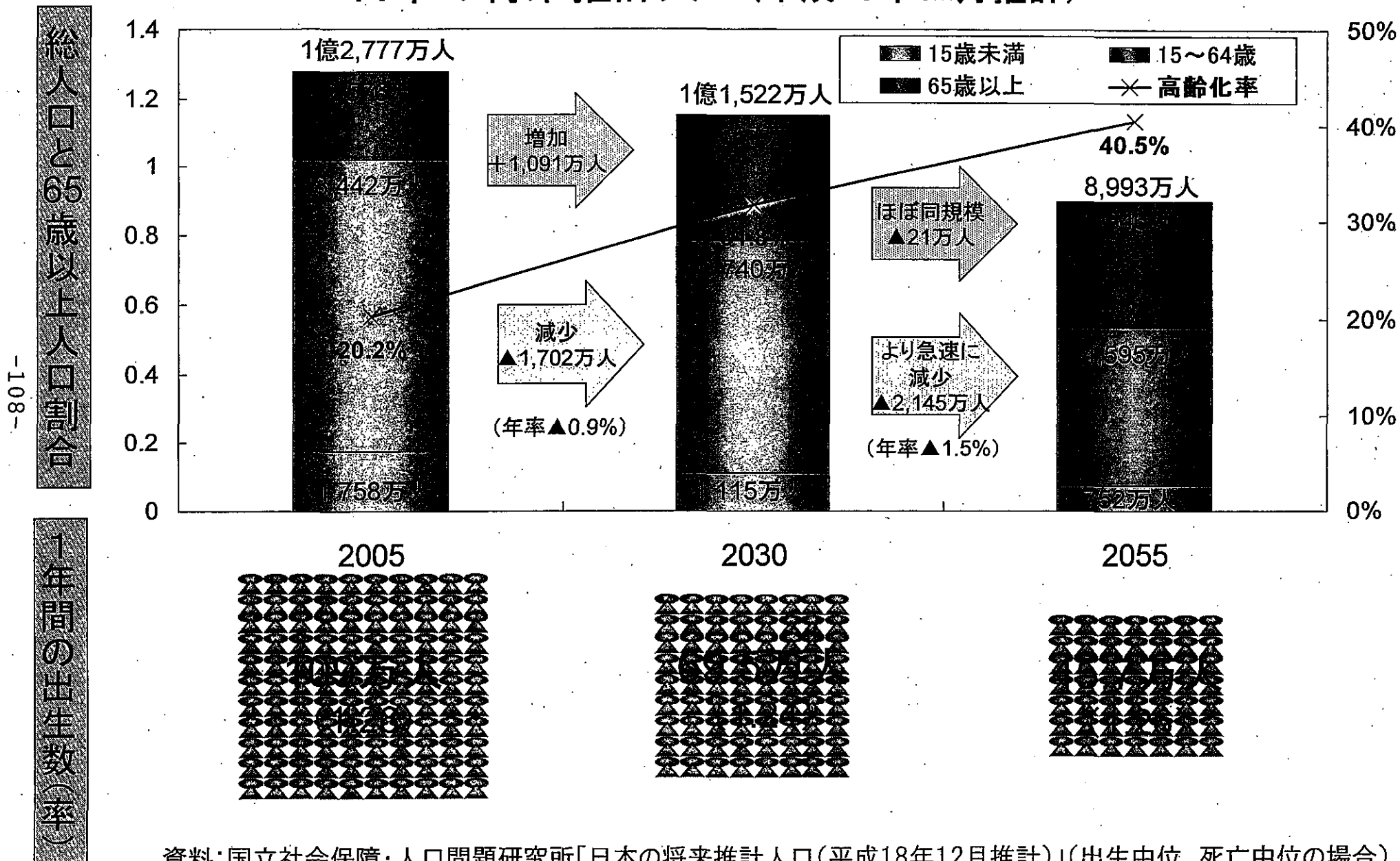
○保険料

国民健康保険料	月額14,100円(平成19年度) ※ 平成29年度以降 16,900円(平成16年度価格)
国民年金保険料	総報酬の14.996%(法定・労使折半)(平成19年9月～20年8月) ※ 平成29年度以降 18.3% ＜被保険者の本人負担(月収36万円の場合) 月収分:月26,993円 賞与分:年97,174円＞
国民生活年金保険料	1世帯平均 月額11,742円
国民年金保険料	総報酬の8.2%(法定・労使折半) ＜被保険者の本人負担の平均 月収分:月11,603円 賞与分:年18,448円＞
国民年金保険料	総報酬の3～9.5(平成20年度以降 10)%(組合により料率・労使の負担割合は異なる) ＜被保険者の本人負担の平均 月収分:月11,588円 賞与分:年36,265円＞
国民年金保険料	被保険者平均で月額4,090円
国民年金保険料	総報酬の1.23%(政管の場合・労使折半) ＜被保険者の本人負担の平均 月収分:月 1,722円 賞与分:年2,761円＞
国民年金保険料	賃金の1.5%(法定・労働者0.6%・事業主0.9%)

○平成19年度のサラリーマン(夫婦子2人)世帯の拠出・負担のイメージ

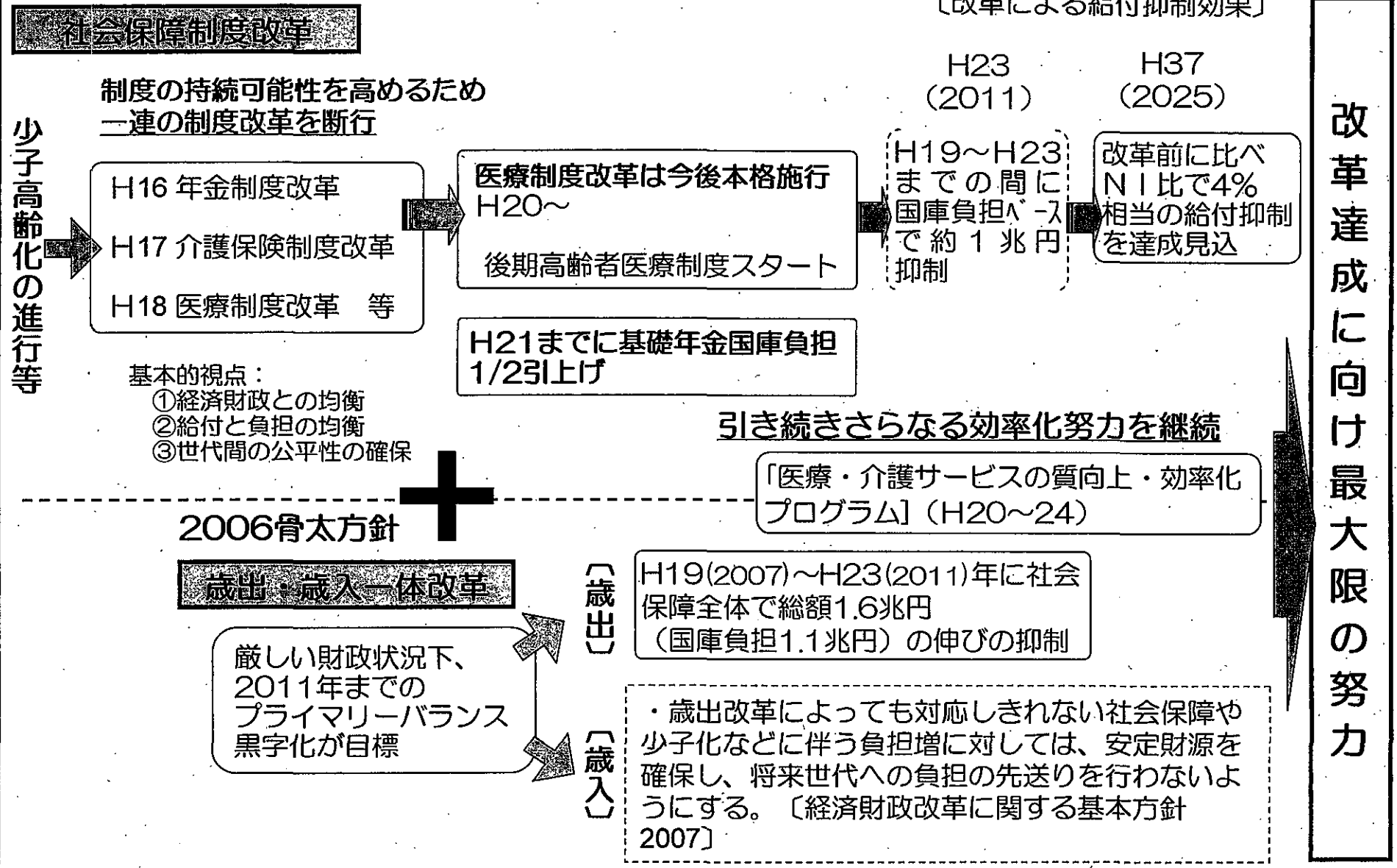
	社会保険料	所得税+住民税
年収が300万円の場合	約30万円	約0.9万円
年収が500万円の場合	約50万円	約19.5万円
年収が700万円の場合	約70万円	約45.9万円

今後の急速な少子・高齢化の進行 ～日本の将来推計人口(平成18年12月推計)～



社会保障改革の流れと今日の状況

《これまでの取組》

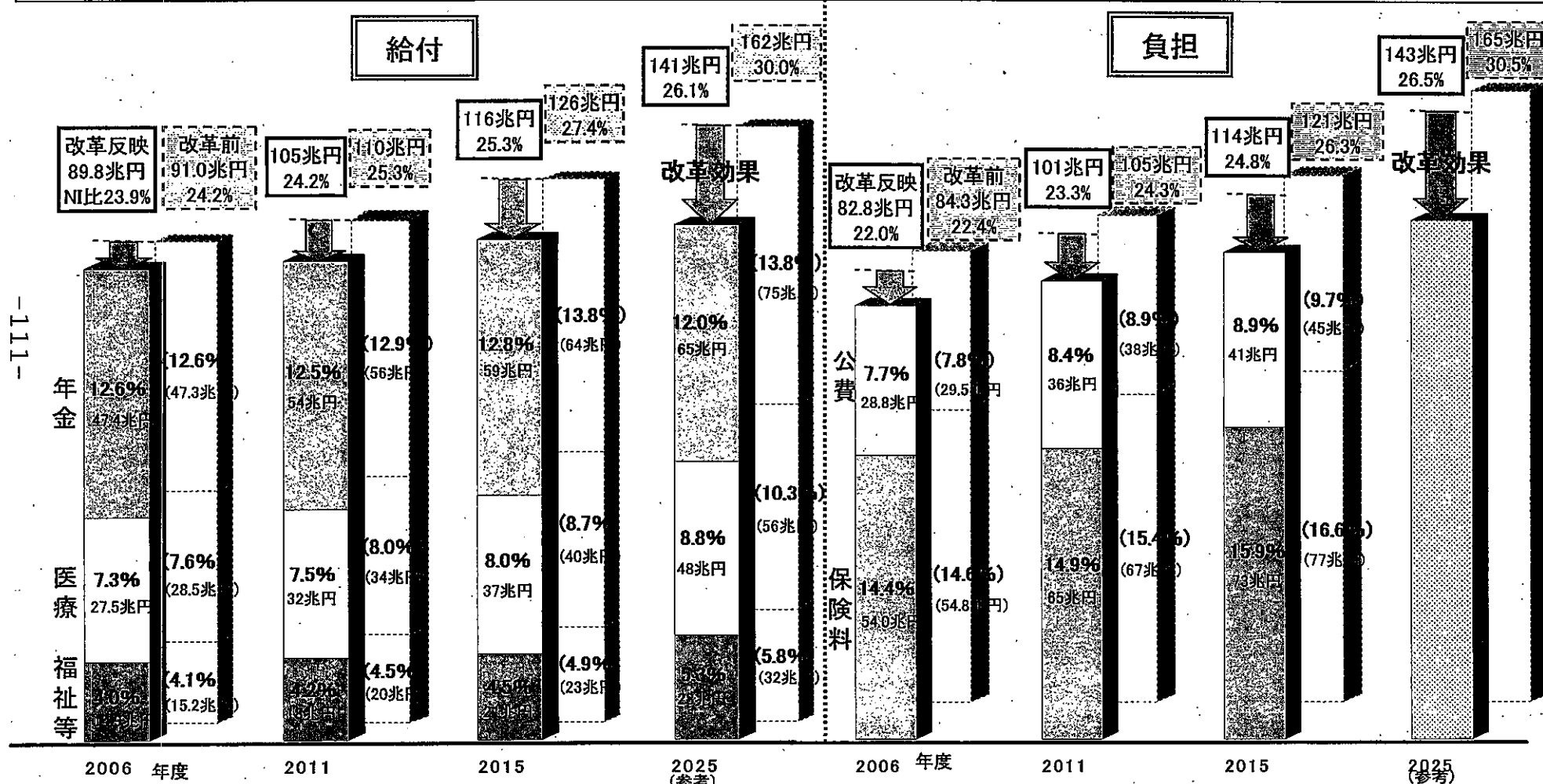


持続可能性を確保するための一連の制度改革の概要

年金 (H16改正)	○マクロ経済スライドの導入： 公的年金の被保険者数の減少や平均余命の延びに応じ、自動的に給付水準の伸びを抑制 所得代替率：2004年度 59.3% → 2023年度以降 50.2% ○将来の保険料水準の固定： 厚生年金は、保険料率を2017年度まで段階的に18.3%まで引き上げた後は将来にわたり固定 [国民年金は2017年度以降、2004年度価格16,900円で固定] (参考)年金給付総額の対NI比 2006年度 12.6% → 2025年度 12.0%
介護 (H17改正)	○介護予防への重点的な取組等： 介護予防への重点化、地域ケア推進のための新たなサービス体系の確立・サービスの質の向上 ○食費・居住費の原則自己負担化： 在宅と施設の負担の公平性の観点から、食費・居住費を原則自己負担化
医療 (H18改正)	○予防の重視、医療費適正化の総合的な推進： 生活習慣病の患者・予備群の減少、平均在院日数短縮を図るなどの計画的な医療費の適正化対策を推進 ○利用者負担割合の見直し、食費・居住費の一部自己負担化： 現役並みの所得がある高齢者の患者負担の2割から3割への引上げ 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の一部自己負担化等 ○新たな医療保険制度体系の実現： 高齢者世代・現役世代の負担を明確化し公平で分かりやすい制度とするため新たな高齢者医療制度創設 ○療養病床の再編成： 療養病床は医療の必要性の高い者を受け入れるものとして医療保険で対応し、医療の必要性の低い者は、老健施設又は在宅、居住系サービス等で対応

一連の改革による社会保障の給付と負担の見通しの変化

○ 少子高齢化の進行に伴い、社会保障給付及びその負担は年々増加していくが、平成16年の年金制度改革、平成17年の介護保険制度改革、平成18年の医療制度改革により効率化を図った結果、社会保障給付及びその負担は将来にわたって抑制される見通し。



注1)「社会保障の給付の負担の見通し」(平成18年5月 厚生労働省推計)

前面のグラフは、2004年年金制度改革、2005年介護保険制度改革及び2006年医療制度改革の効果を織り込んでいる(改革反映)。背面のグラフはこれらの改革が行われなかった場合(改革前)。

注2) 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。

新たに対応が必要となる課題

-112-

改革達成に向けた課題

持続的な経済成長の制約要因

○少子化の進行による総人口・労働力人口の減少

- ・労働市場への参加の実現による労働力の確保
若者の雇用の安定
女性の就労継続支援
高齢者の雇用・就業機会の確保 等
- ・2030年以降の労働力人口激減の防止
本格的な少子化対策

少子化対策や 労働市場への参加の実現

～持続的な経済成長を支えるために～

改革の進展に伴い顕在化した諸課題

○医療提供体制の深刻な状況

- (ex) ・過重労働の悪循環を要因とする医師不足
・救急体制

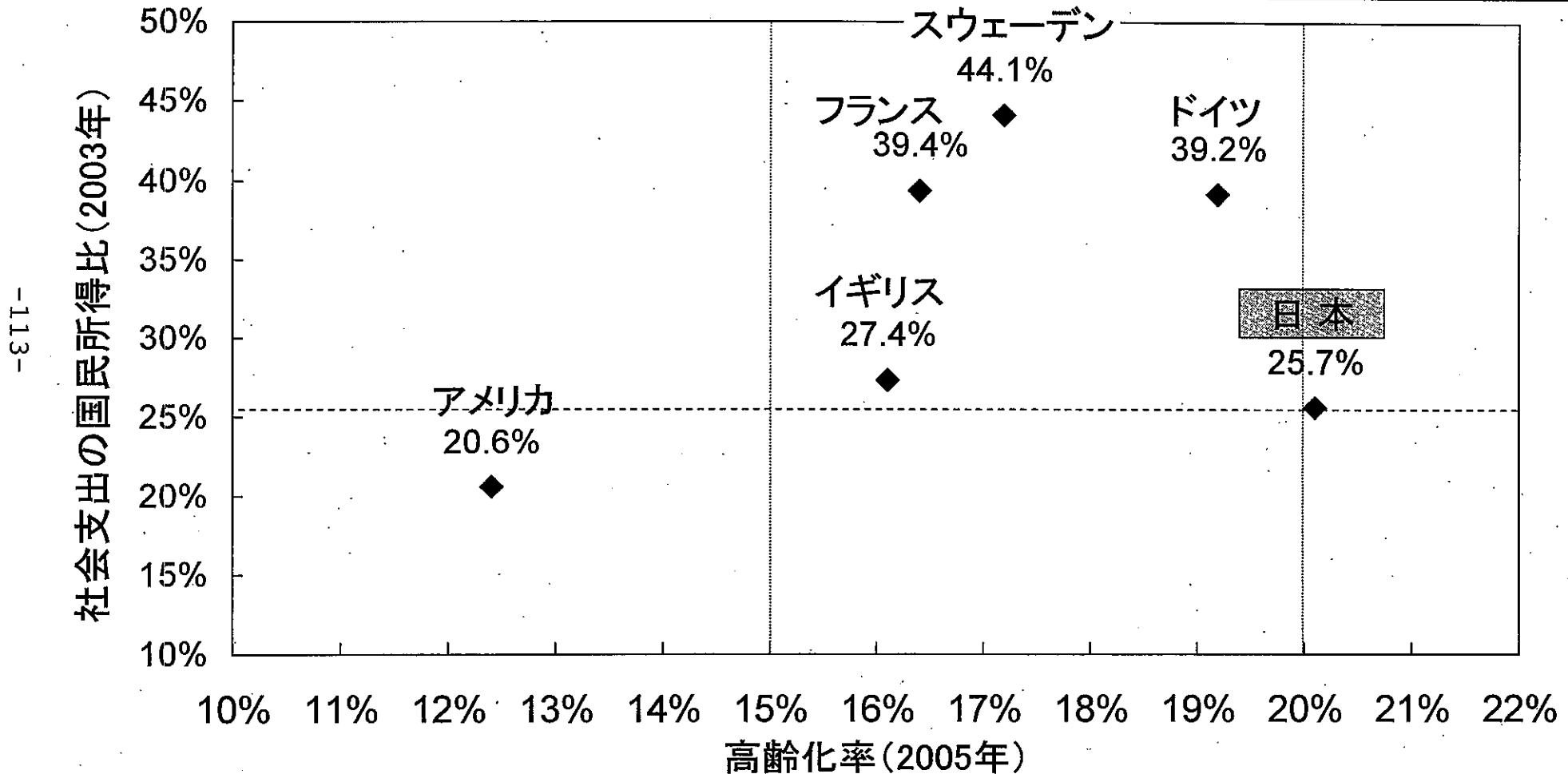
○格差問題（雇用を巡る地域差や格差固定化・拡大の懸念）等

地域の医療や雇用の不安解消

～地域の安心を支えるために～

社会保障の給付規模の国際的な比較

- 我が国は世界のトップを切って高齢化率が20%を超えているが、社会保障給付の国民経済に対する規模を見ると高齢化率が4～8%低い英米と同程度の水準。
- 欧州大陸諸国は、我が国より高齢化率は低いが、社会保障給付の国民経済に対する規模は我が国の水準を上回り国民所得比で4割程度に達している。



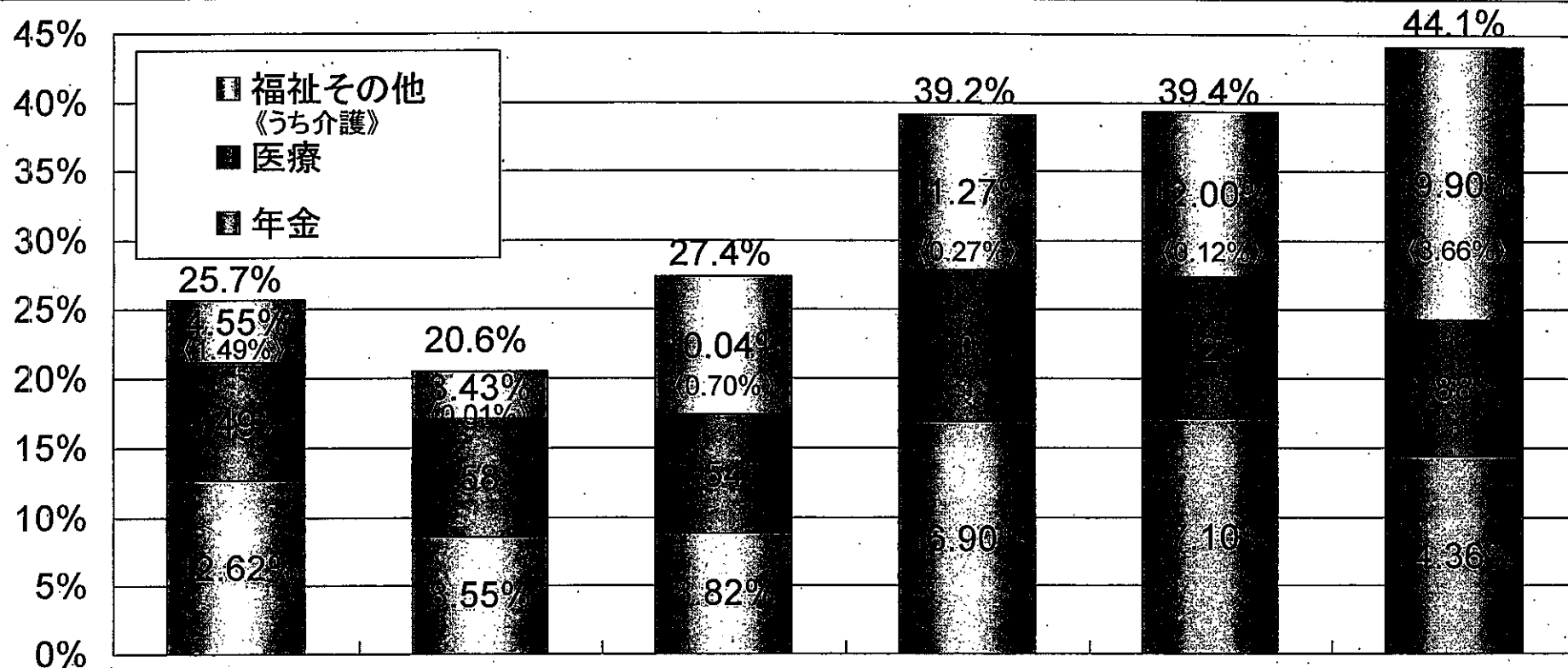
(注) 社会支出は OECD: "Social Expenditure Database 2007"、高齢化率は OECD: "OECD in figures 2007" による。

OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(公的住宅費用、施設整備費等)も計上されている。

社会保障給付の部門別の国際的な比較(対国民所得比)

○ 我が国の社会保障給付の規模を部門別に比較すると、

- ・ 年金 — 米英を上回るが、他の欧州諸国をやや下回る規模
- ・ 医療 — 米英とほぼ同規模、他の欧州諸国をやや下回る規模
- ・ その他の給付 — 米国を上回るが、欧州諸国をかなり下回る規模 となっている



	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
《高齢化率(2005年)》	《20.1%》	《12.4%》	《16.1%》	《19.2%》	《16.4%》	《17.2%》
《国民負担率(2005年)》	《38.3%》	《34.5%》	《48.3%》	《51.7%》	《62.2%》	《70.7%》

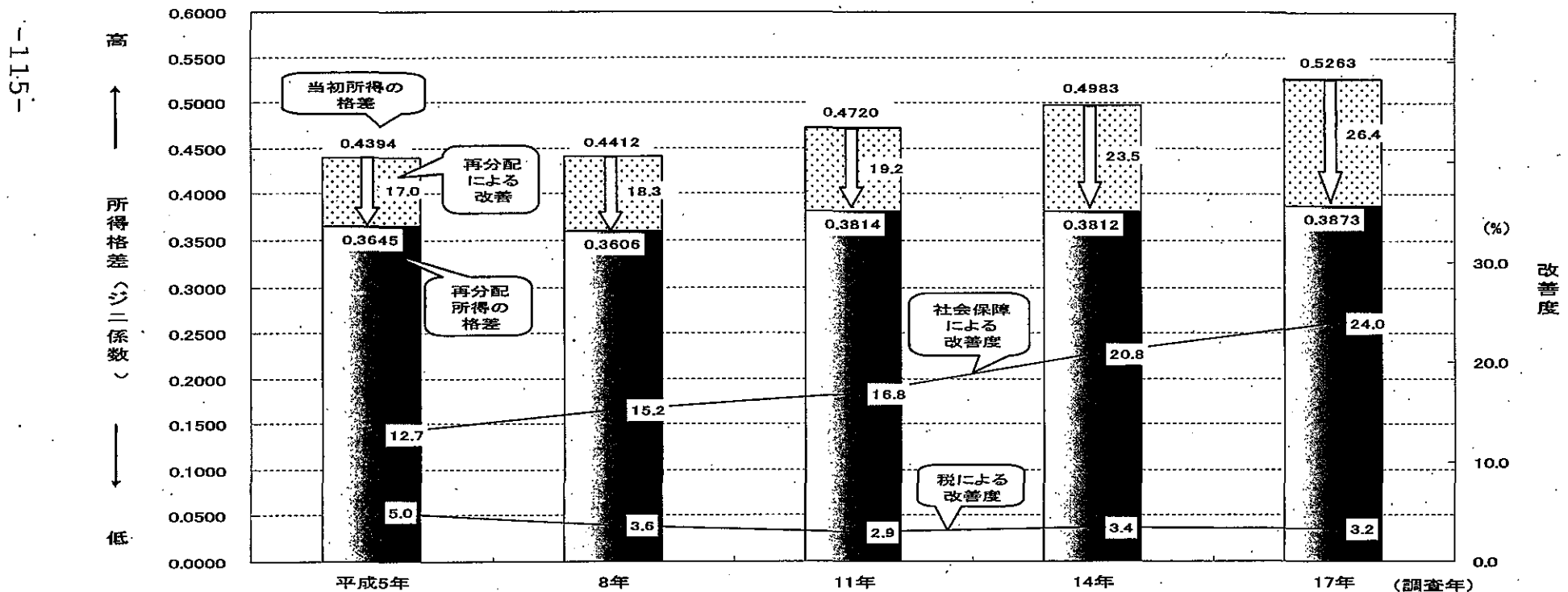
(注)OECD: "Social Expenditure Database 2007"等に基づき、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室で算出したもの。いずれも2003年。
 OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(公的住宅費用、施設整備費等)も計上されている。
 高齢化率は OECD: "OECD in figures 2007"、国民負担率は財務省調べによる(なお、日本の2008年度の国民負担率は40.1%(見通し)。)

社会保障の所得再分配機能

- 社会保障の機能の一つとして、所得の再分配により、国民生活と社会の安定を確保する機能がある。
- 近年、高齢化の進行等により、当初所得の格差が拡大する中において、再分配後の所得格差は一定水準を維持している。年金の成熟化等に伴い、社会保障による再分配効果は上昇。
- ※ 所得再分配調査によれば、高齢者世帯の増加等により当初所得のジニ係数は年々大きくなっているが、再分配所得のジニ係数は平成11年調査以降0.38台で推移

注 ジニ係数とは所得などの分布の均等度を示す指標。0から1までの値をとり、0に近いほど分布が均等であり、1に近いほど不均等になる。所得の場合、0に近いほど所得格差が小さく、1に近いほど所得格差が大きいことを示す。

○平成17年 所得再分配調査



注: 平成17年 所得再分配調査(厚生労働省)